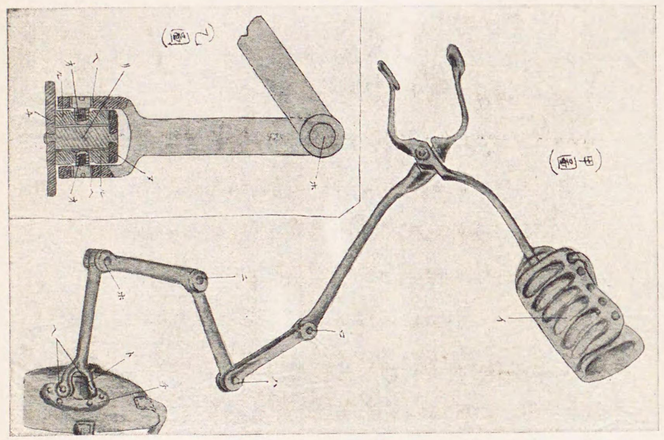

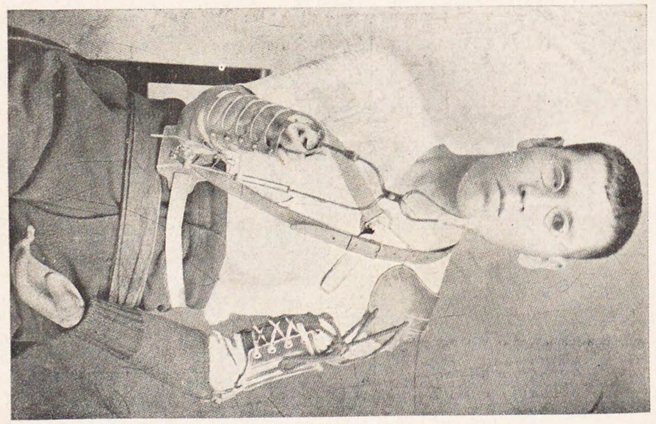

り。前日乃木大將より聽くところによれば、此の義手を造りしは病院を見舞へる際、兩手無きものを見る毎に、アヽ何とか多少良き工風はなきものにやと苦慮せる折柄、入院患者の中に、靑森の卒にて兩手なきものが、自ら工風して釣狀をなせる金屬の小片を手先に付け、其れにて巧に用を足すものあるを見て、之に今一際工夫を加へたらむにはとの考を起し、元來義手は物を摘むの機能なくば效なし。從來の義手は摘まゝしむるに健手の助を藉らざるを得ず。併しながら兩手なきものは義手其の物を以て自ら摘まむの機能を要するなり。依て「ヤットコ」の事を考へ起し、此の働にて自から物を摘み把り得るならむとの原理を見出せり。始めに「ヤットコ」の裝置にて試むるに、遙か離れて在るものを摘まゝんとすれば摘まみ得るも、屈伸自在ならざる爲め、之れを一定の距離以外に持ち行くこと能はず。依て之に關節を付けて伸縮屈伸を自在ならしむるやうに苦辛したる結果が、此の器械なり。此の器械を斯く成り立たしめたるには、東京砲兵工廠の砲兵少佐南部麒次郎氏の工夫與て力あるなり。南部少佐は是迄武器に付て大いに工夫のある人にて、此の人と段々談し合うて出來り上りたるものなりと。是れ乃木大將が義

手を工夫せられたる由來なり。

乃木大將は檢閲使として出發前、兩陛下拜謁を賜はりし際、皇后陛下より御茶菓を賜はり、其の砲戰爭のこと、負傷者のことなど御話ありしに、大將は義手のことを一寸申上しより、陛下にはそを御覽遊ばされたしとの御言葉を下されたり。然るに大將は出發の日迫り、器械は猶全く整はざりし爲め、出發に臨み、余に其の事を依賴せられし故、余は義手と其の寫眞とを携へ、香川皇后太夫の所に到り、さて言ふやう、乃木大將考案の義手のことなるが、一體醫學に關すること、殊に陸軍に於ける療病、衞生上のことは、學問界に於て一定是認せられたる後にあらざれば、之を用ひざること原則にして、東西の新聞に一寸出でたる位にて、未だ學問界に試驗の完全せざるものは、決して貴重なる軍隊に用ひることを爲さず。義手義足の如き、殊に義手は　陛下の御手許より下し賜はるものなれば、若も此の義手が之にて完全なりとの說定りたる上は、醫務局長より自今御賜の義手は此の式に依られたしと御願ひ申し上ぐべき筈なるも、大將の考案せる義手は工夫實に面白く、大いに感心せるものなりとはいへ、未だ學問界に於て是認して、義手

は此の式を最も良とすとの經驗を持たざるものなれば、醫務局長より未だ上聞に達せず、今日も亦局長より上申するの手續をなさゞる次第にて、二十七八年役に　陛下が手足を失ひたる軍人に義手義足を下し賜はることを仰せ出だされたる最初より關係ある小生故、假令未だ學問界に於て是認せられざるも、此の如きものが出來ました。殊に乃木大將の熱心なる工夫にて此の如きものが出來ましたとて、御慰みに　天覽を仰ぎたき旨を申上げられたしとて、香川太夫に差出したるに、卽日　天覽を賜はり、如何にも便利らしく思し召され、尙此の上の工夫を凝らし、幾分にても手を失へるものゝ爲めに便利なるものを、一日も早く成就することを望むとの深仁なる仰ありたりとて、香川太夫は話されたり。（石黑男爵談）

【附記】乃木大將御考案の義手に就いては、石黑男爵のお話を始め、澁谷分院長保利博士、砲兵工廠の南部少佐、村田技師等の諸君から親しく其の來歷を聽き、又幸に此の義手を一日借用することを得ましたから、國家醫學會例會に於て、會員に供覽致しましたが、今實物を見ることの出來ぬ方々の爲めに、村田技師等の好意により、次の甲、乙二圖を製作して頂きましたから、其れに就て聊か說明を試みませう。

卽ち（甲）圖は全體の寫生圖で、（乙）圖は胸部に付く革に裝置されたる部分の分解圖であ

慈愛の念厚かりしこと　乃木大將義手を考案せる由來

りまする。此の器械の一方の短き柄は、イに依て靴の編み上げの様な具合に紐で手に固定せられ、一方の長く且つ數個の關節を有する柄は、厚き革及び此の革に付着せる四本の革紐に依て胸部に固定せらるゝ。ロ、ハ、ニ、ホ（乙圖のホ）の四關節は、同一の面に於てドチラへも自由に伸縮屈伸することの出來る蝶番關節であります。ヘ（乙圖ヘ）の關節は前の四關節とは反對の向きに動くところの蝶番關節で、尚ト の部に廻轉運動を營む所の關節がありまする、即ち乙圖は重もに此の部分を示した分解圖で、チ甲圖のチ）なる坐金とヌなる蓋金に依りて固定せられたるリなる中軸をルなる輪環が廻轉するので、又此の輪環にはヲなる二個の螺旋に於て、ヘ（甲圖のヘ）の關節と聯結して居ります。今例之此の器械を着けて、一方の柄を固定したる手を動かして上下せんとし、或は屈曲せんとし、或は伸縮せんとすれば、ロ、ハ、ニ、ホの關節働き、左右に動かさんとすれば、ヘの關節働き、廻轉せんとすれば、トの關節働くと云ふ具合で、少しく熟練しまするとゝ、是等の諸の作用が同時に合同して、實に巧なる働をなすものであります。

（國家醫學會雜誌第二三四號より轉載）

十　外國人に關することゝ

○外國人の乃木大將に對する尊敬

予は大將が學習院長に任ぜられし明治四十年一月より、同四十二年三月予が病軀を抱いて白砂青松の間に退くに至る迄、及び病癒えて後明治四十四年九月より大將の薨去に至る迄、外國人が大將に贈れる信書類の飜譯の命を拜し居りたるが、今日の事あるべしとは夢想だにせざりしを以て、別に何等の控をも留め置かざりき。故に僅に覺束なき記憶を辿りて大將の高風の一面を窺はんと欲す。唯外國人の姓名を逸し興味の一半を殺ぎたるを憾とす。（渡邊眞識）

乃木大將の名聲が宇内に喧傳せらるゝに至りしは、實に旅順の攻圍と其の陷落とに因す。蓋し旅順は水陸の要害にして、山河の形勝を占めたるが上に、露國が千萬年の長計を講じ、億萬の金銀を投じ、最近の學術を應用して築城したる處堡壘の堅き、文字通りの金城湯池にして、天下の險たるに於ては敢てジブロルタールの岩窟に讓らざりしなり。然れば、日本人のみこそ之を拔かんと期したれ、西洋人は恐らく難攻不落と確信し、彼等同士の間には必ず攻城不可能と評し居りたるべし。然るに大將は勇敢なる我が兵士を率ゐて猛烈なる攻撃を加へ、難戰苦鬪遂に之を陷れられたりき。されば此の報に接したる彼等の驚は果して如何なりしぞや。況んや大將の品性高潔なるを聞くに至りては、其の德を仰ぎ之を慕ふの風翕然として起りたるも宜なりといふべし。

明治三十九年の末つ方、大將參内の途上、乘馬跪きて墜落せられたりとの報歐米

歐洲の貴賤大將の落馬を憂慮す

瑞典の少女クリスマスカードを贈る

從軍の外國將校及び記者信書を送り來る

ミネソタ州知事寫眞を乞ふ

歐洲を始め亞非利加南米等より親筆を乞ひ來るものあり

少壯將校或は中學生には其の欲する儘に書き贈らる

外國婦人の請を容れらる

新聞紙に現るゝや、平常大將に推服するもの、皆其の安否を憂ひ、書を飛ばして負傷經過如何を問ひ、大將の自重せんことを請へり。故に當時書簡の多數は慰問のそれなりき。獨逸アントンホーヘンツォルレルン親王は自署の繪葉書を以て大將の健康を祈り給ひたりき。

やがて歳は暮れ四十年の春を迎へんとするに當り、瑞典の一少女は遙々とクリスマスカードを贈り來りて、大將の健康を祝したり。

一陽來復旅順降伏の三週年となりたる時、伊太利の一從軍記者は、己が旅順城前塹濠中に立てる姿を寫せる繪葉書を送りて追懷の情を叙し、又英國の一陸軍中佐は亦第三軍に從軍したりし緣故を以て、大將の健康を祝し、當時の記念として大將の眞影を、印度西北邊疆、中佐の駐屯地に送られんことを乞へり。大將は快諾、正裝の寫眞一葉を贈られたり。

北米ミネソタ州知事ジョンソン氏は、セントポール市圖書館を飾らんが爲めに、大將の寫眞を懇望したりしかば、大將は一葉を送られたりき。

此の頃以後、墺太利、獨逸、英吉利、西班牙を初め、南米伯剌西兒、智利及び亞非利加の西、大西洋中のカネーリー群島のラスパルマス等より、一面識なきものゝ大將を景慕し、大將の親筆を得んと請ひ來るもの頗る多かりき。

大將の自署を請へるものゝ中、時に或は虫の好き非常識、寧ろ不當の要求をなしたるものありて、大將は別に之を顧みられざりしものもありしと雖も、少壯將校、或は中學生の如き輩には、欲する儘に書き贈られたり。其の文言は大概左の如くなりき。

某君の健康を祝す

某君の健勝を祈る

余は嘗て大將が嫌はれたるは坊主と御用商人と女なりと言ふを聞きしことあり、又現に外國人の中にも然か信じて學習院の參觀を遠慮したる外國婦人ありしが、大將の好まれざりしは、近づくべからざる賤しむべき女性を指しゝと覺ゆ。獨逸高等女學校の一女生徒は、大將に眞筆を送られんことを切願し、其の老父(大學教授)も爲めに一書を裁して其の女の請を容れられんことを乞ひしが、大將は直ちに之を諾して、一札を贈られたりき。西班牙の一女も其の姉が既に大將の親

筆を有するが故に、妹にも同じ榮譽を與へられんことを乞ひたりしが、大將は之にも其の需に應ぜられたりき。

墺太利の一中學生にて、大將に支那朝鮮の郵便切手を送り給はらんことを請ひたるものありしが、大將は快く應ぜられ、支那朝鮮當時の郵政狀態を敎へて若干を與へられたり。

墺太利の中學生に郵便切手を贈らる

墺國の一少年は日露戰役中、大將を介して若干の金員を我が負傷兵士に頒たんことを乞へり。兵馬倥傯の間と雖も、大將の事なれば返翰を贈られしに相違なきも、如何なる理由か到着せざりしと見え、再び大將に書を送りて、其の趣を通知し來れり。大將は直ちに旅順攻圍中の信書飜譯簿を檢せられ、該金員が既に赤十字社に寄贈せられ居るを以て、更めて懇篤の好意を感謝し、少年の志に從ひ、傷病兵慰藉の資となし居るを回答せられたりき。

墺國少年に謝狀を送る

ユカタンの富豪其の子を大將に託せんとす

メキシコ國ユカタンの一豪族は、大將の高風を欽慕し、其の一子を隣國の合衆國に遣らずして海波數千里を隔つる日本に送り、之を大將に托し、其の薫陶に浴し、兼ねて醫學を修めしめんとせり。然れども學習院には外國人の子弟を收容するの設備なきを以て應ぜられざりき。

英國皇立美術協會は、大將が世界の偉人たるの故を以て、其の名譽會員に推薦したりしが、大將は專門の甚だしく異なれる理由にて、深く其の好意を謝せられ、其の名譽を辭退せられたり。此の頃米國加奈陀の一女流詩人は、一絕を賦して大將の勳功と事蹟とを讃稱したることありき。

英國皇立美術協會の名譽會員に推薦せられたるを辭す

米人の敎育意見を熟讀す

外國人が著書を大將に贈りて敬意を表したること二三に止らざりしが、米國マンリウスの一學校管理者が大將に寄せたる「軍事上より見たる敎育」と題せる一冊子をば

墺國伯爵夫人に和歌を贈る

亞米利加人は一體どんな考を持つて居るか知らん。それが知りたい。

と言はれ、特に飜譯を命ぜられ、熟讀せられたりき。著者の懷抱せる敎育意見は頗る大將の主義と一致したりと覺ゆ。

大將の薨去前約二ヶ月、大將は二人の墺國軍人と一伯爵夫人とに其の願に任せて自筆を送られたり。此の內伯爵夫人に送られたるは和歌なりき。

維新の頃、松平春嶽公の招聘に應じて來朝、福井藩の敎育に從事し、又「皇國」と題せ

グリフイス博士の著書に酬ゆ

る書を著して我が邦を紹介したるグリフイス博士は、痛く大將戰後の行動に感激し、德川家康の「勝つて兜の緒を緊めよ」との格言は、大將之を實現せりとなし、大に讃美の意を表したる書簡を送り來れり。大將は勘からず喜ばれ自筆を以て一書を認め、最近撮影の寫眞を添送して深く博士の好意を謝せられたりき。

（數授渡邊眞氏記）

○外國婦人乃木大將に借金を申し込みたること

明治四十年の事と覺ゆ。墺太利の一婦人は書を大將に寄せて、己は遠からず分身すべければ、大將が生まれん子の命名親たらんことを願ひ、又家族多く生計も裕かならざれば、一助として商店を開かんと欲するが故に、其の資金を貸し給はらんことを請へり。書中には勿論返却の豫算等も書き記され、又其の子の一人は海員なれば、（或はならんとするか記憶明かならず）他日日本に行く事もあるべしと思ふ等の趣意も文面にて讀まれたりき。大將は之を見て

「如何したもんだらう」

と問はれしが、其の時愚考したるに、外國人の事にもあり、又如何なる人物なるかも容易に解らざる上、愈出金せらるるにしても、外務省大使館を煩はす事となり、手數も頗る面倒なるべければ、余は其の儘に爲し置かるゝ方宜しからんとの意見を開陳したり。大將は愚見を採用せられたるが、此の事萬一大將の德を傷けたりとの非難の聲の一因ともならば、そは余が諫止の結果なれば、余は其の全責任を負はんと欲するなり。（數授渡邊眞氏記）

第十六　乃木院長の文事

一　學問及び出版物に就いて

（講師井上博士談）

乃木大將の學問の全體は詳しく存じませぬが、併し學習院々長となられて以來、屢〻學問上のことに付て御話を致しました。それは毎週一回本院にも、女學部にも修身講話の爲めに參りますので、本院に於ては講話前に乃木大將が待つて居られますから、十分なり、十五分なり、いつも御話を致しました。其の話は學問以外のこともないことはないが、まあ多くは學問上のことでありました。それに折々私

の宅に訪問に御出でになりまして、其の度毎に又學問上の話を致した次第であります。それは折々書物を乃木大將に御覽に入れたのでございます。何か話の序でから御覽になりたいやうな書物があつたり、又はこちらから話をして大將の方でまだ御覽になつたことがないやうなものがありますと、其の書物を學習院に往くときに車の中に入れて持つて往つて御貸し申したやうなことがあります。さうすると其の書物を暫く留めて研究なされて御返しになるが、人に托して御返しになることは殆どないので、いつも大抵御自身に日曜日の朝などに馬に乘つて御返しに御出でになるのでございます。さういふときは副官を連れて見えますが、副官は家の外に待つて居りまして、大將ばかり宅の二階の書齋に御出でになつて、本を返した序に色々御話がある。御質問なども色々出ましたのであります。さういふやうな關係がありましたから、大將の晩年の學問上の思想は、私には大分分つて居る積りであります。其の外素行會の方でも色々御話がありましたので、其の方で又幾らか大將の御考の分つたこともあるのでありますが、素行會のことは後で別に御話を致しませう。

乃木大將の平素研究いたされたのは、主に和漢の書物でありまして、兵學に關するものがあり、武士道に關するものがあり、國體に關するものがあり、其の他歷史、文學に關するものがあり、又教育に關するものがあり、神道に關するものなどもありました。それから山鹿素行、吉田松陰の著書は云ふまでもありませぬが、それ以外に於ては、殊に水戸學者の著書を研究いたされました。栗山潛鋒の「保建大記」だの、藤田東湖の「弘道館記述義」の類は前から御存じてありましたが、何か話の序でに三宅觀瀾の「中興鑑言」といふ書物は、栗山潛鋒の「保建大記」と相列んで水戸の國體に關する著書としては、大切なものであるといふことを御話した所が、「中興鑑言」はまだ見たことがないと申されました。それで是は大事な書物であります から御覽に入れませうと申しまして、家にありました版本の「中興鑑言」を持つて往きまして御覽に入れた所が、非常にお氣に入りまして、なか〳〵愛讀いたされたやうでありますさうして「中興鑑言」は外からも異本を借りて來て對照されました所が、私の藏書には跋文がないのであります。他の本には跋文がある。さういふやうな御話もありました。それから乃木大將がとう〳〵「中興鑑言」を全部自分

中興鑑言打聞

で寫されまして、さうしてそれを石版刷にして、何十部か自分の資を投じて製本して知友に寄贈いたされたのであります。乃木大將の字は謹嚴な字であります。から、其の本は洵に珍重すべきものであります。況して今日は大將歿後のことでありますから、非常に尊い書物と言つて宜しからうと思ひます。それから「中興鑑言打聞」と云ふ寫本を御覽に入れましたこともありますが、是も久しく留めて愛讀されたやうであります。

それに私が能く貸しました書物は、返すときにはちやんと表紙を紙に包んで、さうして自分で「皇朝政要」「中興鑑言」などと題して御返しになりました。人から借りた書物を決して粗末にせぬといふ意味もありませうし、又「中興鑑言」といふのは大事な書物だから汚してはならぬといふ御趣意でもありましたらうが、ちやんと厚い紙で表紙が包んでありました。今に其の儘保存して居ります。世の中には隨分人の書物を借りて汚して返すやうな者もあり、甚だしきに至つては珍本を借りたなりに返さないといふ怪しからぬ者もある世の中に、乃木大將の如きは借りた書物を非常に大事に致されました。表紙までも汚れないやうに注意され

會澤正志齋の文集
下學邇言
大日本史論贊
國基

たといふことは些細なことのやうであるが、なか〳〵人の手本になる仕方であると思ふのであります。

それからまだ水戸の學者の書物は幾種か御覽に入れたのでありますが、一々覺えませぬ。確に覺えて居るのは、會澤正志齋の「文集」、それから「下學邇言」、それから安積澹泊の「大日本史論贊」の類を御覽に入れました。會澤の「下學邇言」は家に活版の本がありましたから、是は水戸學の方では大事な書物であります。と言つて御覽に入れた所が、是又なか〳〵研究いたされました。元來「下學邇言」には木版本があります。するけれども、宅にはなかつたのであります。所が乃木大將が外の側から木版本をも探し出して研究されました。「下學邇言」は餘程乃木大將には影響があつたやうに思はれます。それからして紀維貞の「國基」といふ書物も御覽に入れました。是は水戸學ではありませぬが、紀維貞は曾て學習院が京都に設けられました。ときに、教員になつた人であります。さうして此の「國基」といふ本は殆ど世間に忘れられて居つた本であります。けれども、私が一讀して見た所が國體の書物であります。して、ちよつと見所のある本でありましたから、多分乃木大將の趣味に合し

九經談總論評說
俗神道大意
古道大意
集義外書
集義和書
大學或問
經義大意
鎔造化育論
固本策

て居る所があらうと思つて御貸し申した所が、非常にお氣に入りまして、之をそつくり活版刷にされまして、さうして曾て學習院に何か式のあつたときに來賓に配られました。其の他定めて廣く知友に寄贈されたでありませう。其の時には彼の長谷川昭道の「九經談總論評說」といふものも一緒に版にして人に配られましたのであります。それからまだ乃木大將に御覽に入れた書物は平田篤胤の「俗神道大意」「古道大意」熊澤蕃山の「集義外書」「集義和書」「大學或問」八田知紀の「經義大意」佐藤信淵の「鎔造化育論」といふやうな色々の書物を御覽に入れました。其の中に何か批評を加へて御返しになりました所が、是は餘程お氣に御返しになつた書物もあります。それから又或時渡邊重石丸の「固本策」を御覽に入れました所が、是は餘程お氣に入りました。さうして其の著者はまだ生きて居るであらうかと御尋ねでありましたが、私も久しく此の人の消息を聞かないので、それは能く存じませぬと答へました所が他の方面に於て色々聞き質されたと見えて、とう〳〵渡邊重石丸が生存して東京の麴町あたりに住まつて居ることが分りまして、自身で當人を訪

問されたさうであります。それで其の次に會ひましたとき、實は渡邊重石丸に會つて來たといふ御話でありましたが、それから乃木大將が渡邊重石丸と屢〻交際されたと見えて、大將歿後に其の事が精しく新聞に現はれて來ました。「一體固本策」といふ書物は餘程猛烈な說が擧げてあります。餘り猛烈であるので、世人も殆ど顧みないで忘れて仕舞つて居つた本であります。けれども、丁度其の猛烈な所が乃木大將の氣に入つた點でありませう。大將は生溫るいやうな論よりも餘程猛烈な極端な論を好まれたのであります。少々なことでは世人をして反省せしむるに足らぬ。餘程猛烈な論でなければ十分に效能がないといふやうな御考であつたらうと察せらるゝのであります。

それから乃木大將が、一昨々年でありましたか耳の病氣を致されまして、一時は隨分重患で數ヶ月間赤十字病院に入院して居られましたが、さういふ大患の後は餘り讀書なされるのもどうであらうかと思つて、書物を御貸し申さなかつたのでありますが、英國の戴冠式に御出でになりまして、それから歸朝されました後、もう大方讀書なされても差支なからうと思ひまして、安積澹泊の「大日本史論

贊」と佐久間象山の「詩鈔」と、高松芳孫の「正學指要」の三部の書を御覽に入れました。佐久間象山の「詩鈔」はまだ御覽になつたことがないといふことでありましたから、其の時始めて持つて往つて御覽に入れた次第であります。高松芳孫の「正學指要」といふのは、國體の論でありまして、さうして此の書物は德川時代に絶版されたものと見えて、非常に少いのであります。其の絶版されたといふのは、高松芳孫は儒者でありますが、なか〳〵盛な勤王論を唱へて居りますから、どうもそれで絶版されたのでありませう。さういふ書物でありますから御覽に入れたのであります。此の中で佐久間象山の「詩鈔」と「正學指要」とに付ては何等の批評もなかつたのでありますが、「大日本史論贊」のことに付ては屢〻御話がありました。どうもあれはなか〳〵良い本であるから版にしようと思つて居るといふ御話でありました。それは至極結構でありますどうぞ版になさることを希望いたすといふやうなことを申したのであります。それから他の方面からも異本を借り出して對照されたと見えます。さうして段々印刷に附する運びになりつつあつたのであります。丁度業半ばにして　先帝陛下の御重患に罹らせられたやうなことがあつて、それから次いで崩御あらせられ、靈轜御發引と共に乃木大將が殉死をされましたものでありますから、「大日本史論贊」を印刷に附することは其の儘になつて仕舞つた次第であります。もう少し乃木大將が生存して居られましたならば必ず印刷に附せられたことでありませう。併しまあ原稿が多少殘つて居りますのは、今日では貴重なもので、長く其の儘保存すべきであると考へます。

其の外乃木大將は吉田松陰の「武教講錄」であるとか、「孫子評註」であるとか、山鹿素行の「武教本論」であるとか、「中朝事實」であるとか。さういふものを版にされました。それから又「中朝事實」の跋文附錄といふものは、以前一向知れて居なかつたものでありますが、或時平戸の方から素行會に送つて來たのであります。乃木大將はこれを見て非常に珍重されまして、自分ですつかり寫されまして、さうして石版にして知友に寄贈されたのであります。「中朝事實」の本文の方は立派な活版でありますが、句讀もなければ返り點もないのでありますから、どうも人が餘り讀まなかつたやうであります。其の點に付ては大將も餘程零して居られたやうでありますから、折角活版にして

配所殘筆
兵要錄

寄贈されても、それを讀んだ人は非常に少數であつたらうと思ふのであります。それから「配所殘筆」は素行自筆の分をそつくり石版にして知友に配布されました。

それから乃木大將には或時長沼澹齋の「兵要錄」を御覽に入れたことがあります。是は御存じなかつた本でありましたから御覽に入れた所が、是も餘程研究されたやうであります。一體吉田松陰は曾て長沼流の兵學を學んだことがありますさういふやうなこともありましたから、大將も長沼澹齋に對しまして一種の趣味を懷いて居られたのでありませう。それから段々外の側に付いても問ひ合されたものと見えて、とう〳〵福島中將を介して舊松本藩主の戸田家から本箱一杯借りて來て研究されて居りました。長沼澹齋の著書が斯んなに澤山あるかと申されたことがあります。私はそんなに澤山あることは其の時始めて知つた位であります。

それから支那の書物に付ては餘り御話をしたことはないが、唯一度諸葛孔明の「心書」を賞讃して居られたのを覺えて居ります。それ以外餘り支那の書物に付ては話が出なかつたのであります。

それから西洋の書物の話は一向出なかつたのであります。御質問もなかつたのであります。どうも獨逸の書物などはさう平生は讀んで居られなかつたかと察するのであります。曾て一年半ばかり獨逸に居られましたから、獨逸の書物は御讀みになる丈けの素養はあつたてありませうが、平生は餘り原書を御讀みになるやうな風でなかつたのであります。英語に付ては一度御質問のあつたことがありました。さういふやうな譯でありまして、大將の熱心に講讀されたのはまあ日本の國體の書、武士道の書、神道の書、それから歷史、教育といふやうな方面が主でありました。それから彼の平生大將の居られた總寮部の室内にある圖書類を一見した所でも、まあ多くはさういふ書類であります。それで略ぼ大將の學問の範圍も推察が出來るであらうと考へられます。

（講師井上哲次郎氏談　速記者記）

○愛讀の書

余の知れる範圍に於て、院長の敬愛して讀まれたる書は、「中朝事實」を第一とす。其

の證は院長自ら印行せられたる書の下卷の末尾に、

戊申七月二十一日於片瀏幕舍加朱。校正了焉。神氣特爽然。

同三十一日再校之。

己酉五月三讀過了。

庚戌十一月十八日第四讀了。

と明記せられたり。且つ印行前にも讀まれしこと一再ならざるべく、又其の後余等の編纂せる「國民道德叢書」第一卷をも通讀し、特に「中朝事實」の部には曾て附せられたる圈點以外に赤鉛筆にて點を添へられたり。されば恐らく前後七八回に及ばれしこと知るべし。更に　今上陛下の猶ほ東宮にましましゝ時に獻ぜられたる書の文、

凡上智與下愚不可移、、、、、、

は同書下卷の禮儀章にあり、又薨去前　今上陛下に奉られたる

朝廷王畿者天下之規範而兆民所具瞻也。豈縱一人之私。伐當時之治。而不致其規制乎。

も亦同書上卷中國章の末尾にあり。況んや九月十日親しく東宮殿下に謁して此の書を獻ぜられたるをや。而して此の書の院長手控本は明治四十三年十二月末余に貸與して自ら加へられたる訓點及び誤謬を寫取せしめられたり。其の動機は北海道師範學校長皇菊太氏の依頼により、同書の惠贈を乞ひし際、「無點なれば讀み難き故、あなたが餘暇に之れに依つて訓を附けて、それからやつてもらひたい」と言はれたりしに在るなり。余は凡そ三ヶ月間に同校長へ贈る書と及び余の書とに之を寫取し、且つ院長の附せられたる圈點等をも殘らず其の儘寫取したり。又之が緣となりて、全國師範學校中學校へも惠贈せられたき考を起し、先づ院長に聽き、次に岡田文部次官に詢ひ、而る後七十五部を頂きて、之を文部省に送り、師範學校全體に配付せられ、今は院長の絕好記念として夫等各學校の尊重する所となれり。

其の他にありて、「武教小學」「配所殘筆」「武教全書」「武教講錄」「下學邇言」「弘道館記述義」「今書」「不恤緯」「新論」「中興鑑言」等とす。余が「國民道德叢書」を編纂するや、時々將軍の高見を問ひて而る後收載を決定せり。前揭の書は皆其の中に網羅せり。獨り淺見絅齋

弘道館記述義
今書不恤緯
新論
中興鑑言
靖獻遺言

の「靖獻遺言」は「あれはどうも」と言ひて拒斥せられたり。蓋し材料を全然支那に取りしを嫌はれたるならむ。（教授有馬祐政氏記）

○資を投じて印刷せられたる書

院長は山鹿素行、吉田松陰を私淑尊崇し、明治四十年以來巨多の資を投じて其の遺著を印刷せられ、此の外、我が國體を明にし、名教に關する著書あれば、印刷に付して同好の士又は學生に頒たれたり。印刷上の取扱は學習院書記園部正直氏に委ねられしかば、同氏は最も印刷の年月部數等の事に精し。今同氏の製したる院長出版物表を得たれば左に掲ぐ。

乃木院長出版物

名稱	數量	單位	單價	出版年月	出版所
配處殘筆			寫眞石版 明治四十年	凸版會社	
孫子評註	三〇〇部	一部二冊	一部七七、錢八〇	寫眞石版 同四十年一月	同
中朝事實	六三〇部	一部二冊	六一、八〇	活版 同四十一年五月	凸版會社
國基	二〇〇部	一部一冊	上製八、七五 中八〇、七五 並六五、七五	序文寫眞石版 本文活版 同四十二年七月	同
九經談總論評說	二〇〇部	一部一冊	六七、二〇	活版 同四十二年七月	三秀舍
武教小學 武教本論合本	六〇〇部	一部一冊	二六、七六	活版 同四十三年二月	同
武教講錄	六〇〇部	一部一冊	三一、二六	活版 同四十三年二月	同
志基農玖賀陀智	六〇〇部	一部一冊	二八、〇〇	活版 同四十三年二月	同
中興鑑言	五〇部	一部一冊		石版（院長自筆） 同四十二年三月	本院石版所
中朝事實跋文附錄	五〇部	一部一冊		石版（院長自筆） 同四十二年二月	同
紀維貞略傳	二〇〇枚	一枚		石版（院長自筆） 同四十三年五月	同
少年國民軍編成趣旨	八〇部	一部一冊		石版 同四十三年十月	同

配所殘筆、中朝事實、中朝事實跋文附錄、武教小學、武教本論は山鹿素行の著にして、

孫子評註、武教講錄は吉田松陰の著なり。配所殘筆は素行の自筆本、竝に原形に從ひて寫眞石版に付せられたり。三宅觀瀾の著なる中興鑑言は院長の自ら書して石版に付せられたるものなり。九經談總論評說は信州の長谷川昭道氏が太田錦城の九經談の總論を評說したる一種の儒教論にして、其の外孫なる學習院教授飯島忠夫氏の家に傳へたるを、院長が一閱して資を助け印刷せしめられしものといふ。國基は紀維貞の著に係り、別に維貞の略傳を作らしめて之に附錄せらる。志基農玖賀陀智は矢野玄道氏の著にして、もと明君賢臣良將の傳を記したるものなるが、院長は其の中より特に加藤清正の傳を取られたるものなり。（教授岡田正之氏記）

○燕石の詩集に就きて

呑象樓遺稿とは讃岐の日柳燕石の詩集なるが、院長は御氣に入りたる所ありしと見え、教官又は學生の書を請ふものあれば、時に燕石の詩を錄せられたり。院長が此の遺稿を獲られしは明治四十三年七月の事にして、當時本院の學生が游泳演習の爲に相州片瀨に在り、院長も學生と共に天幕の下に起臥せられ、會〻黒木安雄氏より此の遺稿を贈り來りしより、數日の間に之を讀み畢り、全部八卷の中六卷には其の卒讀の干支月日を識さる。其の文左の如し。

第二卷の末には、

庚戌七月二十六日、誦了。

と書し、第四卷の末には、

庚戌七月二十六日、夜來風雨。誦讀午時了。

と書し、第五卷の末には、

七月念六、風雨盡日、不レ出レ幕、誦此卷。

と書し、第六卷の末には、

七月念七午前誦了。雨後暑氣來、日光少射、怒濤聲高。

と書し、第七卷の末には、

七月念七午後、浴濤後閱了。

と書し、第八卷の末には、

庚戌七月念七、夜新霽凉如レ水。閱了七時小過。

と書せられたり。以て其の誦讀を卒へられしことの迅速なるを知ると同時に、其の文辭の如何に簡潔にして趣致あるかを窺ふを得べし。（教授岡田正之氏記）

○燕石を評せらる

院長は片瀬の暮舍にありて呑象樓遺稿を誦讀せらるる際、余等に其の遺稿を示し、且つ其の人物を評して曰はるるやう、「燕石は俠客肌の詩人で、大いに維新の志士を庇護し、志士の身を寄せて匿れゐたるものも隨分あつたらしい。燕石は普通の詩人と違ひ、賭博などしたと云ふことである。詩人が賭博すると云へば變に聞こえるが、若し賭博者が詩を上手に作ると見れば善くなつてくる。燕石の賭博も性來好いた物であつたかは知らぬが、或は志士を庇護する爲め身跡を賭博に晦ましたのであるとも思はれる」と。（教授岡田正之氏記）

○大日本史論贊の校合

大日本史論贊は、水戸にて安積覺をして起草せしめ、本紀列傳等の尾に附する筈なりしも、種々の事情ありて之を見合せしなり。されば此の論贊のみを集めて、大日本史論贊又は史稿贊藪と稱し、寫本のまゝにて傳へしを、後賴山陽の校訂開板する事となりしかども、なほ其の流布すること極めて稀なる本なり。然るを井上哲次郎博士その一本を所藏し、或日出講の序に學習院に持參して院長の覽に供せられしが、院長は直に之を一讀して其の有益の書なるを知り、自費出板の念を起されきとおぼしく、それより類本の蒐集に着手し、井上氏藏本（帝國圖書館本、學習院書記園部正直氏藏本（以上寫本）竝に山陽の校本の四本を得られたり。かくて對校の結果、園部本を善本と認め、同氏に依頼して之を謄寫せしめ、之を原稿に充てられむの計畫なりき。此の間院長自身には、彼此を照合し、又一本に附載せられたる、室直清の「賀安積子先撰進國史論贊啓（九月十三日）」高橋廣備の「與水館諸學士（享和三年正月）」學館教授高以敬の「大日本史贊藪後敘（延享三年丙寅秋九月）」等を書寫せられたり。こは是れ二十七字詰九行十七枚の漢文なるを、六月十七八日（明治四十五年）の餘暇に總寮部にて、美濃紙に美しく自寫せられしにて、以て其の勵精の程を察すると共に、又院長が最後の寫本として最も尊重すべき所のものたり。

院長が最後の寫本

さて右の如くにして着々此の事業の歩を進められしが、何分類本も多く集まり、その間には多少の出入異同なきに非ざれば、同じくは校正して善本を出さんの

希望を起され、乃ち一教授を總寮部に招きてこれが讀み合せを命ぜられき。こは六月廿二日夜の事にして、それより七月十三日に至るまで數回の會讀に漸くその三分の二を終へられたり。此の際に於ける院長は、或は聲高らかに朗讀し、或は朱筆を執りて校定し、或は字義を論談せらるゝなど、殆ど地位の尊榮と、年齒の貴きとを忘れられたるが如し。まして暑き頃の蚊さへ多きを、自らマッチ摺りて蚊遣香に點ぜられし程、侍坐する身の無限の感に打たれて涙さへ出づべくおもほえき。殊に果の度には、晝食後より始めをらるる程に、和譯中朝事實の事に關する用務ありて、女學部の有馬教授も來られつ。三人鼎坐交〻讀誦して五時に至り、夕食の喇叭に促されて惜しき會讀を中止せられぬ。有馬教授は食後にも續きてとの希望を申し出でしが、今日しも閉寮の前日にて、六時よりは全寮茶話會の催しあればとて斷られつ。かくて殘餘の三分の一は、七月二十日より開かるべき沼津の水泳場に於て續行せむ事を約せられ、一教授も砂白く松翠なるこの新水泳場にて、かゝる貴き事業の御手傳せん事のいとゞはえありとも覺えしなり。かくて有馬教授には、配所殘筆を和譯本の前に付すること、裝釘の高雅單純なるべき事等を種々懇切に注意せられ、又序文の事も快諾せられたれば、教授は拜謝して辭し、余も從ひて出でぬ。後數日、先帝御惱の報傳はり、水泳も中止となりしが、續いて崩御の御大變には會ひしなり。さて七月卅一日院長はその事に關し學生一同に訓示せらるべき旨ありて、出院せられしが、其の時彼の論贊に關する一切の書類を一括して庶務課に持參し、其の處分を園部氏に命ぜられき。余は此の時早く此の企畫をも中止せられし趣を知りしかども、そを單に一時とのみ思ひしは、全く凡慮の淺はかにて、後久しからずして院長自決の事あり、未完の校合本のみが空しく本院の書庫に遺りて、世に貴くも悲しき記念とはなりぬるなり。

（教授島野幸次、有馬祐政兩氏記）

七月廿一日

○佐々木高綱傳の材料を貸付せらる

明治某年臺灣より歸途の船中にての事なりき。余はかねて本縣神仙記傳と題する書の編輯中なりしが、此の書に載すべきもの約二百人を得たる中に、大將の祖先なる佐々木高綱も亦その一人にして、百二十歳の長壽を保ちし事を記憶し居しかば、雜談の序に語り出でゝ互に問答し、且重要なる材料も所持せらるべけれ

ば借覽したしと申し出でしに、大將は快諾せられ、歸着後、正行寺緣由、佐々木高綱法師了智系圖、高綱廟碑銘等を貸與せられたり。余は仍りて之を本朝遯史を始め其の他の諸書等と參酌して一篇の高綱傳を草し、此れを同書の第四卷中に載せ、其の卷を御覽に入れしが、他の部分をも一見したしとの事なりしかば、卽ち本朝神仙傳全部十卷の內、其の時淨書の成り居たる六卷迄を御目に懸くる事となり、單に大將のみならず、夫人の愛讀をも辱うせしなり。（宮內省掌典宮地嚴夫氏談　敎授鳥野幸次氏記）

此の種の論あるを要す

○固本策と太平記評判

固本策は、平田門の國學者渡邊重石丸氏の著にして、院長が愛讀書の一なりきと覺しく、明治四十二年六月本書二部を本院圖書館に寄贈し、以て敎授等にも閱讀を勸められたり。仍りて之を通讀せしに、本邦の古典を論じ、交ふるに警世時務の策を以てし、頗る人心をして感發せしむるものあり。只附錄の讀論語に於て、極力之を排擊し、「神州之毒物未有劇於論語者也」と爲すに至りては穩健を缺くの嫌あるを感ぜしにより、以て院長に質しゝに、卽ち曰く「それは藥がすこし強すぎたるやも知れねど、時に應じては又此の種の論あるを要す」と。

太平記評判に趣味を感ず

太平記評判は、國史國文の側にては餘まり重きを置かぬ書なり。然るを院長は之を一讀して趣味を感ぜられしが如くなりしかば、以て國史專門の某博士に語りしに、彼の書は余等には一向興味なきものなれども、院長はさすが軍人とて、其の戰術兵法等の評論に着眼せられしが如しといはれ、余も物は見る人の立場によりて、各特殊の興味と利益とあるものなるを適切に感ぜし事あり。（敎授鳥野幸次氏記）

○兵範記

院長就任の當時、某敎授圖書館內閱覽室にて兵範記、一名人車記といふ公家の日記を讀み居たるに、院長之を見て、「ハハア箇樣なる書物があるか、見たこともなければ、名を聞いたこともなし」とて、其の書を手に取りて一覽せらる。依つて同敎授は兵範記と云へば兵學の書の如くなれども、之は公家の日記にして兵書にあらず。此の書は久安より治承に至る間の日錄にして著者は平信範と云ふ。題號の「兵範」は著者の官名兵部卿の一字と名の一字とを取りて附けしものなり。又人車記の「人車」は同じく著者の名「信」の人扁と「範」の車とを取りて附けたるにて、是又車には緣故なきなりと語りしに、院長は一笑せられ、「さるにても斯る古き書物により

て歴史を研究せば面白き記事もあるべし」と語られたりと。（教授大森金五郎氏記）

花園天皇の誡太子書

○伏見宮家御記錄の拜觀

四十二年四月二日、院長は伏見宮家御藏書の拜觀を差許されたるにより、本院及び女學部の教授等十數名も陪觀するを得たり。同宮家が御藏書に富ませらるゝことは世に隱れなき事實にして、其の御藏書をば元亨利貞の四通りに區分せらる。元は大抵歴代の御宸筆にかゝり、亨利貞も共に朝廷に關する記錄類大部分を占め、何れも珍書ならざるはなし。是等の御藏書は副本あり。本書は宮殿下の直封になり居るを以て平素拜觀を許されざれども、當日特に之を許されたるは無上の光榮なりしなり。さて此の日拜觀せるは元の第一第二第三及び第九にして聖武天皇以下歴代の御宸翰なり。院長は殊に熱心に拜觀せられ諸教授と共に之を讀みくだき、往々質問等を發せられ、和歌の部などは自ら寫し取られたるもあり、特に花園院天皇宸記の誡太子書は最も熱心に拜觀せらる。是は花園天皇が太子（光嚴天皇）を誡め給ふ書にして、御草案のまゝなるが如くなれども、文章と云ひ文字と云ひ非常に見事なるものなり。是等を拜觀せる間に既に夕刻に及びしを以て、某教授以上御宸記類の副本を謄寫せるもの其の手元に有る旨申し出でしに、院長はさらばそれにて熟讀すべしとて宮家を辭去せられたり。さて歸寮の後、伏見宮家御記錄元の部二十餘冊を取揃へて院長の許まで差出ししに、院長は之を見て、さて〳〵立派なる寫しなり。是程の物とは思はざりき。是は他人の所持か自分の所持かと尋ねられたるゆゑ、同教授は自分が謄寫せしめたるなりと言ひしに、然らば差支なしとて約半年許も手元に留置かれたりとぞ。（教授大森金五郎氏記）

○院長とゴルツ將軍

獨逸の知名の學者文人等が各其の著書に記名して本院に贈つて來た中に、フォン、デル、ゴルツ將軍の兵書もあつた。院長は「我が國にはまだこの譯書はないと思ふ。若し良書ならば、自分又は陸軍省參謀本部にて譯すべし」といはれて、同じ寄贈のツエペリン伯の「空中の占領」といふ書と共に、之を其の筋の人々に諮り、ゴルツ將軍のをば參謀本部にて譯する事となつたが、薨去の時は猶完了しなかつた。院長はゴルツ將軍夫妻には面識があるばかりでなく、伯林滯在中には饗應をも受けられた事なれば、常々「夫人へ何か贈りたいと思ふが、適當の品が見當らない。よ

い寫眞帖でもあればと思つて居れど、未だ其の意を果さないといはれたが、終に其の意を果されなかつたかも知れぬ。（教授高橋周而氏記）

○院長少時節齋の文を愛誦す

曾て森田節齋の爲に記念碑建設の企があつた時、話の序に節齋遺稿を御覽に入れた處が、院長は後に「あの上中川親王書は自分等書生の頃、互に寫し合つて愛誦したもんであつた」と感慨に堪へぬ面持であつた。（教授南日恒太郎氏記）

○院長の獨逸語

那須野の御獵場で兎狩のあつた時、院長は、ある土堤に腰を打掛けて、辨當を始められやうとする處に、私がハイゼ講師と共に其處へ行つて腰を卸すと、院長は「さアどうです。始めませう。Essen Sie nicht ?」と言はれた。院長の獨逸語を承つたのは是が初めの終であつた。（教授南日恒太郎氏記）

○「當賀」といふ語につきて

明治四十三年冬期休暇の際、院長は學生一般より休暇日誌を徵せられ、一讀後、不審の廉には一々朱書して返却せられたり。余の日記中偶〻一月一日の條に四方拜

院長宇義を學生に質す

○「當賀」と記し置きしに、院長は後日余に質して曰く「自分は從來當賀の字を見當りしことなきが、その意義如何」と。余も亦その眞意を了解せずと雖も、此の文字を用ひしは、余の祖父或は父などの東上紀行、さては出雲紀行などの日記を繙きし時、何れも大祭祝日の條に至る毎に、必ず當賀の二字を記ししことあれば、余も之を單に習慣的に傳習して玆に及びしものにして、蓋し當賀の意は祝日を賀する意あるは勿論なるべしと答へまつりしに、院長は、然る譯なるか。始めて了知せり。自分は此の度始めて出逢ひし文字なるが、君の家世々その祖神に奉仕し、祭祀典禮自ら特殊の事多かるべし。當賀の字は之を現今熟語として一般に使用して差支なきか否かは、之を專門の人に質さざれば、余輩の彼是論ずべき限に非ずと雖も、今日まで用ひ來りし文字を俄に廢するは宜しからざるべし。又文字の意味より考ふるも敢て不合理にも聞えざるに似たり。余の朱書せしは之を塗抹せしに非ず。淺學敢て之が字義を質すにありき」と。（學生阿蘇惟紀氏記）

院長少時節齋の文を愛誦す
當賀といふ語につきて

○院長性相學を研究す

大將が始めて學習院に就任された時分、某氏に就て竊かに性相學の研究をして

院長の獨逸語
院長性相學を研究す

居られて、「教場へ行つて子供の顔を見て、其の性質學力などを判じて見て、跡で先生に聽いて見ると中る、中る、善く中るぞうも性相學と云ふものは本當の樣ぢや。馬鹿に出來ぬ」と云つて居られたが、其の中に某氏の口から大將が性相學研究のことが洩れたと聞いて、大將は其れ切り止めて仕舞はれたさうだ。

（吉田庫三氏談　南日恒太郎氏記）

寮生に先ちて來らる麥湯を飲

二　講義

○「中朝事實」と「國基」の講義

院長は青年寮生のため、明治四十一年十一月の上旬頃より、總寮部會議室又は第一寮談話室で「中朝事實」の講義をせられ、翌年の一月十七日（第三寮日誌己酉之卷に據る）より、第三寮談話室で、毎日曜日の朝食前に、「中朝事實」上の卷第六十枚目より講義をせられ、又明治四十五年二月の初めより、第三寮談話室に於て「國基」の講義をせられた。二月などは日の短い時であるから、朝の六時と云ふと、隨分早いから電燈を用ひなければならぬが、未だ寮生が一人も出席せぬ餘程以前から、院長は談話室へ來られ、先づ御好みの熱い茶か麥湯かを湯呑茶椀で一二杯飲まれるのが常であつた。講義の仕方は寧ろ素讀と云ふ風であつて、ただ大切と思はれる文句に來ると、色々例などを引いて說明された。二月七日に講義せられた中に、「上長を尊敬せねばならぬ」の上長を尊敬して始めて其の秩序安寧が保たれる。此の下の者が上長に服從すると云ふことは、其の人に付て居る所の言はゞ、生れ付き持つて出た義務であつて、縱令上の者に過ちがあつても、下の者は依然服從する義務がある。「君雖レ不レ君、臣不可レ以不レ臣、父雖レ不レ父、子不可レ以不レ子、」と云ふ言葉があるが、實に其の通りである」などゝ、話が夫れから夫れと出て、院長は熱心の餘り朝食の喇叭が鳴るのも御心付がなく、猶も御話が盡きなかつた。時間は七時より五分十分と漸々過ぎて行つたが、院長は中々止められぬ。其の頃寮務會議の決議で、食堂へは食事喇叭が鳴ると直ぐに參集すべき命令を受けて居るのに、寮生等は最早十分以上も朝食時限に遲れて居るのであるから、氣が氣で無かつたが、其の中、院長は氣が付かれたと見えて、御自分の時計を見て驚かれて、直ちに中止せられた。實は此の日談話室の時

上長を尊敬せねばならぬ

朝食喇叭に御心がつかぬ

聽講せる學生に書籍を與ふ

計が偶然にも七時前の所で止まつて居つたのであつた。其の後院長は寮の時計をば全く信用せられず、御自身の銀の大きな時計を「テーブル」の上に置いて講義せられることゝなつた。かくて是等の講義に始めより終りまで出席した寮生には、講義終つて後、其の書物を一部づゝ賜はつた。而してそれには、一々「與某生……典」又は「頒某生……典」などと書かれた。（教授服部他助氏記）

○學生の爲に書を講ぜられし事

自ら講筵を開かれし事は、上記の如く、此の種の事はその最も好まれし所にして、學生の希望だにあらば、なほいくらも行はれしならむが、學生も常に規定の學課に追はれをる事とて、さる餘裕なかりしは遺憾なりき。されば、某寮にて日本外史十八史略の會讀を行ひし時の如き、大にその擧を賛成し、己も出席せんなどいはれしが、その事も不振に終り、隨つて院長の出席を見る事なくして止みたりき。（教授鳥野幸次氏記）

○院長伯夷叔齊を評せらる

明治四十四年の秋、當時の中等學科第六年生の爲めに院長が第三寮で國基を講ぜられたことがある。其の時「夷齊乃獨介然義不食周粟以立千古人臣之防焉」と云ふ句になつて「是は支那だから之で善からうが、日本ではこんな餓死に甘んずるやうな意氣地の無いことではならぬ。もつと大にやらなくちやならぬ」と切言されたのが、特に耳に殘つて居ります。（教授南日恒太郎氏記）

○院長の講義

吾々の第三寮に居た時、院長より中朝事實の講義を談話室で承つた。其は毎日曜日の朝禮後から朝食迄の間であつた。如何に樂しんで日曜日を待つたであらう。丁度二月の中頃で有つた。朝禮後談話室に行つたら、まだ薄暗い室の中に院長は已に席を占め、本を開いて學生を待つて居られる。自分は實に驚いて餘り暗いので電燈をつけようとしたら「それには及ばぬ、窓掛を開けよ」と云はれ、急いで窓掛を開けたが、まだ學生が全部集まらぬけれども、院長は少しも催促されずじつと待つて居られ、皆の集まるに及び、講義を始められた。此の樣な事は幾度も有つた。皆々「濟まないから次回の前晩には明朝こそは早く集まらう」と言つて戒め合て寢たものである。（學生小西正倫氏記）

中朝事實の講義

點燈についての注意

學生の集合の遲きを催促せられず

禮は眞心を大切とす

○孟子の講述

明治四十五年二月、修身課受持教授の缺席に因り、院長は第一、二、三年級生を小講堂に集め、一時間に亘り孟子の内にある左の語を講述せられたり。

一惻隱之心仁之端也。
一羞惡之心義之端也。
一辭讓之心禮之端也。
一是非之心智之端也。

特に禮節につきては力を込めて説明せられ、禮は其の心が最も大切なり。心禮に適へば形式異なるも禮の意よく通ずとて、洋の東西によりて禮の形式は異なれども、眞心より禮を盡す積りならば、其の意はよく通じ合ふものなり。たとへ外形は禮の式に合ふとも、其の心に禮の精神なければ、是れ禮にあらずと教へられたり。（教授天野一之丞氏記）

○病院にて學生に漢文を教へられしこと

明治四十三年の秋、院長が中耳炎にて赤十字病院に入院せられし折の事なり。我

戰場に赴くと同じ覺悟

が中等學科第三年級某生は痔疾を患ひ、加療の爲同じく同院にありしが、余は主管たるを以て時々その病床を見舞ひたり。ある日該學生は寢臺の上にありて、切に學課の復習をなせるを見て、病に障ることなきかを問ひ、切に靜養を勸め置きたり。その後學期試驗も間近くなりたる頃、その病を訪ひたるに、大に調ひたれば、近き日に退院し、試驗を受けむと申し述べたり。余はその志は嘉すべきも尙も病狀を氣遣ひ、復習もむづかしく、學課中後れたる所の試驗は苦しからむといたりしに、大抵は自習し、漢文は入院中の院長より日々御教示を忝うせり。且院長の御教示あり。醫師の診斷により勉學差支なしとならば、成績の如何に拘らず受驗すべく、武士が戰場に赴くと同じ覺悟を以て、學生は試驗場に向ふべしと懇諭せられたれば、既に準備成れりと答へたり。余は今更に院長が入院中にも學生を教授せられたる事を聞き、一種の感にうたれたりき。（教授福井久藏氏記）

批點を施されたる中朝事實等の語句

中朝事實、中興鑑言、下學邇言等は院長の深く意を潛めて閱讀せられたる書なるが、蔓去の數日前、即ち九月八日、學習院御用掛子爵小笠原大佐（常磐艦長として北清より歸航せるなり）が院長批點を施されたる中朝事實等の語句

を訪問せる際、院長は之を最後の面會と決心せられたるものゝ如く、學習院に關する事、其の他種々談話ありし後、中朝事實を出され、「此の書は自分が常用せるものにて、誤字を訂正し、又肝要と考ふる所には圈點を施しあり。追て贈呈すべきにより、其の際は是非熟讀せられたし」と陳べられたり。同月二十日同御用掛の乃木家を訪問するや、院長の愛甥にして專ら後事の整理に當れる陸軍砲兵少佐玉木正之氏より、貴下に差し上ぐべき品出で來りたりとて、白木綿の切れに包みたるものを渡さる。解きて見るに、更に畫箋紙に包み、院長の自筆にて中央に「子爵小笠原海軍大佐殿へ」其の左方に「御約束の書籍」と認められたり。之を開けば、例の中朝事實上下二卷、並に其の跋文（此の跋文の板下は院長の眞蹟なり）の外に、下學通言、中興鑑言の三部ありたり。三部何れも書中の緊要なる部分には、點○點を施し、又或は一節の起首に大圈點を附け、將た按文には句讀返點をも下されたり。如何に其の用意の深切なりしかを知らるべし。其の批點の部分は院長の主義とも本領とも云ふべき處にして、現に　今上陛下の東宮に在はしゝ頃、院長の台命を奉じて謹書進献せられたる中朝事實の凡上智與二下愚一不レ可レ移の一節の如きは、此の批點の部分に屬せり。されば批點の部分は院長の精神の在る所を表示せられたるものなれば、特に小笠原御用係の本を借りて之を抄錄し左に臚列せり。（岡田正之識）

中朝事實

▲蓋○中○州○代○代○之○經○營○、專○簡○樸○、而○盡○力○於○溝○洫○、唯○有○大○極○殿○、大○安○殿○之○名○、是○乃○宮○殿○也○、

院長より小笠原御用掛に讓られたる書物

（其の一）

御約束ノ書籍云云

本書第六三五頁の記事を參看せよ。

（其の二）

中朝事實跋文附錄の後に書せられたるものなり。

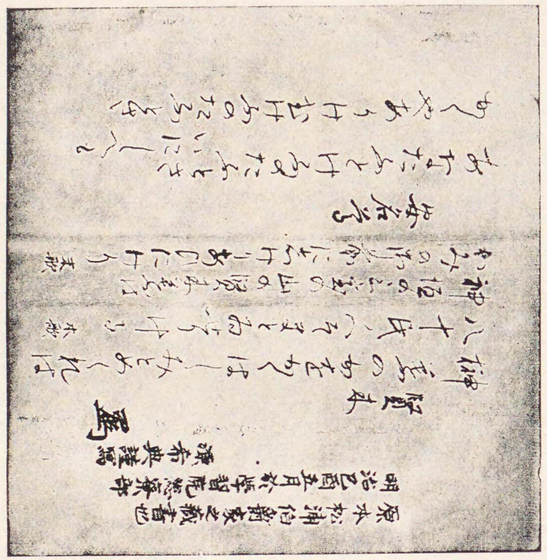

明治三陸地震津波実歴談

馬

原本は神代紀年を載せ書也

昔人十年、神武のあまり、
一は大とよべば、
神代の十年は、
もとの一年にあたるなり。

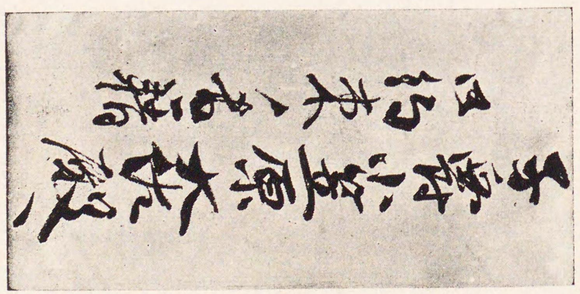

▲凡承平之治、王化之澤、無不浴、而邊境之廣、遠人之俗、必異教殊風、故其弊或盜賊劫竊、入山據險、或因吏務之奸謀、邊民含恨之事、未嘗無之、故擇吏幹之才詳巡察之使、以安邊疆、是上古之聖戒也、豈可忽乎、

▲然乃朝廷王畿者、天下之規範、而兆民所具瞻也、豈縱一人之私、伐當時之治、而不致其規制乎、

▲賓祚之隆、當與天壤無窮十字、祝天孫永祚合天地之德也、眞床追衾者、表覆無外之義、蒙澤於蒼生之名也、

▲立皇后者、正男女之別、明嫡媵之辨、懲廢奪之失、建太子者、在神武帝四十二年著父子之親、嚴嫡庶之分、固宗廟之統也、故人君嚴即位之禮、而後天下之君臣其分定、重后妃之道、而後天下之男女其別正、定建立之法、而後天下之父子親、三者人之大倫也、三綱立行、則身修家齊、治平之功、坐可以俟之、

▲天下者神器、而人君者、繫人物之命、其與授之間、豈存一人之私乎、皇統之初、天神以授之、天孫以受之、然乃其知德不愧天地、而後可謂神器之與授、凡天不言人代言之、天下之人仰歸、則天命之也、天下所歸仰、更不他、唯在天祖眷眷之命而已、

▲玉可以表溫仁之德、鏡可以表致格之知、劍可以表決斷之勇、其所象其所形、皆天神之至誠也、

▲三器者、天神之功器、三德之全備也、聖主用此、而內鑒其睿心、外制其治

敎是乃神代之遺勅乎、

▲神代之靈器不レ一、而天祖唯以三種神寶一爲二天孫之表物一、大神唯以二寶鏡一詳二神勅一如レ此、鑑鏡者、本有二可レ明之象一、琢レ之而不レ息、則日新不レ暗、襲藏深祕、以不レ顯、則日暗不レ新、猶二人君有二可レ明之實一、致レ之盡レ之而不レ止、則其知日新高遠、下以不レ親、則其德不レ正也、夫人君之道、要在レ明二其知一、其知不レ明、則云レ寬仁云レ果斷、共不レ中二其節一、知至而后、云レ德云レ勇、可レ以行レ之、振古稱二人君一以レ明、暗一其寄重哉、大神之手持二寶鏡一、別示二神勅一、以同二床共レ殿一、是乃日新日彌、以無レ息之實也、洽敎之義大哉、

▲寶鏡者、神之全體也、神靈者、人君之所レ體、寶鏡者、人臣之所レ司、三般之神器、其德明哉、

○

▲體二寬仁之量一、親二賢則靈之德一、以厚矣、

善通二人情一、明二淹滯一、立レ禮正レ政、則寶劍之威、無レ所レ不レ中、

▲夫二神正此禮一、敎示二萬福之原一、猶失二選立之道一、蕩殘媚之寵一、失二適媵之辨一、而宮闈預レ政、外家擅レ權、正始之道、王化之基、所二以繫一大哉、

▲無道不レ可レ以二君臨宇宙一、九字萬世建太子之敎戒也、

▲夫人之爲レ人不レ思不レ學、則不レ異二于禽獸一、不レ思學、以爲二自足一、則猶二閨室一求レ物、手足亦無二所措一、況事物乎、今欲レ修二其道一、先在レ思レ之、思レ之在レ兼レ之、思之兼之、則學習自存、而天神之倘不下就二有道一而正上之、此間有二力行一有レ積、累有二近一本有二遠一徵一、

▲當レ視レ吾四字、乃天祖皇孫傳授之天敎千萬世皇統謹守之顧命也、其言簡而其旨遠、

▲蓋人子恒存如在之敬、則念慮於彼者日遠、忘之從欲不レ愼也、祖其祖者、下二其下一、永有下遺二其祖一而親中其民上也、

○

▲學者以レ修二己治一レ人爲レ本、修レ己治レ人之道、不レ通二人情事物一、卽不レ得二其誠一矣、

生知無レ不レ通、天祖之明敎、無レ不レ盡、故神武帝建二洪基一、綏靖帝至孝、崇神帝垂仁、帝無二所レ矯飾一、景行帝雄謀、成務帝兢惕、皆是從二乾靈一、帝日愼二一日一、之正德、繹二大神之明敎一、以詳二人物之情一、施二當世之急務一、天秩以叙、人物得レ處、是乃中州神聖之學原、著二明于往古一、而萬世足レ以法レ之也、

○

▲自二開闢一神聖之德行、明敎無二兼備一、雖レ不レ知二漢籍一、亦更無二一介之闕一、幸通二外朝一、之事、取二其所レ長、以輔二王化一、不二亦寬容一乎、何唯外朝而已、凡天下之間、詳知並斉、校レ短考レ長、待レ用無レ遺、從レ事是適、量之大也、內外相持、人物以成、若二護短拒一レ外、非二君子所一レ爲、

○

▲俗學末儒蔑二中國一以信二外邦一、是賞レ耳曉目之徒、附益助長之弊也、

▲學者效也、效其不知不能也、近者見而知レ之、遠者聞而知レ之、人之生自幼孩至二壯老一、未二嘗不由一レ敎學一也、蓋人長萬物一者、有レ知也、知之靈也、思無レ不レ通、致無レ不レ盡、故其爲二小人一也、其爲二君子一也、皆因レ學之所レ習、夫人有二可レ然之質一、而不下用二新柴一加レ以レ風、則不レ能レ長二其威一、水有二可レ洗之素一、而不下因二舉下一以疏導上、則不レ得レ深二其源一、或暴レ之、或鑿レ之、則其害及二人物一、豈永火而已乎、學之於レ人、不レ愼哉、

夫以博識則盡　華夷之書、未可爲多、能通其道、則一言不可以爲少、況史編之不闕乎、

▲帝恒拳拳授國養正之志、以民心爲心、是乃爲民之父母也、萬世以此　聖詔立制、乃不謬天下之蒼生乎、

▲蓋人君之治道、在公私之間、苟以富貴奉一身、則佞臣進、而賢良日疏、貴爲天子、富有四海、宴安狂其心、聲色聾瞽其耳目、當此、不顧祖宗黎元之重、不因群臣諤諤之諫、殆難卓爾於茲間、故其謬、在公私之毫差、而其流至四海之困窮、天祿之安危其機微哉、

▲失在於政、不在於制也、

▲蓋人君躬耕、后妃親蠶、供上帝之粢盛、爲祭祀之禮服者、建　皇極之無逸、示王業之大本也、

▲皆以農事行　朝政也、往古重其事、盡其誠、可以鑒焉、

▲國以民爲體、民勞則國衰、民安則國興、乾靈所授者、則此蒼生也、

▲夫民之遂生盡性、繫天下之人君、以一人爲億兆之父母、君道厥惟艱哉、唯　仁德帝、勝其任乎、儉躬以賑民家、救無告、以民之貧富爲　天子之貧富、曰其天之立君、是爲百姓、然則君以百姓爲本　詔、實爲人君養民之至戒也、

▲既庶既富、未嘗不以教、人皆有欲、民者其蠢爾也、有情而不知節、有欲而不知制、故唯養之而不加制、則不可得保其身、專戒之而不以養、則不可得恒心、撫育教導、互持而後、所以於家給、知恥也、

▲凡物相聚、未嘗不有長以統焉也、鳥獸之群、必有其先、況其人乎、民有其業乎、業必有教、人必有欲、不知其教、則百穀違時、稼穡失節、而民不得恒產、不制其欲、則鬪諍相起、獄訟日盛、而民以至死亡、

▲人非其人、則官不明、官不明、則民情不可致、民情塞、則非民之長也、後世得民安國豐者、得其人也、有民苦國衰者、不得其人也、

▲衣食不給、則無恒心、無恒心、則陷刑罰、是人君非可忍之道也、養之道、在定經界、考產業、具農家、而後正賦斂、既庶既富、則以教爲本、衣食足不教、則民又失恒心、教之道、在秩人倫、正風俗、抑揚其機、勸懲其志、以利利樂樂也、專愛則縱情逞欲、而不知廢業、專戒則民免而無恥、養教相持而民安矣、

▲防其諍獄之機、折背教之萌、

▲天神之靈、如日中天、萬象畢照、片言乃通、此其所以爲神、而盡衆議、俯順其言、重舉錯也、夫人之質、雖有美才可以用之、不崇德辨惑、則不能卓立於富貴威武聲色之場、

▲凡文與武、猶左右手、陰陽相對、不可偏廢、唯以時宜爲先後也、

▲況　中州自往古、以威武建　皇統乎、

▲蓋人君者、民之父母也、以分言之、如天壤、以情考之、如心體之相資、故雖居深宮之內、坐九重之上、恒存誠求之實、則守令之撰、豈可忽乎、其撰一背、則億兆之民、悉蒙其殃、人君可敢忍哉、

▲天下之治道、莫大於得人、不得其人、則勞而無功、得其人、則垂拱仰成、猶耳目四支聰明健强、而心思使令之也、

▲蓋得人之道、在知人、知人太難、知之在內主其知德、外察其言行、試之久之也、若純必知、貴敏以言、則利口喋喋、而其俗靡弊輕薄也、純必德、尙篤以行、則沈默唯唯、而其俗墨面理遣也、奸佞喩於利、無所不至、人君深居高坐、於事不自裁、淵默寡言、於人不叩繫、不察功能之實、而信毀譽之偏、不規恒久之情、而取一旦之事、則竟不可得其實、

▲抑任使之道、又不易、親則有瀆之失、遠則有塞之過、既得大臣、則盡其禮、嚴其制、豐其祿、高其位、任事以不疑、是敬大臣也、

▲如近親、正風俗、避佞奸、重世臣、慰老臣、明親戚之分、是親親體群臣也、夫得其人而不用、則人才必屈、用其人而不致其制、則佞奸窺釁、讒者得間也、臣士登庸使令之艱、豈不偉哉、

▲近臣難知之、遠臣易知焉、夫遠臣者、懼人君之威、而重大臣之命、故所其爲不大違也、近臣者、襲君之親、慢己之近、以察大明之間、阿大臣之意、以蠹其膚、蠱其心、其害太深、人君之暴昏、振古無未繫近親之邪惡、是非近臣易知乎、近臣者、君自試之、所其及最狹、如遠臣者、所其友、所其宗、所其學、所其爲人、人以毀譽之、而後黜陟焉、所其索太廣、故曰近臣難、遠臣易矣、

▲人君之使令、正其禮、嚴其制、以致其道、恒敎令、恒省察、則臣竟不可得顯其私、若一任而不規、詳命而不省、從其譽而不試之、重其功而不察之、則猶新柱久而朽、清水塞而濊、夫彼之罪乎、

▲人心之朴素、如易染善政、而習俗之舊汚、又難變、

▲蓋政之要、在察民心與習俗、人心必與俗化、善惡以成、人君立政明敎率之、則民心化而風俗成、風俗成在習熟之久、習熟久、則民不識其然、故曰政之要在察民心與習俗、

▲交神之道在誠、

▲導民之本在於敎化也、

▲導者啓廸也、敎不至化、則民與敎別也、民情化適而敎成、之謂敎化、

▲言民皆有此心、敎化不明、故不盡其性、啓廸之在敎之化、敬鬼神與敎化民、其本不出至誠、而鬼神者、幽而信、人民者、習而駁、故事鬼神在致敬、治人民在盡敎、

▲然　帝之爲仁德、天下無不知之、猶有習俗以瀆德、後世執政之道、最可以鑑焉矣、

▲使臣之巡察者、政之恒、而以巡省風俗、是敎化所繫其俗之大也、且不得獻翫器犬馬、是乃正其風俗也、人君翫物則喪志、物者至微、而志者至大也、不愼至微、則至大不可制、人君所好天下歸焉、豈可忽乎、」帝欲正其俗、故有此詔、而又欲寬人情、賜宴於群臣、大酺五日、是儉而寬也、宜哉海表諸蕃進調、海內安康矣、

凡天下之人物、未レ嘗レ無レ其レ事、業既有レ事、業則其成敗、必繫二于勤惓、農以養二天下之
饑一、桑以防二天下之寒一、人一日無レ之、則苦、故聖主賢后、親耕親蠶、備嘗二稼穡之艱
難一、勧二勉天下之黎元一、是人父母于民之義也、

▲政者在レ以レ誠、教者在レ致レ實、凡政教之道、能察二其時一、以治革損益、能知二其水土一、以考二
風俗一、能通二其人情一、以節二過不及一、能詳二其事物一、以定二制度一、能明二其大倫一、以序二禮用一、而
后數者、以化レ之、可レ謂二聖神功用之極一也、否乃或頻瘁而不レ厚、或不レ教而期レ化、竟不
レ可レ得レ政教之實一也、

▲凡政教法令之備也、猶二乘レ舟濟一レ川、猶二龍レ水者恃一レ己力一、以泅レ水濟一レ舟而已、中人
唯以二私知一妄作、要二治平之功一、猶二無レ舟之可レ乘、技之可レ泅、恃レ力搆レ私、以入レ水、不レ溺而
何待之乎、故治國平天下之要、不レ可レ出二修レ身以正一政教一者相持而后可レ談二功化之
實一、

▲不レ知　神今日在レ耶、不レ在、禮之用可レ不レ慎乎、
姓氏之出一、違レ則人皆忘レ所レ由レ出、失所二己可一レ宗、而悉不レ知二其本一、非二章レ善瘝レ惡之
禮一、
▲蓋人之爲レ人、本朝之爲二中華一、由二此禮一也、夷狄亦人、而其國亦治、禽獣亦物、而其
群亦類、然所レ以爲二夷狄一也、爲二其禽獣一也、不二由レ禮而行一レ之也、人而無レ禮、則不レ異二
於禽獣一、

○

▲教論之道、多レ以二外朝之書籍一、事是後世之訛也、
中國古今、天下之興廢治亂、
事物之制度、人民之禮儀、載在二文獻一、然乃日用言行、脩改之暇、詳致二其道一、樂其古、
而后及二外朝之經傳一、以廣二其知識一、證二其事迹一、酌二用捨一、就二有道一、以正レ之、可レ謂レ得二教
論之實一也、

○

▲凡上智與二下愚一、不レ可レ移、而亦不レ易レ得、多唯中人而已、中人之才、必由レ所レ慣レ習、薫陶
變二其氣質一、不レ由二其師傅保一、以不レ可レ得二其實一也、
成二君德之道一、豈是子レ子之謂乎、未レ有レ如レ此而知二治平之實者一矣、教之論之在レ孩提
習既積、則其知其德大成、我不レ知二所レ以然一、是論教之實也、人皆知レ用二天質之賢
有二未レ學レ文、不レ知二所レ以然一、是論教之實也、人皆知レ用二天質之賢
愚一、不レ知二論教之變氣質一也、故不レ致開悟啓廸之戒、知二其惡一、可レ以懲レ之、不レ知幼孩漸
治之訓、而見二其惡始、教戒切諫、譬如二木之初生、鳥之出レ卵、其養習全在二此間一、既可
レ把、既可レ矯、則習竟無レ功、況人之有レ知、而驀二于惡一、習何有容二受於論教之地一乎、
然乃建立論教、各不レ致二其道一則有名而無實、終至下父子失二天倫一、天下陷中危亡お其幾

聖所レ建之法、亦混淆以不レ明、豈不レ歎乎、
▲然俗不レ正、教不レ詳、則事二於苟且一、貴二於異一、教各任二其意一、遂不レ得二其中一、故往古神

○

▲故天下之禮混二于上一而四民僭二紊于下一

▲朝賀者臣子拜慶　宸儀之禮否乃臣子之情不レ可レ安故一月有二朔望晦之禮一其間又有二大朝賀之節一群臣悉致レ敬於　君上以奉二祝　是臣子之分定也宴會者親愛也故以二朝賀一章二卑之禮一以二燕會一和二上下之情一故由二朝賀一正二其威儀一因二燕會一作二其風雅一外則以觀二禮容一內則以廣二恩惠一然乃非二徒威之儀一非二徒飲之食一皆所下以訓二悉　徳一示中惠慈上也夫

乃其禮大成可レ啓二朝儀之實一後世必外朝之例以附二會中國之禮一尤不正之至也

▲夫使人雖死之不レ失レ旨

▲上古者人少而氣淳治久人多則氣漓而人澆者天地之數也後世誠不レ及二古遠一矣然乃人物亦不レ厚乎且往古之　神化人皇之聖治神勑之明教歷世之

法令知仁之行威武之嚴何事乏乎外朝一

▲然外朝之書簡多以二諸侯王一世襲人一訛以レ此爲レ足其失何在乎唯造二端於記誦文字之俗儒一以至二我國一不レ知レ爲レ我國一噫輕二家雖レ愛二野雉一何德之衰乎

▲凡文辭命令者國家之大禮也因二文字一言辭之褒貶一以存二卑親疎之禮一爲二後世不知一

▲高麗者我屬國而表狀無レ禮太子被レ表責レ使其嚴如レ此志氣德量可レ并按也

○

親愛也故以二朝賀一章二卑之禮一以二燕會一和二上下之情一故由二朝賀一正二其威儀一因二燕會一容內則以廣二恩惠一然乃非二徒威之儀一非二徒飲之食一皆所下以訓二悉　徳一示中惠慈上也夫

王朝之儀載籍然可レ考也致二其事物一以正二其儀一中國之禮尤不正之至也

君上以奉二祝　是臣子之分定也宴會者臣悉致レ敬於　君上以奉二祝　頌一是臣子之分定也宴會者君上賜二宴於群臣一也有レ饗焉有レ食焉有レ燕焉此所二以上下交君臣和德業成相

○

▲凡禮者正而嚴也樂者和而安也禮者所二以節一於人情一也樂者所二以樂一音神人一也故事神祇和二上下一育二才養一性情莫レ大二於樂一樂非二獨喜一衆相會以成二其樂一音其制

不レ備則不レ得レ是重二其本一而未二嘗遺一其末盡二其實一而未二嘗舍一其文也徒有二其物一而無二其

其道則非下成二教化一之實上徒言二其徳一而無二其制一則非下感二神人一之全上

▲禮者則二天地一順二人情一考二事物一致二其至誠一者二其始終之道一也儀者正威儀一以修二飾文

章之謂也禮立則儀行

▲盞人情必有二喜怒一喜則有二好惡一好惡必偏所二以私一而不レ得二其至公一則善惡混而不正故雖二

神聖一亦未二嘗無一取舍一取舍之道其分始於親親以不レ私則所二以及一

可二以知一也

▲人之氣質不レ同俗之風教不レ正則或習レ惡而爲レ惡或以二暴逆一爲レ樂故刑以威之罰以懲之者君子所二以愛一之而非二惡聲一去以害レ焉不二刑賞一以御之則善惡不レ明君子之道消小人之道長可レ不レ愼乎

▲有レ功則有二賞祿一君臣之禮也然不レ定其功則大小輕重不レ正而有レ賞失二其道一故定レ功而後行レ賞是明世之事也

▲盞樹二其風聲一以異二人之耳目一鼓二舞其勸勸之意興二勸其善忠之實者人君治平之要道也故賞以厚レ之待レ以深レ之而後所二以任一重所一以責一能通

▲夫名者實之著也無レ實而有レ名則竟爲虛名虛名而傳二之後世一者遺二臭於子孫一也

其所レ賜其所レ愛不レ愼乎

▲蓋罰以恥之、刑以害之、　神聖豈欲之乎、否乃善終不長、道終不行也、

▲法之明也、猶久則怠、緩則褻、

▲蓋備者豫爲之義也、有備則安、無備則敗、天下之事物皆然、況兵之爲用必有不虞、有不意、故遠慮深思、以裝武備、則臨難而無患、

▲蓋將才足以將物之稱、帥智以帥人之名也、危急草屯之時、其用最在將帥、滔滔武夫、非好謀挫機之精、未中其任、故將帥之爲用、不必以攻戰、要折衝屈敵之智、本誠信撫教之實、其任重、其撰豈易得乎、

▲軍旅之制、不可以私、人臣又無專制之義、故樹風聲於四方、著天表於所懷、將帥一受閫外之寄、適時中之宜、於是三軍之任歸于此、無二三其倚付也、蓋將相者、天下之師也、其才其德不並行、則不得其實、天下安注意相、天下危注意將、然安常不安、一人有齟齬杌隉、卽轉危矣、人君當無事之日、人才彙進之時、儲其器以備急難、令隆天寵之優、布懷綏之德、則凡事無不成也、將有將兵將將、將相兼任、有知信仁勇忠、有禮將嚴將、然其本在知仁勇之三、

▲定功行賞者、軍國之盛事也、賞不當其功、則禮不明、無功而有賞、則小人進、而佞奸行、故行賞必在定其功也、今　大君有命、開國建業、其時最可畏、於是賞不踰其禮、而功臣保全、國家安靖矣、

▲金鼓無節、旌旗錯亂、則士卒不整、貪財多欲、懷私內顧、必爲敵所虜、其敵少而勿輕、敵強而無屈、則奸暴勿聽、自服勿殺、遂戰勝者必有賞、背走者自有罪、

▲五行有金、七情有怒、陰陽相對、好惡相並、是乃武之用、不亦大乎、然用之不以其道、則害及人物、而終自燒、所以聖人以興、亂人以廢也、豈是兵之罪乎、

▲夫仁義者人之道、而或用之師敗、或因之國亡、然乃其要在其人、兵亦如此、廢興存亡全在其人、非有聖人覇者之名也、

▲蓋人未嘗無思其父祖、既有念其父祖、則未嘗無念所其由出、故遠乃思其本始、近乃慕其父祖、而祭祀之禮起、況本始之有大功、父祖之有大教乎、

▲夫人君出于神、而又爲神人之主、有人民社稷之寄、故郊畤以事天地宗廟、以祭鬼神、大臣司其禮、重臣相其事、至誠之道如此、以此臨天下、則人人豈有遺親後君之薄漓乎、

▲中朝又有　中朝之禮、況　神祭之義、　天子自盡其誠、重臣相其事、神官守往古之法、則更無可擬議之、

近世雜浮屠之法、大變上古之制、尤可歎也矣、

▲地有內外、勢有遠近、人有華夷、故治教之道、自內而及外、先近而後遠、親華而柔夷、夫　朝廷之上、國都之內、何預四夷之遠疎乎、然內之和、近之治、華之溢、知之明也、德之充也、無不通無不感者、道之精妙也、

中朝事實跋文附錄

▲襲地之水土、

▲帝之聖武雄才果拱手長視之屬乎、蓋居我土而忘我土食其國而忘其邦生

其天下一而忘二其天下一者猶下生レテ乎父母一而忘中父母上豈是人之道乎唯非二未レ知レ之而已ト雖ドモ會ヽ合以二我國一爲二他國一者亂臣也賊子也

▲有二永土之差一

▲天地人物皆自然當然互相根

▲神聖之道有二自然當然一因二其事物一致二其道一而已

▲學者授受效習之名也

▲皆是授受效習之義也

▲俗學未レ知レ學故以レレ蠹二於文書一爲レ學是章句之末也

▲高麗者本我屬國也

▲神聖之大道唯一而不レ二法二天地之體一而本二人物之情一也

▲水土之差

▲唯中華得二天地精秀之氣一

▲以二今日之補拾一

▲融通其水土人物一

▲禁二異教之明戒一也

▲神聖繼レ天建レ極非二不在一レ身崇レ德之道一

▲立レ身揚名而垂二迹日月一者修レ身崇レ德之義也

▲別以二寶鏡一嚴二其勅一是乃萬世所二以修一レ身崇レ德之神教也

▲本朝太祖　天御中主尊　國常立尊其尊號名義既有二常中之言一以確二國中之柱一故所二以爲一中國一乃天然之勢也

▲唯木朝　神聖相續大賢英才日興掲二其宜一制二其禮一是乃天地人物事義之中至誠無息之道也故　皇統與二天壤一無レ窮禮儀因レ循天下由レ之

▲如レ謎二其短者一家之私言而非二公議一也

▲禮有二一定之則一而無二一定之事一是乃禮之實也時有二治亂一地有二豐凶一人有二長幼交代事有二險奢一物有二始終新舊有餘不足一豈以二一定之事一乎故以二一定之則一制二其宜一通二天地人物之性情一是神聖之禮也

▲然乃事者在二今日時物之通變一而己代代之變易不レ可レ怪焉

中興鑑言

論勢

▲勢猶レ水也、始乎涓々而積乎漸漸以至汗漫澎湃一決而去則雖防以千里堤亦不レ可レ禦也、

▲我前神聖王灼知二其故一也、其仁如レ天、其明如レ日、欽畏儉勤、以定レ所レ止、

▲不レ知天之立レ君、將以愛斯民一而民之戴レ我、亦皆前王遺德所レ致、

▲嗚呼事使二之至一不レ可レ爲者、一由二人主一不二自爲一レ之、而不レ可レ爲之至、雖レ欲レ爲レ之、亦不レ可レ得也、

論義

兩統

批點を施されたる中朝事實等の語句　中興鑑言

▲大一統謂之王、王所有之位、得之於天、承之於祖、至其推長擇賢、一己之由、不容它人得擬議也、

正統

▲或謂正統之辨、無以多爲、以神器所歸卜之耳、曰、固也、而未也、若此器也、祖考精爽、所憑以護祚而鎭國、由是觀之、其器之所臨、實在其統之當續者、神之德昭哉、可不畏哉、

論德

修身

▲久矣、帝王之學之廢也、而其緒之未至墜地者、洵以前聖遺德洽在人心、不可磨焉耳、雖然所謂學者、厥豈喩諸語言、布諸方策、而質諸事爲文禮之末爲哉、蓋天地之化如是行、祖考之靈如是明、而神璽謂之璽、併劍鏡亦其攸憑、人心其攸歸、爲之親子孫者、惟愼惟直、弗怠弗邪、以體貽訓、而奉遺器於同床共殿之上、語見神代卷與之語、與之默、與之游衍、與之出往、與之坐內臨廷、以統億姓、而理群彙、造次且不能容以私焉、則我俊德之所楙昭者、永與太陽並懸、而所以主乎身極於民者、亦皆協帝之中、而率天之常、神人祖孫、於焉混合、無有間隔、宜其祚之窮寓壤而不移也、語見神代卷此謂天子之學、而純古之敎、其爲淵源、豈不穆乎深哉、

▲而殊不知祖訓之所在、劍亦可、瓊亦可、鏡亦可、一之亦可、二之亦可、特此三者、佩服寶重、日常臨視、以照其容、其身之所親、心之所愛、莫如焉、是以手而授之曰、猶視吾也、

▲在昔之時、秉純實不雄之德、施恭默無爲之化、內之所存常足、外之所發必節、而其値事物之感、溢以爲聲、音響節奏、至可歌者、蓋時乃有之、有之亦必樂不淫、哀不傷、以諧中和而歸敦厚矣、宜其皇化之淸、而民欲之淡也、

治家

▲治亂之機、造端微焉、

▲邦之所以能治且久、要在養其主之幼、以正人而所以至亂且短、要亦在養其主、以小人也、

風俗

▲明主之於治、每常超然遠覽、顧天下之風俗何如、

▲創一法、發一令、未嘗不視諸廣遠悠久、而後行、而其所行之實、則躬恭勤、蹈節儉、施輯睦、而推仁慈于上、勵廉耻、張紀綱、諧倫理、而申忠厚于下、其所施之序、則誘而導之、防而遏之、鼓而奮之、漸而摩之、

▲是以安與天下之人心共安、固與天下之風俗共固、傳至子孫、結而不解、

▲中興之主、猶且同轍共覆之不知慮、則後之治天下、誠能論及人心風俗之本者、宜乎鮮也、

▲夫法者、所以持風之具、而風者、所以出法之源、

▲雖然欲正其風者、必先正其身、是以難也、

號令

▲不知則不信、不信則不服、此天下之常情也、

▲則君上之意、洞如日月、徵如四時、自遠自近、入耳入心、廣溥均浹、孰不覩而知之、而又孰不知而信之、聖人之能服人、所執在斯焉、

賞罰

▲徒賞雖厚、天下將有不厭者、徒罰雖嚴、天下將有不懼者、必有要焉、公而已矣、

御將

▲當無事日、上之所自持、苟非明睿剛斷、有以立其威、則固不可使天下之民、安分懷惠、以銷惡于未萌、

用人

▲則用人之術、豈可徒恃其明而爲也、蓋思則悚、悚則明、

▲夫蔽也者、必有物而然也、雖中庸主、孰不欲治且安、唯其利之所萃、必有圖篡貪寵之人、不招而至、內也探其所好、投而中之、誘熾攪擾、蕩心眩視、又其藉宮闈、結左右、有昏夜之獻、以貨聲譽、則善唯日騰、焉遑覆實、外也假威揚恩、據位持法、以箝天下之口、又其羽翼耳目、中外布滿、察其異己、輒圖構害、則惡唯日稔、焉由敗露、而群小相承、交結阿狗噤默、以爲守己、隱諱以爲效誠、應和贊歎于前、腹誹目笑于後、其或反眦正言者、相與嗤誹沮斥、不得相容、於是乎隔戶之言、阻如胡越、斷然不相聞矣、毀譽亂而忠邪混、不知也、府庫竭而閭里窮、不知也、災眚起、盜賊起、亂起陛闥、而不知也、且其情塞怨咽、禍結毒釀、豈得不一旦決裂、以至疽發癰潰、而至是驚悟、噬臍乎己、而切齒乎人、亦何及矣、

▲雖然物之蔽我、未嘗不由自蔽也、

▲所以療病者藥石也、所以匡惡者諫諍也、人誰無病、藥則復故、人誰無過、諫則可改、此理之所最易知、而多欲之累、與好勝之私相擊、不勝、以至自欺而怫人、此又人情之所最難免、

▲故順意者、勢有所易、雖中人以下、可以得冒鋒鏑而蹈湯火、至其逆旨者、則方禍亂未見、君臣娛樂之秋、正笏而進、觸諱犯顏、以極言人所不言、其爲勢、難於死、自非有先見之明、發以忠慨、孰能與焉、

行軍置防

▲勝者在居困之初、敗者在得志之日、豈不以國之大事不愼輒失、而法所云戰勝而將驕者敗者、果信矣、

驕奢

▲天下之本在身、々之主在心、而唯驕能害其心、唯奢能敗其身、因依凝結、終以至併天下而喪之、是世主所宜懸以爲鑑、

▲則臣庶外內、孰不畏威而希惠者、順從趨走、候顏刺旨、爭奉其欲、使其目之所見、常狃側肩諂笑、而耳之所聞、每狎謝恩上壽、凶敗死亡、語且有禁、擧而有中焉、則

贅以堯舜莫及、不中焉、則枉爲之辭、謂爲時宜、誘奬是務、玩樂日新、此將復以向嬰兒者遇之、而流風相承、以爲君臣之儀當然也、以是而養焉、得不驕、即使目有所省、顧謂謙抑已甚、而亢倨侈慢之著心者、將有以倍乎他人焉、則禍之成根也固久矣、

▲其上喜侈大、下尙逢合、相得旦夕之間、以至併天下而喪之不知也者、吾不責之於其君與其臣、而將詰其素養之不訓、與世習之不正焉、

土木

▲人主之欲固多端、然爲之也有漸、自小及大、自近及遠、聲色之娛已備、而營繕之巧必興焉、

聚歛

▲今者以人主之求、求每易給、而煽以小人、彼罷此起、雖資以奕世之業、連府之財、不得不至匱且盡、

▲矧夫財也者、不自天降、不自地生、萬無有不取於下、而能足於上之理、

▲情原乎下、而制由於上、則政可以行、欲縱乎上、而禁加於下、則其政不可得而行、雖行不可保久、而民擾事沮、徒招愁怨以止、

▲而有之不見何所益、無之亦不知何所損、要皆不過耳駭目眩、貪遠異以狥觀美焉耳、

▲雖乃儉士達人之厭浮費、薄祿賤吏之苦高價者、寧且擧貸典賒、負債逃逋、而必收買以務誇鬥、實亦迫勢之所然、嗚呼民之惑亦尙矣、雖然觀之美、亦人情之所不能無、

▲倡以踐履之力、示以得失之實、

▲自凡衣服之章、燕饗之具、皆內足不外求、

▲天下之觀、斯以移矣、觀移則尙殊、尙殊則俗成、俗成則化久、

▲予惡兼好之爲人矣、然是言之有裨乎裔世、實足可嘉、

〔附言〕

一　原本中一句若くは二三字に批點を施されたるもの二三あり。其の前後の文を引用するにあらざれば文義の知れ難きを以て今之を略して錄せず。

一　抄錄の文は便宜の爲め起首每に小▲點を附す。（正之識）

常に修身教場に臨む

三　意見

○修身教場に於ける院長

院長が、精神教育に注意せられたるは、今更言ふまでもない事である。去る四十年就職の際より、修身教授法改正の時まで、（四十五年四月）萬已むを得ざる要用の時の外、必ず余が教授の場に臨んで、親しく學生の擧止行動を注意せられた。且余が說の徹底せずして、或は學生に誤解を惹き起さしむる恐あるときは、必ず更に學

儉約と質素

生に對して、懇々と訓示せらるる事は、珍らしい事ではない。今其の一二を記さう。

其の一。或時、余は學生に金錢に關する道德を說いて、儉約を守るべき事を述べたるが、院長は此の儉約といふ事につき、學生が或は只金錢を惜み所謂吝嗇奴になる樣に考へては困ると思はれ、それよりも質素と云事が適當である、世間往々名を儉約にかりて、義理も恥も忘れてをる者あれば、注意すべき事を訓示せられた。

勉強は眞劍でやらなければならぬ

其の二。或時、余は勉強は人から強ひられてやるやうではつまらぬ、自ら欣び樂みてやるべき者であると述べたるが、學生が、ともすると勉強は樂（ラク）な者なり、否むしろ勉強は遊樂と相俟つ者であるといふ風に誤解するから、院長は此の點につき、勉強は眞劍でやらなければならぬ、遊び半分にやるやうでは駄目であると訓示せられた。

容儀につきての注意

其の三。學生が爪を長くし、或は口を「ポカン」と開け、又は髮の毛を長くしてをる者あれば、何時も注意せられて甚だだらしないことや、とりしまりのないことを、說諭せられた。

外觀を衒ふことは

其の四。又學生が時計であつたか、文房具であつたか、よく分らぬが、ピカ〳〵した金屬の裝飾らしき物を、一寸洋服のすき間から出してをつたら、院長は忽ちそれを見つけられ、少しでも人に物を見せびらかさうと思ふことは、甚だ卑劣な根性である、外觀を衒ふことは、斷じていけないことを注意せられた。

斷じて不可

其の五。或時院長は學生に向つて、其の家系に注意すべきことを訓示せられ、甲冑や武具類が、各自の宅に、ドンナに保管せられてあるかを尋ねられたことがある。

家系を重んずべし

其の六。軍人に下賜せられたる勅諭を講演の際、余は權力の段々實業社會に移ることを論じたるが、院長は、王權の武門に移りたるは、畢竟藤原氏などの公卿が遊情奢侈に流れた結果である。今の華族輩はよく此の事を心に銘すべきことを切論せられた。

華族の遊情は其の地位を失ふの基

其の七。院長或時華族となると、いろ〳〵面倒な束縛を蒙らなければならぬから、華族などは御免を蒙りたいといふ者も、隨分世間にないではないが、之はつまり我儘勝手に世を渡らうといふ精神から起る思想である。すべて儀式典禮は、畢竟華族の地位を重んずるといふ點からきたことである、之を誤解しないやうにしなければならぬと、諭せられたことがあつた。

華族に面倒なる束縛あるは畢竟其の地位を重んずるが爲のみ

教學聖訓の活用

其の八。教學聖訓は本院教育の大本を示したる者なれば、院長就職以來益、熱心に拜戴し、必ず之を修身教授の時間に携帶すべきことを訓令せられ、聖旨の貫徹をはかられた。又以前は多數の學生を、一堂に集めて講演するのであるから、余の監督も十分に行き屆かず、ややもすると不作法の事がないでもなかつた。然るに院長は前述の如く、萬障をさしくりて、何時も出席せられ、從來の弊風を一洗せられたことは、教育上有益の效果を擧げたる計りでない、又ふつゝかなる自分にとりて、非常の光榮であつた。（教授小柳司氣太氏記）

立志は早からんことを要す

○教育談

院長の教育談といふ程のことでもないが、いつかの時、學生は夙くより志を定めて勉強するが善いと語られた。即ち、

「昔は武士の家に生れたものは、當人も子供の時からその心掛で勉強し、親も立派な武士に仕立てようとし、文武を奬勵し、又適當な師を選んで之に就かせたものであるが、今日は中學などを卒業する時になつて、始めて目的をきめる風がある。これよりも寧ろ幼稚の時から志を立て、常にこの目的に向ふやうにした方が成

業の上に於て、一段と優れるであらう。」

俊才の拔擢

次に試驗に於ても、「この點を取れば及第て、それ以下なれば落第といふやうな事ばかりであつて、昔のやうに拔擢法の無いのは何だか物足らぬやうてある。從來のやうに無暗に拔擢するのも弊があるが、教育上の事はよく得失を考へて見なくてはならぬ」と言はれた事もあつた。（前教授井上賴圀氏談　福井教授記）

人格の修養

又「今日は何でも法律や規則が八釜しいが、それよりも人格修養といふことに重きを置かねばならぬ」と語られた事もあつた。

中學時代ほど困難なものはない

○中學生の教育

明治四十五年七月廿二日塚田大佐は院長と中學教育に關して問答せられた事があつた。大佐曰く「凡そ學生を教育するに中學時代程困難なものはない。小學時代の兒童は、家庭に於ては父兄の教を守り、學校にては、先生の指導を受け、教へられたことを善く遵奉し、品行其の他に於ても缺點は尠い。然し一旦中學に入りては、小學時代とは精神も餘程變化する。就中三四年も經ると、見かへるばかり違つて來る。この三四年級が變化の最も激しい時期である。然して其の變化に關して、

實に恐ろしいものがある。これは則ち朋友である。この朋友の誘惑に就ては、父兄や教師がどこまでも心配して、誘惑を避けることに瞬時も怠つてはならぬ。實に中學生の指導は六ヶ敷事である」と。

野卑の事は勘い

院長之に答へて曰く「此の事に就ては、自分は常に注意を拂つてゐる。しかし學習院は所謂貴族の學校だから、一體に野卑な事は勘い。此の點は多少安心が出來るけれども、矢張惡友に誘はれ易い事は同一である。自分は此の事に就ては各教員と謀つて、十分に監督の實を擧げようと欲して居る。此の事に就ては教育に關係ある當局者は何れ氣がついて居るであらう」と。（塚田大佐談　阿蘇惟秘氏記）

監督の實を擧げん

○習字及び唱歌に就いて

明治四十五年一月二十六日諮詢會開かる。此の時學課時間の配當上、習字及び唱歌の時間減少の事につき、院長より左の談話ありたり。

「近來學生中、平假名を以て書く者多きも、拙き平假名は讀み惡しく、又平假名と片假名とを交ぜ書きする者あるを見る。誠に見苦し。細字を書くには罫を引き字を其の內に入るゝ樣にして練習せしめ、新年の休暇には書初を爲さしめ、或は休暇中に手本を與へて習字を奬勵する等の補助方法を取りて、其の不足を補ふことゝしたし。又唱歌も授業時間の外にて、儀式の時、又は運動會、游泳、其の他遊戲の時を利用し、殊に室外に於ては發聲に力を入れ、初等學科に於ては、平常運動の時より演習せしむるを利益とす。是等の工夫を以て是亦其の不足を補ふことにしたし。又幼稚園にては唱歌を大いにやらする樣にすべし。云云」。（諮詢會記事摘錄）

日本人の漢文を取れ

○院長と漢文

院長就任當時の頃なりき。一日國漢文課教授會合の席にて談られしは、「漢文は支那人の著述を用ふるよりも、日本人のものを用ふる方宜しからん。たとひ文章に多少の破格ありとも苦しかるまじと思ふが如何のものにや」と。（教授飯島忠夫氏記）

自發的のものを貴ばる

○自發的のものを貴ばる

院長は何事につけても誰の說又は何の本にしかく〳〵あると引用して述べると、「それではまだ善くない、自分の考より湧き出たものでなくては駄目だ」と仰せられることが多かつた。（前教授井上賴圀氏談　福井教授記）

○博物學の知識などはなくてもよろしい

習字及び唱歌に就いて　院長と漢文　自發的のものを貴ばる　博物學の知識などはなくてもよろしい

博物學の智識などはなくてもよろしい

或時寮務會議に於て自習室内の整頓裝飾等の程度に關する問題を議したりしに、第六寮長は「第六寮にては學生が植物及び動物を採集し、之を書棚に載せ置くもの多し。これ等は一向差支なけれども、自習室内に小さき箱を持ち込み、其の内に小さき虫又は昆虫を養ひ、或は又小動物を飼ふものあり。これ等は注意してやめさせ居れど、なほ時々有るには困る」といひたるに、某寮長曰く、「それは差支なきにあらずや。一體日本人は博物學の知識に於て大に缺くる所あるを以て、其の方面の知識を養ふ上には利益あることは許してよろしかるべし」と。此の時乃木院長曰く「そんな知識は無くてもよろしい。虫などを自習室に入れさせては困る」と。

（教授天野一之丞氏記）

靜坐法を排す

○靜坐法を排す

或時、某學生の父より、毎週土曜日に其の學生に靜坐法をなさせたきに付、臨時外泊許可ありたしとの願書を差出したり。當該寮長は、當時靜坐法多くの家庭に行はるることを聞き居たるを以て、之が爲に臨時外出を許しては他の學生の先例ともなるべきに付、院長に其の採否如何を質したるに、院長は「某氏にも似合はぬことを願ひ出でたるものだ。許可は出來ぬ。委しきことは乃木が御目に掛つて御話するから、何時でも都合のよき時御出で下さる樣にと答へよ」との事なりしを以て、寮長より直に其の旨を通じたるに、折返し同氏より先の願は取消す旨申し來りぬ。（教授天野一之丞氏記）

父君の陣羽織

○神祇の事に就いて

或日院長は私の宅を御訪になつて、父君の陣羽織を御見せになつた。地質は麻で出來て居て、極めて質素なものであるが、山口伊勢守が筆を揮つて神の名を記してあつたやうに記憶してをる。その眞中には日本國大小神祇何々と書き、その左には經津主神、右には健甕槌神と書いてあつた。

香取鹿島の左右のこと

これにつけ、院長は我が國は古來左を尚びたるに、香取神を左に、鹿島神を右に書いてあるは、何故であらうと御尋ねになりました。私はこの二柱の神が天孫の命を奉じて、この葦原の中つ國を平定するに方り、經津主神は將軍、武甕槌神は副將軍の格で、征平に從事されたのであるから、この書き方は正しいと答へた。乃で院長は二神の地位はよく分りましたが、なぜ香取の方が鹿島より格が卑くなつた

かと御聞きになりました。それは藤原氏が祖神天兒屋根命と共に鹿島神を尊敬したからであると答へを致した。

一の宮の事について

院長は神祇に就いては、色々御調べになつて居たやうである。ある時一の宮に關して問答を交したことがあつた。磐城岩代にはなぜ一の宮は無いかとの御話があつた故、越の國は越前越中越後に分れた故、この國々には一の宮の無いと同樣であると答を致した。（前敎授井上賴圀氏談　福井敎授記）

學習院内に神社を建てんとす

○學習院内に神社建立の意見　（其の一）

乃木院長は、國體を重んじ神祇を尊ぶことは、人一倍優れて居られた院長となられた後、高田村の構内に一の神社を建て、自ら學生と共に之を崇敬せられようとの御考で、田中伯爵が宮内大臣の當時に、御自身で建議書を出された。

宮内大臣は御宮を建てるとすれば、費用もかゝることだし、その保存も考へなくてはならぬことゆゑ、何か之に代る善き方法は無いかと考へられたものと見えて、掌典の宮地嚴夫氏に使命を授けて、私に意見を徵せられた。私は日本紀に見えたる神籬磐境（ヒモロギイハサカ）の事を引いて之に答へた。

神籬磐境

斯くて宮内大臣より乃木院長にその事を通じられたものと見えて院長は私の宅を訪はれた。そこで私は古典を引き、遙拜をなすには、岩を疊み、その上に神木を植うる事を委しく述べた處が、さうであるかと首肯せられた。

院長は豫ねて我が帝國各領土より集められたる石を以て、その後磐境を作り、之に記念の木を植ゑたとて、記念樹や岩境の寫眞六枚と石の產地を記したる說明書一枚とを私にも贈られました。（前敎授井上賴圀氏談　福井敎授記）

記念樹

○學習院内に神社建立の意見　（其の二）

或日乃木院長より今回學習院構内に伊勢太神宮の遙拜所を設けむと欲す、その式は如何なるべきとの御尋ありき。余は仍つて太神宮の御本殿は御規模宏大にして不適當なるべければ、別宮の神殿を模せらるゝがよからむとの意見を呈し、計畫圖を製して差し上げしに、是を以て技師等にも相談せられ、やがて宮内省に提出せられしが種々詮議の結果神殿を建設せんか、歲時祭祀典禮等も修せざるべからず、隨つて其の方の設備をも要し、自然學校には不似合の事となるべしとの事にて、此の議は中止せられしが如し。

意見　學習院内に神社建立の意見（其の一、其の二）

かくて程經て御訪問の節、往古の祭壇に磐境といひ神籬といふものあり、其の式如何との御尋ありしかば、余は其の詳細は知り難けれども、古書の文面に據りて察すれば、地域を劃し石を廻したるものが磐境なるが如しと申し上げしに、此の事についても、その後幾度か御相談ありしが、やがて院内にさる靈域建設せられ、形を變へて大將が當初の目的を果されし趣に承りぬ。（宮内省掌典宮地嚴夫氏談　鳥野教授記）

院長の日本主義

○聖德太子といふ名について

院長嘗て一教授に向つて曰く、「聖德太子とは僧徒の附し奉れる名には非ざるか。然らば則ち後人之を御名に代へて稱し奉る事の可なる所以を見ず」と。院長の日本主義より來れる注意は往々かゝる微細なる稱呼の點にまで及べるなり。

（教授鳥野幸次氏記）

今の世に

○曾我兄弟の話をせられし事

是も片瀨にての事なるが、或日學生四五人打連れて幕舍に院長を訪ひしに、院長は何か話をして聞かせむとて、曾我兄弟の事を詳細に語り出で、さていはるゝやう、「人の臣子たるものは、常に此の心掛が肝要なり。さりとて今の世にありて此の眞似をせよといふに非ず。否、もしかゝる事を爲すものあらば、人の物笑とならむ」と。蓋し院長は、其の精神を取り、行爲は時世に隨ひて變化あるべきものたるを敎へられしならむ。（教授鳥野幸次氏記）

此の眞似せよとにあらず

○院長遠足の字義を疑はる

多摩川遠足の後數日、院長は突然予を呼び留め、

「一體遠足と云ふ字はどう云ふ意味から來たのか、遠く行くので足を慣らすと云ふ意味か、どうも意義通じない、西洋では何と云ふ」

と尋ねられたれば、予は

「英語にては Outing と申し、外へ出掛けることと言ふ意味で、獨逸語にては Ausflug 直譯すれば飛び出すと申します」

と答へたるに、院長はどうも意を得ぬと云ふ風にて、

「フーム」

と言はれたるのみなりき。（教授渡邊艮氏記）

○公德、私德、成員の意義に就いて

意見　聖德太子といふ名について公德、私德、成員の意義に就いて

院長曾て曰く、「此の頃の書物に公德私德と云ふ文字を往々にして見るが、是は如何なる區別なるか」と。一教授西洋の例などを引證して懇に說明したるに、院長の曰く、「一應はさることならんが、公德も私德も兼ねて始めて德望ある人といふべく、公德を備へて私德を缺き、私德を備へて公德を缺くやうにては畢竟德のなき人なり。德に二つあらう筈なし。それを公德私德と並べ置けば公德の方が尊くして、私德は卑きものゝ如くに見え、公德だに守れば私德はどうでもよしと思ひ做す恐れなきにあらず」と。又曰く、「此の頃の倫理書に成員と云ふ文字が見えるが、彼の文字の意義如何」と。是も一教授說明して曰く、成員も外國語の飜譯にして組成員の意義なりと。院長の曰く、「成員の二字のみにては意義明瞭を缺く」と。

（教授大森金五郎氏記）

德に二つあるなし

○軍人の勅諭の講述

明治四十五年六七月の頃なりしが、或水曜日にたま〳〵降雨ありて、武課の演習行はれざりしに因り、學生一同を正堂に集めて、院長自ら軍隊に賜はりたる勅諭を講述せられしことありき。其の時、臣民の　皇室に仕へ奉る事に及び、御列席の殿下に對し奉りて、左の事を言上に及ばれたり。

殿下に修學の誠を進めらる

殿下方は將來君國の御爲めに御盡しになる大なる御責任があらせられる。何を以て御盡しになるかといへば、勿論軍人になつて御盡しになるべき御定めになつていらせられる。それで萬一御學業が完全に進ませられないで、軍人におなりが出來させられない事でもあらせられるならば、實に御申譯もない次第であるから、其の邊は十分御留意遊ばすべきである

華族が舊臣の稱を用ふるは失體なり

又勅諭中、封建武士云々の御箇條に及び、院長は學生一同を戒められて曰く、

自分は時々華族の人々が、自分の舊藩の人々を呼ぶに當つて、舊臣々々と呼ぶ事を耳にするが、是れは實に怪しからぬ話である。是は深く考へて見るに、上皇室に對し奉りて、誠に不謹愼な言といはねばならぬ。封建時代は兎も角、今日では臣といふべきは　上御一人の仰せられる事である。それで舊藩士といふなら格別だが、かやうな事を言つては、決してならない、今迄何の氣もなく言つてゐたものは、須らく改めねばならぬ。此の事は自宅に歸つても、家族の方々が舊臣など言はれてゐるやうなことがあるなら、諸子は其の事の

適當ならざる事を申して、今後言はれない様に御勸めしなければならないと。（學生阿蘇惟紀氏記）

師團增設の必要

○軍隊の奢侈

明治四十五年の七月の頃、降雨のため武課の行はれざりしに因り、院長は其の時間を利用し、學生を小講堂に集めて大要左の如き講話ありき。

自分は近日こんな事を考へてゐる。勿論纏まつた考てはないが、唯心に思ひ浮べてゐる事を、皆に話してをく。

近來世間は實に奢侈になつて來た、と言つてゐるが、軍隊ほど奢侈に流れてゐるものはあるまい。軍隊が既にさうであるから、一般の奢侈は察するに餘りあることである。自分が軍人であるから、軍隊の必要をいふ樣に聞えるかも知れないが、軍人は一日も居なくてはならない、近來師團增設などの聲を聞くが、尤もなことである。そんなに大切な軍人が、奢侈に傾いて來たのは、返す〳〵も國家のため遺憾千萬てある。自分は軍人の一人として、國家のためにはどこまでも師團の增設の必要があるから、十分根柢のある意見を述べんと欲するのであるが、肝心な軍人が、奢侈に流るゝやうでは、思ひ切つて當路に申し出す譯にゆかぬ。それで一體軍人が奢侈の爲めにどの位濫費してゐるか、調査する必要があるので、參謀本部に統計を取ることを賴んで置いたくが、尤もなことである。そんなに大切な軍人が、奢侈に傾いて來たのは、返す〳〵も國家のため遺憾千萬てある。自分は軍人の一人として、國家のためにはどこまでも師團の增設の必要があるから、十分根柢のある意見を述べんと欲するのであるが、肝心な軍人が、奢侈に流るゝやうでは、思ひ切つて當路に申し出す譯にゆかぬ。それで一體軍人が奢侈の爲めにどの位濫費してゐるか、調査する必要があるので、參謀本部に統計を取ることを賴んで置いた位である。現今の中少尉などは果して今國家が支給してゐる俸給で、十分に生計を完うして行くことが出來るかどうかは疑問である自分は現今の青年士官中に、自分の意に叶つた軍刀や軍人に必要なる道具は持つてゐるものが尠ない樣に感じ、却つてくだらぬ和服などには立派なものを持つてゐるものがある樣に感ずる。現今の俸給で果して生計が十分でないのは、政府が一考すべき事である。かやうな狀態にありながら、一方では奢侈に流るゝならば、とても滿足に生計の立つて行く譯はないのである。近來師團增設の必要を倡へることが喧しい。今日自分は以上の樣なことを考へてゐる。將來國家の上流に立つべき諸子は、深く此の點に注意しなければならぬ。奢侈といふものは兎角上流の社會に多いから、深く考へなければならないことである。（學生阿蘇惟紀氏記）

軍人の奢侈品の調査を依賴す

中少尉の俸給生計を完うするや否や

奢侈は上流の社會に多し

青年士官の美服

福澤翁の世に尊重せられた所以

○福澤翁の著書について

或日、院長より之を讀んで見よとて、福澤諭吉著帝室論尊王論と題する書を渡されたり。帝室論は明治二十一年に、尊王論は明治二十一年に福澤翁が記述して、共に當時の時事新報に掲載せるものなり。而して此の二つの論説は何れも福澤全集中に收載せられたれども、又當今の時勢に適切なる所ありとて、特に取出でて四十四年一月單行本として時事新報社より發行したるものなり。予之を一讀し終りて、院長に返却したるに、院長の曰く、「福澤は拜金宗の人とのみ思ひしに、かゝる考も持ち居たるなり。これその一世に尊重せられたる所以なり。其の所論を見るに、往々いやなる比喩も無きにあらねど、全般に於て論旨徹底逼らず激せず、綽々として餘裕あり。說き起し說き去る所、其の人格の程を想見すべし。」と後院長は此の書を本院の圖書館に寄附せられたるに、中等學科の某生、新に此の書を購ひ來りて、院長が○印△印又は丶丶を附したる所は、其の儘自分の書に赤の色鉛筆にて之を記し、最末の辛亥二月六日讀了まで同樣に赤鉛筆にて記して所持せるを見受け、偉人の感化は斯かる所にまで及ぶかと感じたる事あり（大森教授記）

口角泡を飛ばす

美望に堪へず

○俗神道大意に就いて

一日、院長某寮長の室に來られし時、平田篤胤著の俗神道大意を見て、「ハヽア、此の書を一寸借用したし」とて携へ歸られしが、後數日にして、自ら返しに來られ、「口角泡を飛ばすとは此の書の事なるべし」と言はれ、內容に關しては一言の批評もなかりき。（教授大森金五郎氏記）

○伊藤公遭難の批評

ハルピンに於て伊藤公爵遭難の當時、某教授此の事を院長に告げ、國家の爲め哀惜すべき旨を語りしに、院長の曰く、「國家の爲めには誠に哀惜の至りなれども、伊藤公の爲には實に立派なる最期にして羨望に堪へず。自分などはさう云ふ事をねらひ居れども、トンと中らず」と。（教授大森金五郎氏記）

○乃木大將の西洋遊戲觀

明治四十一年の秋と覺ゆ、予は運動場の一角ベースボールの停球網の邊に佇立して、坦々たる理想的運動場內には、四五の人夫が孜々として雜草拔きに餘念なき樣、道場背後の見事なる杉樹の森、南西一帶にこんもりと繁れる林などを眺め

船來の遊戯は金がかゝる

て、一種の感慨に耽りつゝありしが、ふと左を顧みれば、檢分の爲に來られたる院長を見うけたり。予は一揖して何氣なく感想有の儘を述べて、「運動場が大變立派になりました」と言ひたれば、院長は、直ちに

「ウム、金が掛かつて居るからな。」

と云はれ、沈默數瞬間にして、再び語を續け、

「ドーモ船來の遊戯は金がかゝる。」

と添へられたり。（教授渡邊良氏記）

○乃木大將の萬物觀

支那革命の戰報頻々として來り、新聞記者は之を筆にすることに忙殺せられ、老帝國の前途果して如何なるべきか、更に豫測すべからざりし頃の事なり。予は喫烟室に在りて同僚と共に友人某氏の支那觀なる

支那は不思議な處で、一寸行くとわかつて、長く居るとわからなくなる。

と益々わからなくなる。

との說を語り合ひ居りたるに、院長は新聞閱讀を中止し、少しく頭を傾けて、例の

どんなものでも皆さうだらう

季節に一ヶ月位づゝ先んずべし

眼鏡越しに微笑を含まれ、

「イヤ、どんなものでも皆さうだらう。」

と言はれたり。（教授渡邊良氏記）

○軸物の掛け方

嘗て床の間の掛物の事に就て談話中、院長の曰く、「掛け物は春夏秋冬に連れて變ずるは宜けれども、庭前に梅花のある頃床の間にも梅の花の軸を掛け、庭前に牽牛花咲き居る際、床の間にも牽牛花の軸を掛くるは甚だ愚なり」と。これより種々の說出で、掛物は季節に一ヶ月位づつ先んずるを可とすとの結論に終れり。

（教授大森金五郎氏記）

○養子論　（其の一）

明治四十四年四月二日、院長の外行を送らんため私邸を訪問せしをり、突然養子に付き意見を徵せらる。予熟考の末、始に同族中より選ばるる事、次に同氏姓中よりせらるる事、最後に國人中精神を承け事業を繼ぐに足る者より取らるる事を以て答へしが、第一は贊成なりしも女系は頭より排せられたり。第二第三は全然

下學邇言の文

拒絶せられたり。第二は純粹ならず、第三は之を見定むる標準明ならざるに由る。而も「もらふ方はよしとしても、來る者の心は如何。己れの父母祖先を棄てて他の父母祖先に事ふること、名利を欲するものにあらずして何ぞや」と曰はるるに至れり。予口を緘して言ふ所を知らざりしが、徐ろに一片の半紙に數百字を書したるものを示して、「之は水戸の會澤正志齋の「下學邇言」にある語なり」とて、微笑を含みながら「どうでせう」といひつつ決心のほどを示されたり。其の文左の如し。

天祖傳統　日胤歷歷。人臣亦皆尊祖敬宗。降及中世。尙有氏宗。以緝族事先。父子之親既惇。念祖脩德。永世不諠、施及國郡武士。亦能崇敬家督。總領家衆。是以人人自重。風俗淳厚。及四海糜沸。而覆宗滅族者。比比接踵。人皆輕身。忘報本反始之義。不知血胤之可重。徒持家門。養他姓子爲嗣。如以竹接木。不可以承祖先之後。以路人爲父子。父子可以爲路人。知有家門而不知有血胤。人情澆漓。風俗薄惡。逐父者有之。弑父者有之。父子之大倫殆乎熄。

天之所廢。非人力所能存。（論政篇下）

又「蒲生君平の「今書」にはもつとひどいことがかいてある」と語られたり。予御歸朝

までに一つ調べてみませうと述べて、前の紙片をいただきて辭去せり。其の後跡部良顯の「日本養子說」を帝國圖書館に於て發見し、更に淺見絅齋の「養子辨證」を黑川眞道氏に依つて借覽し、攻究の結果、將軍の決心如何にもさあるべしと合點し、御歸朝後其の旨を語れり。且つ將軍の求に依りて之を供覽せり。一昨年末二書共に之を返却せられしが、「養子辨證」は、更に予の寫本にても再び借りたしとて、借覽せられたり。後久しく其の談なく又返濟せられず、予も失念せしを、昨夏偶然想ひ出でておたづねせんと思へる中、恰も八月卅一日女學部へ向け書狀を添へて返却せられたり。「養子說」は日本人同士ならば養子差支なしとの說なれども、「辨證」は「下學邇言」同樣の說にて、支那學者の說を集めて之を證し、最後に一言自家の見を記しをれり。是れ將軍會心の文字にして、丁度一昨年素行會の折に始めて供覽せしが、しきりに其處をくりかへし見てをられ、直ちに借り行くべしとて持ち歸られたり。其の文は左の如し。

養子之弊尙矣。世或唱同體一氣之說。以合其汚者。曾不知卽同體一氣之中。已有父子之形。有兄弟之體。則其上下前後。截然不可亂。人倫之理。無往不然。而其不可

以異族爲己子。猶子之不可以變父。弟之不可以易兄。若混異爲同。則又可離同爲異。雖悖逆聚塵之惡亦將莫忌憚矣。豈不大謬哉。因書諸辨證後如此。壬申之歲。安正識。

又「今書」の養子に關する文を掲ぐべし。

夫姓生也。父子相生以皮毛骨肉故謂之皮骨。夫吾與吾族其皮骨同吾祖宗皮骨也。君子者欲其族姓之不相亂是以能以禮親親。立宗子號爲氏上。使其族人相率而尊之以得其祭祀合族。而死喪相恤。燕享同飽也。人之不幸无子者。必繼之以其同宗之子。則其爲後者亦莫不同吾祖宗皮骨也。夫如是然後其繼其繼也其絶其絶也。繼絶之間。能處其命。不敢欺天。不敢誣祖。昔時士君子家莫不皆然故其世家譜牒無或差忒。意者惟細人不得其然。夫細人或父他人。子他人。以其族之不多。姓之不知。而不苟若是。懼老而不養。死而不埋也。懼老而不養。死而不埋。而苟亂族姓。不敢顧憚固細人之事也。後世風俗日以壞。恩愛日以薄。雖士君子家乃其父吝分其子室。而兄難與其弟財。習見於細人所爲。而使其苟之乃亂族姓。不敢顧憚爭問人後。莫復愧於其心故天下餘子。率多以男嫁入冒姓其婦家。而世之無子。將養人

子爲後者。必先議其弊多少。雖其同宗有子。幣財不多。不敢成其議。取其他族。而其幣財自供養老。是其繼非其繼也。絶非其絶也。非其繼爲繼。非其絶爲絶。夫既違命欺天誣祖。人鬼之紀幾乎滅矣。且天下餘子率多以男嫁入冒姓其婦家。則自幼而養其身態。脂韋游滑。取容於世俗。平昔之志。止于爲人後。而憑人富貴。終不知文行興家。而無復慷慨功名之心。嗚呼今士君子家不必皆無俊傑之生。而人材若此其不振者。是非盡才罪。卽其風習之使然也。取其後他族。而其幣財自供於養老。則其爲父子。以貌相持。其情不得相親愛慈孝。而其弊終使天下因冒姓之在他族。反遠其天性之親。不顧。或有親尚爲再從而不相往來。未嘗識其面。夫又安得其祭祀合族而死喪相恤。燕享同飽哉。其所以終使天下之族如此無賴者。無他故。坐其不能以禮親親。立宗子。號爲氏上。使其族人相率而尊之。嗟此道終不能復。則使人人樂其樂。安能得之哉。（姓族篇）

是亦將軍が養子拒斥一家斷絶の根據となりたるものなり。中にも前の「下學邇言」の文は、將軍薨後、玉木少佐竝に井上賴圀博士に贈與せられをること知れたれば、最も重きを此に置かれたるや明かなり。但し二氏の分には「天之所廢非人力之所

楠公も其の子孫なきに非ずや

能存」の語を缺く、然も此の二句は將軍の境遇に對し甚深の意味あるべく感ぜられ、特に之を其の後の文より摘錄せられたる所に見るも、將軍の心事を推測するに足るべき語なることを知るべし。（教授有馬祐政氏記）

○養子論　（其の二）

皇典講究所幹事高山昇氏は語つて曰く、「嘗て乃木大將を其の自邸に訪ひ、約二三時間に亘りて談話を交換せり。其の中談偶〻我か國體の成立より祖先崇拜に及び、引いては大將の養子問題にも及びぬ。「余は我が國に於ては祖先の祭祀を廢絕せしめぬが國粹なれば、萬一閣下薨去の後は乃木家は斷絕の姿となるべければ、乃木家と關係ある家より然るべき人を養子にせられては如何」と、すすめたり。大將曰く、「成程祭祀を廢絕せしめざるは我が國にて大事なれども、今日楠公なども其の子孫なきに非ずや。さりとて楠公は湊川に祀られ、今尙ほ世人は之を尊崇措く能はざるに非ずや。實子あらば兎も角、他人の子を養子とするは考ふべき事なり」とて、中々應ぜられざりき。（學生阿蘇惟紀氏記）

乃木大將所感錄

是は明治三十二年の末、伊豆修善寺療浴の際の記述に係る、但し其の筆蹟より判すれば、長男勝典氏の代りて淸書せるものと思はる。（編者識）

軍人勅諭

悲痛に堪へ難き感

第一、ビルヘルム第一世ノ勅語ハ、實ニ何ノ世何ノ國ヲ問ハズ武人トシテハ記憶シ置クベキ金言ナリ。然ルニ我

明治天皇陛下、我等ノ

大元帥陛下ガ明治十五年一月四日ニ我等軍人ニ下賜サレタル

勅語ハ、我等軍人ガ日本武士トシ如何ニ銘肝セザル可ラザルヤ、又實踐躬行ノ義務アルヤハ多言ヲ要セズ。其精神ノ發揚ノ如何ハ、直チニ國威ノ如何ヲ證明スルナルベシ。

第二、此等ノ文字ヲ拜讀スレバ、實ニ悲痛ニ堪エ難キ感アルナリ。我明治元年ノ當時、所謂維新ノ元勳タリシ諸氏ノ品行ハ如何。其家ヲ爲シタル後、家風ハ如何ニ。其多數ハ實ニ恐ルベキ害毒ヲ後輩ニ傳染セシメタルニアラズヤ。然ルモ今日死者ニ就テハ猶更、生者ト雖モ訐テ之ヲ言フハ忍ビザル處ナレトモ、今ニ於テ尙ホ悔悟スルナキノミナラズ、稀有ニモ其己レニ習ハサルモノアル時ハ、却テ

之ヲ忌惡スルニ至ルハ如何ゾヤ。而シテ之ヲ憤慨スルモノナキカ。否々彼ノ行爲ニ習ハサレバ、彼ノ好ム處トナル能ハズ。彼ニ習ヒ彼ニ好マレテ、彼ノ如キ名譽モ幸福モ獲得シ能フベシト信ズルナレバナリ。

島津家の四石侍

第三、今日ノ新華族等現ニ要路高官ニアルハ、勳功ノ有無厚薄ハ知ラズ、薩長人最モ多キヲ以テ、假リニ其一々傳聞ニ留ル處ヲ以テ其例證ヲ擧ゲンニ、島津家ニ四石侍ト稱スルモノハ如何。四斗十俵ノ俸祿ナラズヤ。此小身侍ニシテ甲冑武具馬具トマデハ行カザルベシト雖モ、骨ノ切レル大小刀ト、主君ニ仕事スル丈ノ時服禮裝ハ無カルベカラズ。毛利家ノ如キハ小末家モ多ク、防長一樣ニハ無カリシカナレドモ、彼ノ攘夷ニ引續キ、殆ンド日本半國ヲ擧ゲタル追討ノ師ヲ國境ニ引受ケタル際ノ如キハ、銅器トシテハ、燭臺モ火鉢モ行燈皿モ藥鍋モ火箸迄モ獻納シテ、大小砲ヲ鑄造シ、金銀トシテハ、婦女子ノ指輪、釵、刀ノ鍔ノ覆輪モ虛飾ノ品ナリトシテ貨幣ニ當テタリト。其他ハ類推シ得ベキナリ。之レ我ロ本ニテ僅ニ三十五六年前ノ實況ナリ。其頃他諸藩ニ於テ強弱大小ノ差コソアレ、大同小異ナリシナラン。今日五十歲以上ノ人ナラバ、其ノ父祖ノ狀況ハ知ル

毛利家士の窮境

箸ナリ。

食物の粗末なるは武士道の宗旨

第四、食物ノ麁末ナルハ、日本武士古來ノ習慣、否武士道ノ宗旨トモ云フベキカ。近來醫學衞生學ノ進歩ト共ニ、所謂奢侈贅澤病ト連合シ、飮食物ノ變革ハ、日本ノ全社會ヲ動カシツツアリ。予ハ暫ク利害ヲ云ハザルベシ。

然ルニ軍務戰役ノ上ニ實驗スル所ハ如何ゾヤ。天正以前ノ內國戰ハ扨置キ、文祿慶長ノ朝鮮戰役、近キ二十七八年ノ役ノ如キ、文祿慶長ニ比スレバ所謂世ノ進歩ト云フ點モ免レザレドモ、日本軍ノ麁食ト云フ一ノ強大ナル力ヲ有セシハ、予ハ歐米人ニ向テ誇ラントスル處ナリ。近キ「ヒリツピン」「トランスバール」ノ事ヲ聞知セバ、我軍人ハ皆多少ノ記憶ヲ有スルナラン。彼レ遠征軍ノ難事ハ、敵ニ三分ニシテ、其七分ハ己レガ奢侈贅澤慣習ノ食物ニアルモノナラズヤ。然ト雖モ、佳良ノ食物ニ飽キ、新學術ニ富ミタルノ士ハ、必ズ國運ヲ增進スルノ上ニ於テ、麁食ニ生活シタル古老ニ勝サルノ萬々ナルハ疑ハザル所ナリ。

第五、獨逸將校社會居室ノ有樣モ、今日モ、十六七年前迄ハ斯迄ニハアラザリシトノ信ズ。然ルニ奢侈贅澤ノ增長ノ弊ハ、之ヲ聞クダニ肌ニ粟セザルヲ得ス。扨テ我

奢侈贅澤の增長の弊

國ノ今日ノ上流社會ハ、如何ニ模範ヲ示シツヽアルヤ。歐米風ノ館室ハ、西洋服ヲ着シタル時、西洋饗應ヲナス時ノ必要トシ、和服ヲ著シ、琴三味線、鼓ノ給仕ヲ主眼トスル饗宴ニハ、日本風ノ御殿造リト云フガ如ク、社會ヲ誘導スル者、後來如何ナル結果ヲ來スベキヤ。家屋ノ上ニ就テハ、我將校ノ社會ニハ、未ダ其害ノ及ブハ遠カルベシト雖モ、此病根ト同性質ノ弊害ハ、現ニ衣服ノ上ニ於テ顯著ナラズヤ。此獨逸人ト雖モ、思ヒ及バザル我國ノ一大弊事ナリ。彼ノ昨日見習士官ヨリ任官シタル我少尉ヲ見ヨ。未ダ出師準備ニ必要ナル武裝ノ完全ナラザルノミナラズ。裁縫師ヘ仕拂フベキ義務ヲ果サザルニ、紋付ノ羽織ハ、太キ長キ紐ヲ添ヘテ新調セラレタリ。予ハ其用途ヲ後ニ於テ言フコトアルベシ。和服ノ禮裝ハ、丁重ニモ夏冬ノ品ハ無カラザルベカラザルノ風習ハ、皆人ノ知ル處、之ヨリ又上長官トシテ、假リニモ商人服ナドトハ、聞クモ忌ハシキコトナガラ之レナカルベカラズ。十人ガ十人皆悉ク迄ニハアラザルモ、中々ニ時流ヲ逐ヒタルヲ好ミハ盡ザルモノヽ如ク、軍裝ニハ必要ナキ金時計、金鎖、指輪、襟飾針、傘、杖、帽子、之等ノ服裝ハ如何ナル方向ニ仕用スルカト問フトキハ、雜多種々ナル答辯ヲ聞クヲ得ルナリ。扨テ決シテ有リ得ベカラザルコトナリト雖モ、若シ陸軍制規ノ被服裝具ヲ完備スルノミナル一ノ長官アリトセンカ、軍人社會ノ交際ハナシ得ラレズ。忽チ職務ヲ執ル能ハザル災害ハ、上下前後左右ヨリ襲來スルニ至ルヤ疑ヒナシ。日本武士、否今ヨリ四十年前ノ武家生活ヲ云々スルハ、時流ニ適合セル紳商然タル武官ノ耳ヲ掩フテ嘔吐ヲ催スル處ナランモ、日本流古武士ハ、戰用ノ武器即チ甲冑刀槍等ニテモ他人ニ劣ラザランコトヲ心掛ケ、又禮服禮具ナル熨斗目、裃或ハ素袍、大紋等ノ類ニ至テハ、品ニ依リテハ絹コソ用ユレ、借著シテモ小身侍ハ濟シタルモノナリ。況ヤ居常ノ衣服ノ如キハ、三十萬石四十萬石ノ國司大名ニテモ、木綿羽織ニ袖ト脊裏ニノミ絹ヲ附ケタル如キヲ觀察スルハ、時ノ俗謠ニモ「下駄ガ三分デ刀ガ二朱デ下ニ著テキル絹襦袢女ニヤルノカ見セルノカ」之レ等ノ懶惰ノ武士ガ當時ノ結果ハ、予ガ知ル處ニ非ルナリ。

第六、將校社會ニモ骨董家ナルモノアリ、深ク之レヲ惡ムニモ非レドモ、少壯士官

宴會なるものは至て歎息すべきこと

ノ模範トナルベキ位地ニ在ルモノハ愼ミテ然ルベシ。去トテ、家傳ノ寶器迄打碎ケト云フニハアラズ。物品ノ新古精粗良非ヲ大別スル位ノ眼識ハナクテハ叶ハズ。日本料理ノ喰ヒ方モ知ラズ、歐食ノ喰ヒ方モ知ラズ、茶ノ呑方モ知ラズ、「ドテラ」ニテ牛鍋ヲ喰フコトノミノ方法規式ヲ自得トスルノ品格ヲ以テ、平氣ナル一流ニモ閉口スルノ外ナシ。少シク他岐ニ及ビシガ、骨董ニ付テ之レヲ好ムノ弊ハ己ノ資力ナキ爲ニ所謂掘出物ヲ心掛ケ、高價ノ品物ヲ非常ノ廉價ニ獲タルヲ得々人ニ誇リ、又一歩ヲ進メテ其ノ道ノ商人ト交易ヲ行フニ至ル。其ノ心術ニ至テハ種々ナルベシト雖モ、其ノ弊ヤ細言スルヲ厭フ。尚之レヲ辯訴（疏）スルモノアラバ、武人ノナスマジキコトナリ、唯止メヨト云フノ外ハアラザラン。

第七、我國ノ宴會ナルモノニ至テハ歎息スベキコト、又言フニ忍ビサルコト多々ナリ。實ニ予ノ如キモ、明治十四五年ノ頃迄ハ、或ル時ニハ主動者トナリテ料理屋宴會ヲ開キタリシハ、今更慚愧汗顔ニ堪エズ。後ニ其非ヲ悔悟スルニ至リシト雖モ、世間ノ風潮ノ駸々タル勢ハ如何トモスル能ハズ。然ルニ幸ナルカナ前

ナポレオン

嫁と養子

年製艦費獻納ノ事起リ、此際ニ於テ奢侈ヲ押ヘ冗費ヲ省カザル可カラザルノ聲起（脫字アルカ）セラレテヨリ、料理屋宴會ハ一時殆ンド其跡ヲ絕ツニ至ラントセシガ、終ニ然ル能ハス。表面ニ近來ノ宴會如何ト問ハバ、集會所ニ於テス、偖行社ニ於テセリトイヘドモ、其實如何ト察スレバ、漸ク宴會ハ表裏二樣ニ行ハルヽノ惡風トナリシナリ。（中略）又饗應トモイフベキカ、進級若クハ著任轉任或ハ結婚披露ノ如キ、自宅ニテ設クルモ稀レニハ有ルベケレドモ、十ノ八九迄ハ料理屋ナラザルベカラズ。（中略）費用ハ暫ク置キ、此ノ惡風醜俗ハ、上流ニ位置スル大官高級ノ先輩者ガ、一朝悔悟反省スル時ニ至ラバ、必ズ減退ノ勢ニ向フヲ得ベク、假令然ラザルモ、增長ヲ抑留スルノ効ハ期セラルベキ者ヲト思ハルヽナリ。（下略）

第八、嗚呼ナポレオン第一世ハ普國ヲ苦メタリ。併シナガラ普國ハ高キ報酬ヲ拂ヒ良師ニ就テ修業シタル如ク、其結果ハ七十年ノ成業ニ顯ハレタリ。惡弊習ヲ矯メ懶惰心ヲ懲ラス爲メニハ、他山ノ石ヲ待タザル可カラサルカ。悲哉。

第九、嫁ヲ權門豪商ニ索メ、又資產ヲ目的ニ養子入婿トナラントス欲スルノ風ハ、我將校社會ニ流行ヲ來スノ患レナキカ。

行儀正しき饗宴は今日に於ては大禁物

第十、行儀正シキ饗宴ハ、今日我國ノ社會ニ於テハ大禁物ナリ。晝飯夕飯ノ案内ヲナサバ、法事ノ如シト嘲笑セラルベシ、然ルニ歐米風ノ晝餐トカ晩餐トカ云ヘバ、窮屈ナガラモ服從スルハ奇ナラズヤ。彼ノ料理屋ノ饗宴トナラバ如何ゾヤ、商人ヤ博徒ノ案内ニテモ、未知ノ人ノ案内ニテモ、同席ニ如何ナル職業ノモノガ混交スルモ、頓ント無頓着ニテ拝趨セラルヽハ、堂々タル上流將校ト雖モ然リ。況ンヤ其他ヲヤ。時事新報記者ハ曾テ之等ヲ慨シ、犬ノ如シト云ヒシコトアリ。

日本將校の妻女

第十一、日本將校ノ妻女ハ、(貧富ハ暫ク云ハズ)其生家出處ヲ觀察スレバ、甚ダ繁雜ナル種類アリ。素ヨリ獨逸國ナリトテ悉ク貴族ノミニモアラズ、併シ我明治初年ノ遺物、又ハ之ヲ模範トシ、又ハ資產ヲ目的トシテノ獨逸ノ時流ニ似タルモアラン。故ニ今日ノ將校又ハ官吏社會ノ妻女等モ、其衣服裝具ノ如キ、三十年前良家ノ風タリシ、質素ニシテ品格ヨキト云ヘル好ミハ殆ド地ヲ拂ヒ、(中略)暴富商人共カ驕奢卑俗ノ風ヲ追慕シ、偶々歐裝スル婦人モ、彼國ノ良家質素ノ高尚ハ意中ニ迎フル能ハザルニ至レルナリ。如斯風習ノ駸々乎タルタメニハ、一家ノ家風モ推測スルニ餘リアリ。細君ノ苦心モ、困却ノ餘リニハ用達商人ノ助力ヲ仰グニハ至ラザルベキカ。

歷史の趣味

第十二、普國ニ於ケル千八百三十、四十、五十年頃ノ將校社會ノ風儀ノ質素ナリシハ、實ニ六十六年、七十年ニ其結果ヲ顯シタルナラズヤ。我ガ文化文政天保ノ年度、德川幕府ノ驕奢ト惰弱ハ、文久慶應ノ結果トナレリ。歷史ノ趣味モ亦多情ナズヤ。

舞踏會

第十三、歐米諸國ノ舞踏會ナルモノハ、實ニ婚姻ノ媒介ナルモノヽ如シ。彼國古來ノ習慣ナレバ、ナサデハ叶ハヌ事ナルベク、我ガ國ニハ要ナキ事ナガラ、我國ノ婚儀ヲ麁略ニシ、男女互ニ離合ヲ輕ンスルノ弊ハ、人道德義ニ害ナキヲ得ズ。然ルモ同權說ノ如キハ、以テノ外ノコトナリ。英米ノ如キハ、其主ナルモノヽ如クナレドモ、獨露ノ如キ武國ニハ、其弊少ナク、畢竟婦ノ資產權力ノ爲メニ、輕重異同ヲ發顯スルノ已ムヲ得ザルハ、我國ノ或ル社會ニアリテモ亦然リ。

質素の本義

第十四、我國ノ軍人ハ質素ヲ旨トスベシト云フコトハ、未ダ一ケ月ヲ經ザル新兵モ能ク答ヘ得ル所ナリ。質素トハ如何ニスレバ質素ナリヤト問ヘバ、堂々タル

分限を守るとは何ぞや

將校モ、儉約若クハ吝嗇ノ意ヲ演述スルモノ十ノ八九ナリ。偶々質素ノ文字ハ理解シ得ルモ、彼レガ生活上行爲上如何ト察スレバ、甚ダ不都合ナル有樣ナリ。之ハ氣ノ毒ニモ又憫然ニモ、時流ト其將校團ノ不德義破廉恥ノ汚濁ニ喰喁シ來リシ第二ノ天性トシテ、恬然不識不怪ノ安心得意ノ狀態ハ、人間ニ似タル一種ノ不德動物ト云フノ外ナカルベシ。

第十五、質素ト云フニ隨伴シテ、其分限ヲ守ルト云フコトハ、サモ眞面目ニ演說サルヽ處ナリ。如何ニ分（モ脫カ）ヲ守ルト云フハ善美ナルベキナレドモ、分トハ其點ヲ何處ニ指定スベキヤ。吾レハ日本帝國ノ奏任官ナリ、歐米諸國ノ將校ハ然リト云フハ皆（脫字アルカ）ナリ。我國陸軍少尉ノ俸給ハ幾何ナリヤ。其金額ヲ知ルナラバ、先ヅ兵卒ト同程度ノ食物ヲ喰ヒ、夜ハ休眠スルニ必要ナル家屋ヲ借リ、寢具食器ヲ供ヘ、少尉トシテ必要ノ武具ハ勿論、集會所偕行社ニ對スル義務ノ出費トス（脫字アルカ）。必要ノ新書籍ヲ講讀セザル可ラズ。其俸給ト差引勘定シ、若シ不足ナラバ、何ノ廉ヲ減却シ得ベキヤ。唯夫レ食物カ予ハ他ニ於テ發見シ能ハザルナリ。所謂分限ナルモノハ、其俸給ニ基クノ他ニ非ルナリ。如何ニ富裕家ノ子弟ト雖モ、其程度ヲ超ユルノ生活交際ヲナスナラバ、卽チ我ガ將校社會質素ノ風儀ヲ破リ、分限ヲ守ルノ節操ヲ棄損スルモノト云ハザル可カラズ。

我ガ將校ノ中、特ニ軍吏ノ如キ、破廉恥ノ行爲ヲ以テ處分サルヽモノ等ガ、未ダ其罪トナリ少クモ現職ヲ奪ハルヽノ其以前ノ生活ト行狀ハ如何アリシカ。上官監視ノ不行屆ハ、每時不問ニ置カレアリト雖モ、上官其モノヽ厚顏モ亦甚シカラズヤ。

四　和歌

凡例

一、本集は之を上下二篇に分つ。上篇の歌は院長自筆の手控に據りて摘記し、下篇は上篇に漏れたる歌を始め、俳句、狂歌、狂句、軍歌、俚謠等に至るまで、その自書に係るものは勿論、人口に存し、書册に載するものも、得るに隨つて蒐錄し、一時の戲作、未成の稿も尙採收せり。

一、自筆手控には、各首の題詞、年月を記されざれど、大凡最近四五年間の詠なるが如し。而して末段の十四首の外は悉く井上通泰氏の添削を經たるものなりといふ。今こ

ゝに掲ぐるに當りて、その時處、題詞等知り得る限は之を註記せり。

一、下篇も亦時處、題詞等を註すること上篇に同し、且つ大抵年月順に據りて之を列記すと雖、その明瞭ならさるものは、之を篇末に掲ぐることゝせり。

一、同一の作にて前後數人に贈られしものは、之を篇末に掲ぐるのみ、必ずしも一々之を記さず。

一、同一の作にて、甲乙の傳誦所記、同しからず、自筆中にすら語句の異同を見ることあり。そのうちには自ら訂正せられしも井上氏の添削せしもあり、これら亦知り得る限りその異同を註せり。

一、院長の作この二篇に收むるものを以て盡きたるにあらざるべし。今姑く事蹟編纂の期限内に蒐集し得たるものを以て、この集を撰す。（大野木克曲識）

乃木院長集

上篇

たけはやのたけき御稜威にもろ〳〵のとほきえみしもまつろひにけり

まがつひのあらびはあらじものゝふの劍の光りくもらざりせば

武士の劍の光りくもらずば世にまがつひのあらびあらじを

久和（ルビマヽ）し戈千足の國のますら雄のあらみ魂こそ劍なりけれ

明治四十三年五月桂彌一氏に贈られたる河内守國助の銘ある刀を包める紫袋の裏面にも、此の歌を記されたりといふ。

大君の御楯とならん身にしあればみがゝざらめや日本心を

この歌の下句、福村福次郎氏藏の自筆には「きたへさらめやみがゝざらめや」とあり、又周防艦内に掲ぐる扁額其の他の自筆にも福村氏藏と同樣なるがあり。

月ごとに月はみてどもひとゝせにくまなき影はいくたびか見る

百ちひとつ君が代祝ふつゝの音はうみの内外にとゝろき渡る

右はいつの年か、紀元節に詠まれしものなりと。

しこ草のしげれる野邊にくれなゐの色さやかなる日本なでしこ

いたづきは我おこたりのとがなれば大みめぐみになにとこたへん

たまはりの花のかずゝゝ夏のあした秋のゆふべも色さやかにて

右「いたづき」以下二首は、明治四十三年八月中旬より赤十字病院に入院中、畏き邊より御見舞を賜はりし折の作なるが如し。

根も幹も枝ものこらず朽はてし楠の薫の高くもあるかな

右原作
根も幹も楠も折れて朽果てし楠の薫りのかぐはしき哉
とありしを訂正せられしものなり。

いたづらに立ち茂りなは楠の木もいかでか（元ノマヽ）ほりを世にとゞむべき

右原作
いたづらによしさかゆとも楠の木の薫りをいかで世にのこすべき
とありしを訂正せられしなり。

いたづきの身にはことさらひゞきけり夜すがらたえぬ雨だりの音

伊勢二見の清水石仙氏藏の自筆には四の句「夜すがらたへぬ」とあり。

風そひて秋の夜すがらふる雨はいたづき人の耳のみぞきく

右「根も幹も」以下四首も亦赤十字病院入院中の作なり。

この里にいつ初霜のふりつらん櫨の葉すゑはもみぢしにけり

いでませる吉備の宮居や守るらんくまなく照す弓張の月

朝まだき岩が根木の根ふみさくみ誰かこゆらむ吉備の中山

大君の今日みそなはすいくさだち人もいさめり駒もいさめり

きのふけふ賤が門田はかりほしぬ御園の菊もさかりなるらむ

身は老ぬよしつかるともすべらきの大みめぐみにむくいさらめや

黒駒にしらあわはませますら雄か岩が根木の根ふみさくみゆく

しぐれふる片山蔭のならの葉はもみちもあへずちりはてにけり

時雨して柳櫻はちりはてぬみやこ大路も秋ふけにけむ

有明の月影さゆる雪の上にひとりこぼらぬ梅が香ぞする

この歌及び次の三首は明治四十四年一月二十一日石井國次氏への書簡に添へられたる中にあり、この歌の題詞に「二十一日雪の曉に」とあれど、正しく新年の御題「寒月照梅花」を詠まれしものなり。又津野田中佐に贈られたりといふ歌に

ありあけの月影氷る雪の上に獨ゆかしき梅が香ぞする

といふがある由、同じ歌を聊か改作せられしなるべし。

あなたふと弦巻山の朝けしき東に初日西に富士が根

右下句石井氏に送られたるものには「東は初日西は富士が根」とあり。

千早振神代なからの朝日かげとしのはじめにあふくたふとさ

すめみまの宮居はいづこ海つらの里にきはひて朝日かゝやく

右歌の四句石井氏に送られたるものには「里にきはいて」に作る。

以上三首石井氏に送られたるものに

辛亥（明治四十四年）の元旦弦巻山を越て熱海にます

皇孫殿下へ伺候せる道すがら

といふ題詞あり。

朝日てる富士の神山あふき見れは心もそらにすみ渡りけり

右原作には

仰き見れば心もいとゞすみわたる朝日てりそふ富士の神山

これ明治四十年七月片瀬の水泳場にて、青窓眞の下書を乞へるに自ら富士山を畫きてこれに題せられしもの。當時服部他助氏に送られし書簡に

如此モノ寫り可申乎御ダメシ被下度御願迄云々

とあり。又他の自筆（山本第三師團法官部長藏）には初句「朝日さす」五句「すみ渡るなり」とあり。

きのふけふふるとしもなき春雨に柳さくらはいろつきにけり

この歌明治四十四年三月清水澄氏に贈られしには

あさな夕なふるとしもなき春雨に柳櫻もいろめきにけり

とあり。

青柳のいとおもしろく白玉のみすまるなしぬ春のあわ雪

ちりひぢのいぶせかりつるあともなし大路小路に雪のつもりて

春あさみとふ人もなき梅ぞのを我もの顔に鶯の鳴く

我もまた皇軍人の數なればのどにはあらじのどに死なめや

武士は玉も黄金もなにかせん玉黄金より名こそをしけれ

この歌雜誌「戰友」に題せられしもの、その他の自筆に四ノ句「いのちにかへて」とあり。

これは福井教授の談によれば日露戰役後勳功調査に從事せられし時、傍なる一戸中將に示されたるものといふ。又乃木大將景慕記念錄に因れば臺灣總督を辭せられて閑居中或商人の利殖事業を說きて贊成を求めけるに、默してこの歌を認め坐を立たれたりといふ。

御名代の宮のまします船の舳になみなたゝせそ和田つみの神
加茂丸の舳さきになびく旭の御旗和田つみの神もまもりますらむ
朝な〳〵をろがみまつる東の空にたゝふとき天つ日のかげ
東に豊榮のぼる天つ日のかげみちわたる大うみのはら
大ぞらの壁たつきはみたひらけく青海原にさゞなみもなし
さやかなる月のひかりに和田の原黄金しろかねなみの花さく
大ぞらのくまなき月を仰ぎつゝ青海原を渡るすゝしさ
波の上に月影きよきよもすがら友とかたりつ酒をくみつゝ

右「御名代の」以下八首は明治四十四年　東伏見宮同妃兩殿下に隨伴して渡英せられし途上の作なり。

雨はれて若葉すゞしき木の間よりさし出る月の影のさやけさ
ふる城にたてる鉾杉影たかみ弓張月の入りかねて見ゆ
千五百秋の瑞穂の國の民草のしげりに茂る御代ぞめでたき

右は明治四十四年十一月肥筑地方大演習の折に詠まれしもの。輔仁會雑誌の爲に認められし草稿には、「奉迎拜覩人如堵」と題して、この歌が書かれたり。

そのかみの血しほの色もしのばれて紅葉ながるゝ大刀洗川

これも同じ折の詠にて、輔仁會へ寄せられたる草稿には「菊池氏古戰場」と題せられたり。

朝まだき武庫の河原はきりこめて駒のひづめの音のみぞする

右は同じ年大演習の前、攝津にて第四師團對抗演習の行はれし折の詠なり。輔仁會への草稿には「將校斥候」と題せられたり。

千萬の火筒のひゞきとゞろきてやみ夜のそらもしらみそめけり

これも同じ折の詠なり。輔仁會への草稿には「夜戰」と題せられたり。

よき友とかたりつくしてかへるさのそらにくまなき月をみしかな
思ふどち語りつくしてかへる夜のそらには月もまどかなりけり
さやかなる月影ふみてゆく道は遠きもうしと思はざりけり
かたらじと思ふこゝろもさやかなる月にはえこそかくさゞりけれ

右「思ふどち」以下三首は明治四十四年二月十二日井上通泰氏と物語りして歸院せら

れし後詠みて同氏に送られしものなりといふ。

案ずるに、この三首の前なる「よき友と」の歌も同じ折のものなるか。

空きよくくまなき望の月かげを大君いかにみそなはすらむ

いねやらぬ人もあるらん望月のかたむく空にこゝろのこして

ときはなる老木の松は眞鶴の千とせをちぎる友にやあるらむ

たかさこのたかき尾の上の松の上に聲ものどけく鶴ぞなくなる

駒とめてしばしは我を忘れけりあさ日に匂ふ花の下かげ

右は明治四十二年四月九日早旦、白馬に跨りて石黒男爵を訪ひ、筆紙を乞ひて、今朝五時家を出でゝ東臺を過ぎ曉花を見て二首を得たりとて書き示されしものゝ一といふ。（他の一首は下篇に掲ぐ）。

わするなよ秋の紅葉に春の花に血潮ふみつゝ進みし時を

右は明治四十四年靈山古領第七周年記念会に馬場中尉に書き贈られしものなり。又戰記「血烟」にもこの歌を題せられたり。

しこくさの茂る荒野を田にはりて瑞穗の苗をたれか植うべき

宮つこの朝ぎよめする袖の上にほろ〳〵とちる山櫻かな

右は明治四十五年五月四日夜、第五寮茶話会に臨まれたる時、黒板に書きて示されたりといふ。

色あせて木すゑに殘るそれならでちりてあとなき花ぞ戀しき

白水少將藏の自筆には「惜花」と題して此の歌を書かれたり。又一戸中將の談によれば、下の句「ちりし花こそこひしかりけれ」とありて、二男保典氏の戰死せられし時の作なりと。

時ならでまた面白くきかれけり青葉がくれの鶯の聲

この歌は、明治四十五年五月十二日、輔仁會遠足を多摩河に行ひし時、人々に示されたるものなり。

よき一日若殿原にさそはれて多摩の河原に遊びくらしぬ

むれあそぶ子らのしわざの面白くたまの河原にひと日暮しつ

右二首亦同じ折の詠なり。このうち、むれあそぶの歌の二、三句は現場にて筆紙に鉛筆もて認められしものには「子らのしばざの面白み」とあり、又後に鳥野幸次氏に示されしものには二、三句「若殿原にさそはれて」とあり。

ほと〳〵きすおのがまに〳〵なく聲をこゝろ〳〵に人はきくなり

この歌は、同じ四十五年五月中頃、院内にて白晝時鳥あまた鳴きければ、人々時鳥の論などするに、好まぬものも少からざりし折、示されたるものなり。

この時鳥の歌と、前掲「時ならで」の歌とには、これより先那須野に閑居中詠まれし原作あり。（下篇參照）

ともすればうれたき人の多かるに心してなけ山ほと〳〵ぎす

右は明治四十五年七月八日、本院學生佐々木行忠氏に書き贈られしものなり。

賤が家にかしこくも大御心にかゝりぬるかな

雨に風にちりひぢを見ぬひまもなしひらけ行くてふあたらしの道

右は明治四十五年七月二十日、横須賀なる海軍機關學校卒業式に臨み、同夜吉田庫三氏を訪ひ、乞ほるまゝに認められたるものにて、題は「新開道路」とありとぞ。

遠くとも花ある道をたとりなむ人にまたるゝ身にしあらねば

この歌は明治四十二年の頃、端紙にかきて學生監猪谷不美男氏に示されしことあり と。又奈良昇司氏藏の自筆には三句「たとらまし」五句「身にもあられば」とあり、後に明治四十五年六月東京にて伊勢二見の神陵園清水石仙氏の需に應じて花瓶に此の歌を書かれたり。

おどろ〳〵はたゝき渡るいかづちに覺めずはあらじ怠りのゆめ

この歌は前掲「宮つこの」の詠と共に、第五寮の茶話會席上にて示されたりといふ。

以上七十首は凡て井上通泰氏の添削を經たるものなりといふ。原本にはこれより半枚許の餘白をおきて次の十四首を記せり。この十四首は何れも明治三十五年の九州大演習及び同四十一年の奈良地方大演習の際の作と覺しく、中にはその節　明治天皇陛下の天覽に入り、勅批をさへ賜はられしものあるに因り、特に前の七十首より引離して書き置かれたるものと見ゆ。

朝日かげむかしなからに匂ふかな豐浦の里のかりの宮居に

ほの〳〵としらむ波間を見渡せばたまの二島うき出る哉

ほの〳〵とあけぬるかたを見渡せばたまの二島海にうかびて

山姫もみゆきまちけむみね〳〵ににしきの幕を引わたしたる

この歌自筆詠草に「峯紅葉」と題せり。

さしのぼる波間の月をそのまゝにこのかり宮のみあかしにせん

この歌、同じ詠草に、前の歌につゞけて「海上月」と題して記されたり。

野に山に討死なしゝ友人の血の色見する木々のもみぢ葉

この歌、自筆詠草に左の端書を添へられたり。

明治の三十五年十一月九日

御輦に隨ひ奉りて木葉植木の

古戰場を過る折に

又別に

その昔うち死なしゝ我友の血しほそめけんもみぢ葉の色

といふもあり、或は後に改竄せられしものか。

天津風とく吹はらへ大君の御旗にかゝるあま雲の影

これも、前と同じ詠草に、

おなじ十三日の曉かた雨しばし

降ければ

といふ端書を添へられたり。

以上七首の詠草を納めたる封筒の表に、院長の自記せられたるもの左の如し。

明治三十五年十一月於豐浦行在所岡澤侍從武官長え相渡候長も

御汽車中ニ而

天覽之上御直シを賜り藤波主馬頭執筆シ別紙同月十三日於熊本行在中再岡澤侍

從武官長下渡相成候者也

この事につき、院長薨去後、藤波主馬頭の玉木少佐に書送られし文、左の如し。

明治三十五年、九州にて大演習行はせ給ふとて、行幸まします道すがら、十一月十日といふに、御召汽車の田原坂を過ぎさせ給ふ折、勅により御前にまう上りければ、古をや偲ばせ給ひけむ、御歌よませ給ふ。

武士のせめ戰ひし田原坂

松も老木になりにけるかな

此うた乃木に見せよと仰言あり、更に乃木の歌正し與へつゝ、汝書きてとらせよとの仰言うけたまはり、言忠やがて筆とりて書き加へしものなり。今この詠草に、有りしまゝを一言書きそへてよと乞はるゝ儘に、いなみがたくて斯くなむ。　藤波言忠

この　勅批に係る詠草の寫し、左の如し。

(一)

しのゝめのほのぼのとあくるけぬる

かた見れは

珠の二島海に

うきいてぬ

かひて

を見渡せば

ほの〳〵としらむ波間を見渡せは
たまの二島うき出るかな

(二)

朝日影むかしなからに
　　匂ふらん
　　かな
豊浦の里の

かりの宮居に
松に吹く風ものどかに渡るなり花なき庭も月臨にて

この歌は、如何なる折の作とも知り難し。

櫻よし紅葉もそめて水清くたがみよし野となづけそめけん
櫻よし紅葉またよし水きよしたれ三よし野となつけそめけん

猪原貞雄氏蔵院長自筆には、この歌の二句「もみしまたよし」とあり。

吉野山秋のけしきをたづぬれば白雲ならでそむるもみぢば
霜にさゆるひつめの音に心ろせよひんかしの空に弓張の月

皇軍の神代のおきてとはまほし久米ものゝべの遠つみを(元ノマヽ)やに

以上四首は、芳雲餘香集と題する小冊子中に自記せられたるが「吉野山」の歌は、

吉野山秋のけしきはかしこくも白雲ならでにしきなりけり

とあり。

天津日の光をうけし皇軍は神代も今も幸ぞありける

前記「櫻よし」の歌の詠草及「吉野山」外三首の詠草を納めたる封筒の面に、左の如き院長の自記あり。

奈良大演習之節
櫻よしハ高橋侍従武官より
外四首ハ岡澤武官長より
天覧ニ供シ長クモ御批ヲ賜リタリ

この事につき、後に慈光寺式部官より玉木少佐に送られし文に曰く、

明治四十一年十一月、奈良ニ大演習行ハれ、行幸まし〳〵けるほど、乃木大将より櫻よしの一首は、高橋侍従武官より、他の四首は、岡澤侍従武官長を經て　天覧に供し　勅批を乞ひ奉られきの仲敏その時侍従にて扈従しければ、大将の自筆のものを謄(ママ)寫し、且　勅諚のおもむきなもおろ〳〵しるしそへて、大将へ返し送りたるが、即この片なり。こたび大将の令嗣玉木君之を遺物中に認め得、來りておのれが證言を

こばるゝまゝに謹みて之をしるす。

大正二年
六月十二日

この　勅批に係る詠草の寫し、左の如し。

(一)

吉野山にて

もそめて
櫻よし紅葉またよし水清し
たかみよし野となつけそめけん

(二)

吉野山

吉野山秋のけしきをたつぬれは
はかしこくも
そむるもみちは
白くもならてにしきなりけり

式部官　慈光寺仲敏

十二日夜行軍に

霜にさゆるひつめの音にこゝろせよ
ひかしのそらに弓張の月

皇軍の神代のおきてとはまほし
久米ものゝへの遠つみ(元ノマヽ)をやに
天つ日の光をせをふ皇軍は
神代も今も幸はありける

乃木院長集

下　篇

張つめし案山子の弓はそのまゝにあられ玉ちる那須の小山田

右は明治二十四年歳晩那須野の別墅に閑居中の作にて吉田庫三氏に送られたる歌なり。翌二十五年一月十日附石黒男爵への書簡中には二ノ句「案山子の弓を」とあり。

又一つはぢをかさねて雑煮かな

右は明治二十六年元旦の即興、歩兵第一旅團長在勤中の事にて、昔の郷俗に元日の雜煮餅をわが年數ほど食ひ盡し、又年齢のことを正月餅といふに因り、思ひつかれし句なりと。

能ク咲キテ能ク散レハコソ花ノ兄

右は同年四月二日早朝、單騎雨を冒して向島百花園に至り、殘梅を看て詠出て、桂彌一氏に送られたる句なり。

かすならぬ身にもこゝろのいそがれてゆめやすからぬ廣しまの宿

この歌は

肥馬大刀尚未酬。皇恩空浴幾春秋。斗瓢傾盡醉餘夢。踏破支那四百州。

の詩と共に日清戰爭の際、廣島にての作にて、この詩歌自筆の書に左の識語あり、

明治廿七年十月九日正午於廣島城内大本營御陪食之後德大寺侍從長ヨリ天覽ニ供セラル燕詞二首書シテ家兒等ニ示ス　希典（花押）

又同十月十二日吉田庫三氏に寄せられたる書簡に此の事を記され、

伊藤伯土方子等に相示候處一二加評有之其儘德大寺殿より天覽ニ供ヘラレ候處御一興ニ相成リ難有次第汗顏至極御一讀被下度候云々

とあり。

たらちねのゆめやすかれといのるなり心してふけ那須の山風

右は日清戰爭出陣の折の作なりといふ。

すべらぎの我大君のいくさぶね向ふへさきに波風もなし

右の歌「玄海をすぎて」と題せらる。明治二十七年十月十六日宇品出港、清國花園口へ向はるゝ航海中の作なり。

新玉の年たちかへる　大そらに
朝日まばゆく　さし登る
光りぞ　皇の御稜威なり
もろこし人も　こま人も
大和こゝろの　もゑ出て
我日の本の民草と
おなじめぐみの　露に逢らむ

この長歌の初に次の題詞を書き、吉田庫三氏に送られたるなり。「明治二十八年の一月盛京の省なる普蘭店の陣にありて元旦の試筆にとてものす」

臺灣戀しや行きたや見たや永福爺（ヂヽイ）の居る内に

右は明治二十八年秋、臺灣なる山根少將の病死せられし時、病室に紙屑と共に落ち散れる名刺一枚あり、裏面には「第二師團長陸軍中將乃木希典」と刷り、左上部に鉛筆にて「山根少將殿」と書き、その下に稍小く「裏面御一覽」と記したる、その裏面に書かれたるものにして、當時少將の主治醫たりし二等軍醫正坂定義氏之を藏すといふ。

高砂の島戍る身にも秋は來ぬはゝそその森に霜やおくらむ

この作の年月明かならざれども、歌意を案ずれば明治二十八年秋臺灣陣中の詠なるべし。

おし（ママ）からぬ身にも病のなかれかし

よみ路の旅は

特ニ健康ヲ要スレンナリ

右は明治三十一年普通寺師團長時代十二月三十一日夜、宿所なる金倉寺の住職等と年忘れの談話中執筆せられしものといふ。題詞に

明治三十一年除夜の止筆

とあり。

はたち餘り五年けふの物語り過にし友のしたはしきかな

この歌は、熊本籠城記念會幹事江口和俊氏藏に係り、明治三十四年、院長の第十一師團長たりし時、多度津の逆旅にて籠城記念會を開き、江口氏亦同師團にありて出席し、院長の揮毫を請ひ受けしものゝ由。當時突然の事とて適當なる筆なく、院長は苦笑せられつゝ摺古木の如き帳場の禿筆を揮ばれきとぞ。

野も山も埋みはてたる雪の上に影も凍るや弓張の月

この歌は、院長自記に係る明治三十五年農事日記、一月十日の條にあり。此の日那須野より野木神社に詣でられ、野木尋常小學校長の請に依りて、勇氣の必要談を生徒等に聽かしめられたるが、その歸途汽車中にて詠まれしものなり。

雪折の竹面白き思ひ哉

この句は同日記、一月二十三日の條に見ゆ。此の日「快晴、夕刻より大雪あり」とあり。

雪折の竹にうなつく人もあり

雪折の竹にあわれを悟り皃

右二句は同二十四日、二十五日の條に、各記されたるものなり。

此の外に

雪折れの竹にうなづく心かな

といふ句あり、八甲田山に於ける青森歩兵第五聯隊の雪中行軍の條事を聞きて當時陸軍省高級副官たりし梅地少將に送られし書面中に認められたりといふ。

いとまあらば君も一度來て見ませ那須野が原の雪のあけぼの
勇ましき弓張月に引かへて影もさびしき片われの月

この二首は、同日記一月三十一日の條に「寺内中將及靜子より來書……寺内より時おりは來ても見ませよ都路の柳にかゝる弓張の月とありて、その次に書かれたるものなり。

いそかざる其行末の遠ければ猶餘りあるむかしなりけり

右は同日記二月十五日の條「夢中の歌に」とて記されたるものなり。

時ならて又面白きふしもあり青葉がくれに來鳴く鶯

この歌は、同日記五月三日の條にあり。

物憂もまたたの敷も聞人のこゝろ〳〵に鳴くほとゝぎす

右は同日記六月三十日の條にあり。

前記二首は、八月二十五日附芦原中佐に送られたる書簡中にもありて、その文中に「此地は、御存知の如く鶯も又子規もノベツに候故云々」とあり。

天津神いかに怒りの雨しげく青民草も朽やはてなむ

埋木の歌

近衛留守師團長たりし時、感懷を述べて人に示されたる自作の歌なり。

花さかぬの歌

親戚湯地氏に書して送られたる自作の歌なり。

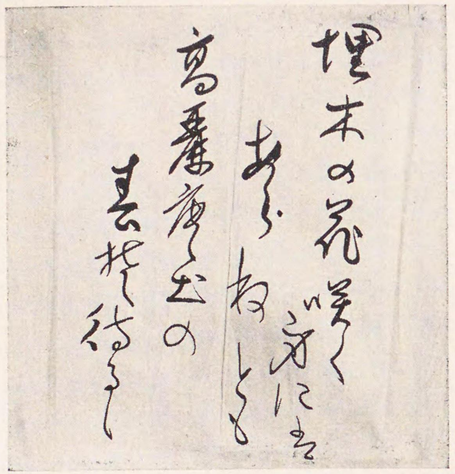

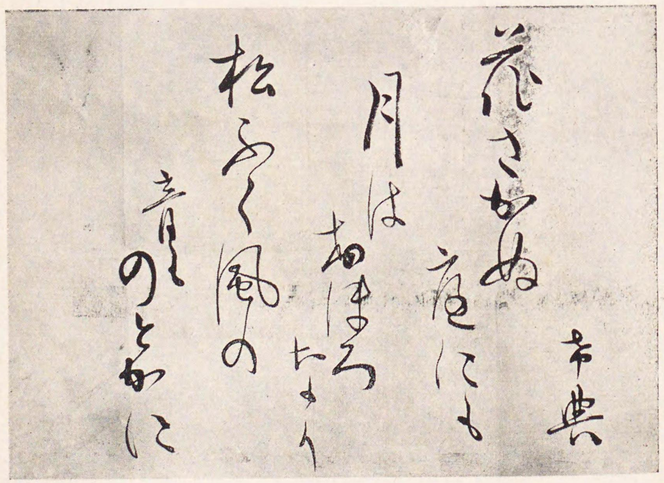

埋木の花咲く
あらねとも
高麗庫玉の
其枝待ちし

花さかぬ
庭にも
月は
あはれ
たまり
松ふく風の
音ものとかに

市典

民草の汚れをあらふ雨にしあれば朽果てぬ間にそらも晴なむ

右二首は同日記、八月十二日の條にあり。

春おそき此山里に住人は秋のもみぢを早く見るらむ

春おそき里にすむ身は幸もありて秋の紅葉に早く逢ひけり

山里に花咲春はおそけれと秋の紅葉は早く來にけり

右三首は、同日記九月十二日の條にあり。

我宿のさむき軒端の梅の花去年の雪とや人の見るらん

右は明治三十六年一月二十六日、梅花に添へて石黒男爵に贈られたる歌なり。

埋木の花さく身にはあらねども高麗もろこしの春ぞ待たるゝ

右は明治三十六年三月石黒男爵に送られたる歌にて、題詞に「三月八日感あり」とあり。(世に傳ふる所に依れば、大將那須野に引退中三月十四日、夫妻にて餅を搗き、村民に托して、之を石黒男爵に贈られし時添へられたる歌なりと。されど男爵はこの餅の事を記憶せられず。又之を三十七年の事とするは誤れりと同男爵の談なり。)即座に男爵より

埋木にさくは櫻の花ならでこまもろこしの雪にぞありける

と返しせられ、引續きて先日約束し置きたる軍刀を貸し賜へとて、書面を送られたる末に、

杖にてもつくか翁の借り刀

と認められければ、院長より更に左の二首を返書中に書きて答へられたり。その日附は三月十五日とあり。

この太刀はめだちしものにあらねども君の御用に立つぞうれしき

雪ふれば枯木に花をなすものを埋木のみぞあはれなりけり

時鳥誰に聞ケとて夜もすがら一寸歸京せよと鳴くぞかしまし

右は、明治三十六年農事日記、六月二十三日の條にあり。

夏艸は古つはものゝ晝寐どこ

右は同日記八月三十一日の條、「客あり門内草深きを咎めければ」とある次に記されたるものなり。

君去りておぼろ月夜となりに鳧

右は同日記九月一日の條にあり。此の日　東宮殿下鹽原より那須野の大山邸に行啓あらせられ、院長も奉迎送せらる。その後堀内少佐來訪。その時の記事を抄錄すれば

午後奉送後堀内少佐來り、水源ニ浴ス。雜歌數首ヲ書ス。麥酒ヲ飲ミ玉蜀黍ヲ喫フ。玉蜀黍及クレッソン及ヒ苗圓座ヲ持歸ル。日沒頃ヨリ雨アリ、雷鳴終夜斷續ニ降ル。（中略）

堀内氏に送る。

とありて此の句を記せり。

夏草に古兵の高斬影高くすむ弓張の月

右は同日記九月五日の條にあり。

春の花におくれがちなる山住は秋の紅葉を早く見てけり

右は同日記九月十八日の條にあり。

那須野なる我すむ宿の板びさしむかしながらの霰をぞきく

那須野なる板ふき家根の一つ屋に霰聞とて我ひとりすみぬ

右二首は、同日記、十月二十一日の條にあり。

武士か乘る荒駒の勇みあひて那須の廣野も狹くぞおもほゆ

右は同日記、十月二十二日の條にあり。

大根喰ふて大黑さんに首尾わろし見すてゝたもな大虛空藏

右は、同日記、十二月十一日の條にあり。その前に「夜風呂吹」とありて、直にこの狂歌を書

き續けられたり。

なす事もなくて那須野にすむ我は茄子唐なすを喰てふ屁(元ノマヽ)をこく

右は芦原中佐への書簡中にあり、この歌の前に、

先日久々留守ニ任セ置候節、來訪ノ人アリ、鼻紙ニ

世の中になすべき事も多かるにこんなところで何をなすのか

右名記セス有之候、依テ再來ヲ待居候

とあり、日附は八月七日なれど、年代明かならず。

酒のみか飯はちはいに夜はねずみやぶ蚊にさゝれひるねころぶよ

この狂歌は那須野の別墅にて同地に多き蠢類をよみこみて其の氣樂なる境涯を歌はれしもの、令弟大館集作氏の直話より得たりと猪谷不美男氏の談なり。

以上四首何れも明治三十四年五月以後那須野閑居中の作なれば、年代詳かならされども、姑くこゝに收むることゝせり。

花をまつ身にしあらねど高麗の海に春風ふけといのるものかな

右は明治三十七年日露戰爭の初、留守近衞師團長たりし時の作にて、或時これと前年詠まれし「埋木の」の歌との二首を岡澤侍從武官長に示されけるが、程なく出征の命下りたりといふ。

此儘に朽もはつへき埋木の花咲春に逢ふぞ芽出たき

右遊就館出陳の自筆に、「四月四日」と題せり。

ぺんきぬり門内さくら花だらけ亭主ハイカラ嚊おきやんなり

右、同自筆に「同八日馬上所見」と題せり。

うからやからことほぐけふの軍だちちゝはゝまさばいかに嬉しき

黒龍の水に白髪を洗はゞや二十歳ばかりも若がへるべき

かへりこん時しもあらば君見ませ我しら髯の黒くあるらし

右「此儘に」以下五首、年代明かならざれども、日露戰役出征前の作と思はるゝに因り、こゝに掲ぐることゝせり。

おもひきや十年の昔龍をきり今またこゝに鷲をうつとは

右は明治三十七年旅順攻圍中、或日空飛ぶ鷲の銃丸に中りて落ちたるを、第一師團長松村中將に贈るものありしかば、中將はさらに

大柿を得しふる事もしのばれてあすのいくさの瑞相を知る。

といふ歌をそへて院長に贈られし時詠まれたるものといふ。

いそぐなよ旅順の敵はよもにげじよくくうてねておきてうつべし

右は旅順攻圍中第十一師團參謀長石田大佐におくられたるものなりと。或は三句「にげはせじ」ともあり。

歌人は何とみるらん旅順なる黄金しろかねくろかねの山

色白にふつくり出來たおまんぢうアンと喰べたる味のよきかな

饅頭を食ふにつけても思ふかなまんぢう山のとれぬ悲しさ

右二首の狂歌は旅順攻圍中、天長節の前日、第九師團野戰病院長末永軍醫正が部下のつくりし饅頭を、院長に呈せし時の作なりといふ。

弓張の月もいるなりねさやうて驚のすむてふ仇のとりでを

右は旅順攻圍中、或夜襲の折の詠にて、後に凱旋せられんとする時、法庫門にて土屋中將に書き贈られたるものなり。

(乃木と云ふ字はロシヤ語で足よ)明日はウラルかアルタイか

旅順開城の際、芽出たき新年を迎へ、形ばかりの酒肴を調へ軍司令官幕僚等食卓を共にし、後雜談に移りて西端騎兵大佐右の俚謠の上半を書きて院長に見せたるに、院長の眉根少し顰みしを見て、大佐は俄に「踏破千山萬岳烟」と高吟して、其の場を取繕はんとせしに、院長は直にこの下を附けんとて「明日云々」と認められたりといふ。

追ふものも追はるゝものも今はははや腹もへりたりねぶたくもあり

右は明治三十八年奉天會戰の際の作にて自筆に「奉天」と題せり。

萬歳を祝うて御禮申すなり舌つゞみ打つ龜の味ひ

生けどつて第一戰の贈りものスッポンぽんと舌鼓打つ

右二首は明治三十八年法庫門滯陣中、小泉少將より大鼈を贈呈せられしかば、七月十五日禮狀を認められしうちに書かれたるものなり。

夕立にぬれつゝいそぐ旅人はゆくての小川かちわたるらん

右は前記小泉少將への禮狀中に、「連日途上郎目」と題して書き添へられしものなり。又同年八月十日桂彌一氏に送られたる書簡中には、下句「行手の野川かち渡るなり」とあり。

戰のしばしひまある秋の野に若殿原の競ひ馬見る

右は明治三十八年九月二十四日、戰地より桂彌一氏に送られし書簡中に見ゆ。題詞に、

我騎兵團ノ將校、下士、卒ノ競馬ヲ蒙古地境ニ見テ
とあり。

一、我が日の本の軍人　　強き敵とて何懼るべき
弱き敵とて侮りはせぬ　　勝て驕らぬ此心こそ
強きを挫く力と知れや　　強きを碎くの力を持てば
弱きを助ける情も御座る　　我日の本の軍人
千歳萬歳萬々歳　　其名を世界に輝かせ
二、我日の本の軍人　　君と國とに捧げし身には
家も命も何思ふべき　　心は石か黑鐵なるか
五條の勅諭を只守るなり　　日本魂を勅諭で磨き
日本魂で勅諭を守る　　我日の本の軍人
千歳萬歳萬々歳　　其名を世界に輝かせ
三、我日の本の軍人　　討死なせし其戰友の
功名手柄を無にしちやならぬ　　國の譽れも我身の幸も
命捨てたる其戰友の　　骨を碎きし譽と聞けよ
鮮血に染めなす色とも見よ　　我日の本の軍人
千歳萬歳萬々歳　　其名を世界に輝かせ
四、我日の本の軍人　　軍役終れば故郷に歸り
農工商業皆夫々に　　正敷き道に務むることは
戰するのも心は同じ　　家を富せば國また榮ゆ
和合一致の尙武の心　　我日の本の軍人
千歳萬歳萬々歳　　其名を世界に輝かせ

右「凱旋軍歌」と題し、終に
明治三十八年十月二十日於法庫門　　典未定稿
とあり。

強い自慢の髯むちやなれど死んだお方がいたはしい
戰さにや強いが色氣にや弱いそこでやつぱり唯の人
自慢話ももう聞きあきた少しはお茶でも召しあがれ

右三首の俚謡は、法庫門滯陣中、院長の誕辰祝を催しゝ時の戯作なりといふ。院長の誕辰は十一月十一日なり。

去年のけふ高崎山の岩むろを君もわすれじ我れ忘れめや

右は明治三十八年十二月一日、去年の二〇三高地占領の激戰な思ひ出で法庫門より當時第七師團長たりし大迫現院長に書き送られたるものなり。

參宮の歸りにかみを汚してはつみをのがれぬ恥のかきすて

右は自筆に「汽車中におゐて」とあり。日露戰役後の翌年六月二十八日とか、伊勢參宮の歸途、山田停車場前なる須原某氏が懇望に依りて汽車中に於て書き與へられたるものなり。

恥ちをかきかさねたる老ぼれに字をかけと云ふ人ぞにくらし

右は同し三十九年凱旋後、長崎某氏が色紙を送りて揮毫を請ひたるに、色紙はそのまゝにて、これを入れたる箱の蓋裡に書かれたるものなり。

いぶせくもたゞ茂りあふ夏草の中にも咲や撫子の花

右は明治四十年七月、片瀨游泳場にて本院學生鵜殿家勝氏の爲に、その扇面に自ら撫子の繪なかき、その傍に賛せられしものなり。

雨ふらば降れ風ふかば吹けとも云へぬ天幕かな

右は同年片瀨游泳中、八月初に暴風雨ありて天幕も大に危かりし時、封筒の故物に書きて猪谷不美男氏に示されたるものなり。

浪風をはやくやすめて學び子のさちを守れや江の島の神

この歌も、同じ時江ノ島周泳を行はんとせしに、その前日海波高かりければ、詠まれたるなり。

かゝなへは早く三年もすきてけりかへらぬ友を思ふ今日かな

右は那須野より一戸中將に送られしもの、月日は記されざれど、太田原郵便局の消印には 41. 7. 29. とあり。

雪深き廣野の中の一つ松道のしるべと仰がれやせん
仰がるゝかな
頼まるゝかな
幾代經ぬらん
なりもこそすれ

右は明治四十一年歳暮より四十二年へかけ、奥羽旅行の途中、實見せられし景色によりて、新年御題「雪中松」を詠せられしものにて五句の種々なるは何れにせんと作り試みられしなり。この稿は猪谷不美男氏蔵す。

冬ながら后の宮のましませば春心地なる靜浦の里

右は明治四十二年一月沼津に御避寒中の　皇后陛下御機嫌伺として御用邸に參向せられたる時の作なり。

花霞上野の山にたちこめて有明の月も朧なりけり

右は上篇に掲げたる「駒とめて」の歌と共に、明治四十二年四月九日早朝、東台を過ぎて詠まれたるものといふ。

花霞大内山にたなびきて朧なりけり有明の月

これも前の歌を詠まれしと同じ頃か、早朝參内せられて後、本院の寄宿舎に歸られ猪谷不美男氏に示されしものなるが、その自筆は同氏より騎兵中尉農學士内藤濱次氏に送りぬとぞ。

横に行ものとや人を思ふらんおのれを知らぬ蟹の心に

右は明治四十二年八月二十二日、伊勢二見の神陵園清水石仙氏の需に應して、同氏手製の茶椀に書かれしものなり。

益荒雄が獲物を競ふ狩くらにねづみ（ママ）計のうさき一疋

右は明治四十二年の末に、學習院學生の兎狩を催せし時の作なり。

思ひきや酒ものまずに今日の月かゝるところにかくてみんとは

右は明治四十三年九月十八日陰暦仲秋、赤十字病院に入院中の作なりといふ。

風さむく夕月さゆる川づらに雪かと見しは梅の初花

右は明治四十四年一月二十一日石井國次氏に送られたる「あなたふと」等五首中の一なり。題詞に「修善寺にて」とあれど、新年御題「寒月照梅花」を詠まれしものと覺ゆ。

遺失物君のお手にてとり戻しあけて見る間にくさめ三ツ四ツ

右は明治四十四年九月、箱根山中にて長靴の拍車を遺失せられしに、黒木安雄氏之を尋ね出して左の狂歌

伯爵がはくしや落した山路は影さへ黒きやしやの木の下

と詩一首とを添へて、院長方に送り届けたる時、禮狀に認められしものなり。その返書は九月六日の日附なり。

朝霧にたちこめられし武庫の原みゆるは筒の音のみにして

右は先年師團對抗演習統裁官として近畿に赴かれし時、京都なる鄙ホテルにて一葉のハがきに一戸中將の先つ詩を書せられたる後、院長の認められたるものとぞ、案ずるに、これ上篇に入れる「朝まだき」の歌を詠まれたると同じ折の事ならん。

寄宿舍で樂しき事をかぞふれば擊劍音讀朝めしの味

右は明治四十五年一月二十九日、桂彌一氏に送られたる書簡中にあり。此の歌の前に當節ハ寒稽古中ニテ毎夜少年ヲ相手ニ汗を流シ申候とあり。

緋縅や小櫻をどし春ふけてもえぎをどしに卯の花の袖

右は明治四十五年四月頃の作なりといふ。

さみだれにものみな腐れはてやせんひなも都もかびの世の中

徽華美音近シ

右は明治四十五年六月、本院教員食堂に於て一同に示されたるものなり。

大君の御船もこゝに神懸や峰のけしきを見そなはしけむ

この歌の一二句、「大君も御船を」となれるもあり。

あしかびのつのぐむみれば池水のぬるめるほどぞ今知られける

ふるからに消えゆくあとのきよげなるなにゝたとへむ春のあは雪

たけかれと思ふこゝろも月花やゆきにとけゆく面白きかな

以上三首芦原氏に寄せられたるものにて、次に「右偶成御批評を乞ふ」とあり。

君ハ血ヲ吐テ病ムナリ我ハ又病ミテノ後ニ乳ヲ呑ムナリ

血ト腎ニ富ミタル人ハ勇モアリ

頭痛持チ人ノ疝氣モ氣ニ掛リ

右の狂歌狂句も芦原氏に送られたるものにて、前に「御一笑」と題せり。

唉くことをなといそぎけむ今更にちるををしとも思ふ今日かな

右猪谷氏著「大遺訓」に據れば「悼爾典」と題せられたり。

忠孝の道のはじめの旅立はおのがつとめを勵む門口

右は同書に據れば「従卒に與ふ」と題せられたり。

千早振神代の月のさへ(ルビ マヽ)あれば手洗川も濁らさりけり

國のためちるひとひらはおしまねどあだにぞちるな大和櫻は

友人の赤き心は日の丸のみはたのいろにあらはれにけり

右は垣内少佐より馬のはなむけにとて國旗を贈りけるに詠まれしものといふ。

今更に思ひ起せは日も時もいと面白き新年の宴

右は旅順開城の時、日露將士會合して撮影せる繪葉書に、當時を偲ひて自書せられたるものなり。

大君のへにこそ死なめ武士はうきてふことのなどかあるべき

くれかゝる空にほのめく星が岡ひえの社の春の夜神樂

右は舊藩主毛利子爵より、星ヶ岡茶寮に招待せられたる時の作なり。

はれてさへをくらきものを夏木立賤が伏屋の五月雨の空

散花とかたふく月のなかりせばいかでこの世の樂しかるべき

位山神代なからの古道をたづねむ人のあれよとぞおもふ

開けゆく道やすらかに位山のぼる心のはづかしきかな

以上二首は飛驒旅行の時の作にて、後に樺にて製したる笏を佐々木侯爵に贈られしにこの「開けゆく」の歌を添へられたりといふ。

浪遖の海も靜けき春の風ゆきかふ舟の眞帆片帆白し

右は鹿島詣の時の詠なりと。猪谷氏曰く、此の歌は院長鹿島詣の後、予が友石崎彦邦氏(歩兵大尉號木刀)が院長を詠ぜし俳句

銀屏や白馬ゆたかに春の風

といふを載せたる雜誌「文武」を呈せしに、微笑せられて、我も途中歌ありとて、有合せたる紙に書きて示されしものなり。その歌稿は今石崎氏の藏となれりと。

筑波山峰はさやかに見ゆれども霞なりけり

これも前と同じ折の作なりと。

そのかみの血汐の色のしのばれて心おかるゝ撫子の花

右は出雲乃木村善光寺住職藏、佐々木高綱墓所設計圖に附記せられ、又原源藏氏へ贈

られしものにて、題詞に「古戰場をよぎりて」とあり。

矢さけびのたえしゆふべにたゆみなき弓張月の影ぞうれしき
さきだちてなれも心や殘すらむぬしのかばねをつゝみ果ては
花をいけ茶をのむ道をならふとも腹切るすべをわするなよ君

右は某氏と物語の時、談偶〻茶事に移りしかば、筆を執りて書き示されたるものなりと。

ひろくともふみなまよひそすぐならぬいふせかりけるみちならぬ道
なれぬれば夜毎にひゞく筒音もかりねの夢にさはらざりけり

神あがりあがりましぬる大君のみあとはるかにをろかみまつる
うつし世を神さりましゝ大君のみあとしたひてわれはゆくなり

此の辭世につき、井上通泰氏の記されし文あり。左に錄す。

大將の詠まれた二首の辭世を、自分に見せられたのは、自殺の一ケ月前卽ち八月十三日であつたが、その歌は二首共に結句は「をろかみまつる」となつてゐた。後辭世が發表になつてから見たれば、この第二の歌の結句は「我はゆくなり」となつてゐる。其れは恐く初めから「我はゆくなり」であつたらうが「我はゆくなり」のまゝで人に見せては殉死の決心が自然現はれるので「をろかみまつる」として自分の添削を受けられたものと思ふ。大將は其の後八日の朝に自分を訪はれた時にも亦この事を話されて「二首共末が同じでなかしいが」と云はれたから、自分は「上の句が違つてゐますから、それで宜しいでせう」と答へた。然るに八日の朝、自分を訪はれた後、其の足で目白の山縣公を訪はれたさうであるが、其の時山縣公の處に、半切れに書かれたのにも、やはり二首共に結句は「をろかみまつる」となつてゐるさうであります。

○

いてましてかへりますひのなしときくけふのみゆきにあふそかなしき

右夫人の歌。この歌につき猪谷氏曰く、院長御最後前九月八日、井上通泰氏を訪はれし時、これは妻の歌にて、自分が少しく意見を加へしものなるが、歌となるべきかとのことに、井上氏は至極よろしかるべき旨答へしに、院長大に滿足の體なりきと同氏の直話なり云々。

五　詩

凡例

一此の編は脫稿と否とを問はず、悉く之を收錄し、妄に取捨を加へず。一時の戲作と雖

も亦之を錄存す。

一編次は略〻年代に從ふ。年代の未だ詳ならざるものは後に彙錄す。

一詩中に題あるものは書す。無きものは闕く。

一平仄韻礎に關〻格を失ふものあり。然れども敢て改竄せず。

一文字の異同及び作詩の年月原委を考ふべきものは之を註す。（岡田正之識）

○

指揮刀閃破二曉雲一　競進兵如二狂浪翻一。
立二馬判功山上一見。　先鋒已入李花村。

將軍錄二此詩一、自題云、明治十年之舊作。○破二曉雲一一作二曉雲破一、立馬一作二馬立一。

次二摺澤氏韻一答レ之

我爲二輕傷一無二酒禁一。　唯恐塵垢滿二衣衾一。
梅花黃鳥感多處。　何耐先生有二此吟一。

明治十年三月七日、在二久留米陸軍假病院一、贈二福原大佐一書翰中所レ錄、併見レ記二摺澤氏擧中原作一。其詩如レ左。

身傷二炮煙一憾難レ禁。　擧裡句餘擁二枕衾一。
黃鳥獨恣風日好。　梅花枝上轉高吟。

○

對レ敵三旬戰百回。　肝膽飢大生レ毛來。
彈丸雨注菜花畝。　醉臥枕レ刀鼾似レ雷。

明治四十四年籠城會席上所レ書。係二十年戰役中作一。

○

豐歲眞豐歲。　村々社鼓譁。
田禾收未レ盡。　早已醉二人多一。

西南役後過二田原一

田原一望秋將レ老。　新戰場荒草木摧。
忽見村童三兩四。　砂中拾二得彈丸一來。

○

行軍十里人相連。　盡日高山又大川。
尙未二前衞占一陣地一　建槍將卒共吹レ煙。

渡二鶴河一

跋渉清流又峻岑。　新霜猶未染楓林。
溪簗偶見留紅葉。　知是水源秋已深。

甲州道中

風雨凄然山岳鳴。　神兵向處何妨行。
勿瞋諏訪水底鬼。　明日我軍踏汝城。

笹子峠

谷勢犬牙如嚙馬。　峯容人立欲呑人。
千軍一呼驀然上。　却使山靈疑鬼神。

豐歳農夫言見路傍曝粟

富强亦是本農事。　風雨有時天恩深。
玉食金衣非我願。　路傍到處曝黃金。

初入甲州

睥睨四隣壓敵情。　金湯百里自然城。
如斯山岳如斯水。　附與英雄成美名。

過駒飼驛

宛然思起紅楓色。　天正十年三月花。
今日懶言成敗跡。　古來驕傲誤邦多。

途上與諸氏同次杜牧之韻

柴門不鎖斷橋斜。　不問知之處士家。
荒砌無人掃落葉。　多情黃菊一籬花。

同

落葉秋風細雨斜。　黃雲漠々沒人家。
山村誰謂無佳趣。　蕎麥開遍一畝花。

御阪峠

錦雲埋路幾千重。　半日攀登十二峯。
初到山頂拜前岳。　一聲同賞玉芙蓉。

御阪峠

逢君戀々暫留行。　輕雪淡粧情更清。

何恨峯頭雲一抹。　不レ看二全面一却多情。

御厨峠

身負二雪山一背レ欲レ寒。　留レ行幾度又回看。
不レ如前日甲州道。　十二峯頭仗レ劍觀。

同

前日何期御厨嶮。　今朝轉レ道入二相州一。
卒然策似二跛翁跡一。　無レ約來登神代樓。

相州道中

初覺旅情酒渴催。　出レ家句日不レ銜レ杯。
滿顏留得紅楓色。　妻孥應レ疑帶醉來。

氷川村

欲レ說多摩川上景。　壯觀遍在水源秋。
猛風時拂二霜林一去。　掣二錦繡一來擲亂流。

登二雲峯寺一

馬踏二秋霜曉氣寒一。　野僧休レ怪立二危欄一。
機山死後無二男子一。　誰識吾儂得意看。

發二小田原一

枕上夜來點滴聲。　困眠斷續到二天明一。
凄風冷雨蕭々景。　前隊促レ程喇叭鳴。

登二身延山一

孤劍欲レ窮兵要地。　凄風帶レ雨入レ山深。
忽見巨刹聳倚レ嶮。　佛意天然是我心。

發二原村一到二柳澤峠一途上

長蛇陳勢似レ凌レ空。　棧道秋高氣自雄。
壯士忽看霜葉色。　笑言身着二錦衣紅一。

○

細雨橫斜雲捲レ巒。　山容水色自奇觀。
中流咿軋櫓聲響。　知汝輕舟下二奔湍一。

十一月十一日南部村

山脫錦衣着素衣。　容姿一夜忽相違。
秋風夢冷前宵雨。　天上已爲白雪飛。

渡釣橋

斷岸引繩渡旅人。　欲行鷺步幾勞神。
村童踏習咲余怯。　爲說穎才須重身。

過裙野

紅楓野菊弄秋晴。　特見芙蓉顏色清。
不厭曠原千里遠。　鞍頭盡日伴君行。

○

誰謂東洋第一山。　歐米何有若斯山。
多言豈誇高兼大。　正氣粹鍾爲此山。

○

紛々勿汚天然美。　白扇芙蓉亦等閑。

所似無情有情極。　一言々盡是名山。

印野原之露營

雪影月光映夜天。　芙蓉顏色特清明。
山靈若有留余意。　欲解戰袍腰下眠。

觀駿州深澤之古城

欲問英雄爭戰跡。　荒殘不似舊時看。
土人說盡當年事。　一道松風落日寒。

足柄山

從軍千里幾多情。　別意把笙吹月明。
一曲清音今孰處。　秋風立馬聽松聲。

登岩殿古墟

欲問當年遺恨長。　英雄前後幾興亡。
巉巖千尺荒墟上。　仗劍悵然見夕陽。

山中村演陣

旭暉映レ雪曉風寒。　雷銃轟レ天爭戰闌。
玉レ女山靈如レ有レ意。　屏顏半掩二白雲一看。

此日午前五時半發二須走一各中隊競進軍、十時十一時之間各隊進三三島驛一。

以レ寡勝レ衆良將事。　奉レ令能堪是勇兵。
富逸萬軍何足レ懼。　唯應二神速一作二威名一。

入二伊豆一訪二蛭子島一

聞レ說將軍賢與レ明。　源公覇業得レ人成。
請看沿道幾村落。　渾是當時英傑名。

伊豆道中

斜日秋風落葉多。　霜深野菊猶存レ花。
林端忽見短虹起。　知是前溪有二水車一。

○

厩裡抱來撫レ馬時。　呱々如レ笑見如レ知。
旅情偏耻是何意。　不レ夢二老親一夢二我兒一。

富士山

加白信淺素名岳。　高低何競尺尋間。
阪東十有三州地。　到處相看獨此山。

○

攀登斷岸立二天風一。　偉業百年跡已空。
縱令功名猶未レ及。　健強何讓古英雄。

○

回レ首望レ君天一方。　子易村外欲二斜陽一。
此行縱令無二風雨一。　追二懷往時一又斷腸。

玉木少佐云、行軍十里人相連絕句以下三十七首係二明治十二年第一聯隊長時之作一。

明治十三年再遊二熊本一與二舊友諸子一留別

故人留レ我盡二交歡一。　山水迎レ吾粧二舊觀一。
欲レ去遲々奈レ難レ忍。　他鄉何似古鄉看。

○

有レ朋多二酒肉一。　熱海不レ知レ寒。
醉來吹レ氣立。　喜見大波瀾。

明治十六年一月熱海客次和韻云。

○

肥馬大刀無二所酬一。　萬錢拋盡買二豪遊一。
乾坤漠々人將レ老。　醉夢空回大陸洲。

熱海游中作云。

○

翠微挾レ水江千曲。　多是戊辰古戰場。
直到二過妙見山下一。　舟人止レ棹說二戰情一。

明治十七年日記中所レ錄。○戰情左旁書二當年二字一。

○

磊落男兒揣二厨政一。　幾見二債鬼驚一夢魂一。
雖レ然別有二迎レ年策一。　貯得兵釀一大樽。

次二井上哲次郎韻一送二姉小路氏一歸難二世路豈無一レ危。　男子致レ身果何時。
縱令前途多二辛苦一。　須レ期唯在二護二皇基一。

明治二十一年一月四日日記所レ錄。時在二獨邊一。井上博士原作如レ左。

送二姉小路公義遜二日本一

東西小國恐二安危一。　獨露佛英伺レ隙時。
縱令與レ君遙隔レ海。　赤心同願固二邦基一。

偶成

村居何憂食無レ魚。　雉兎上レ厨醪熟初。
人亦不レ來門不レ鎖。　爐邊日々注二兵書一。

明治二十四年與二吉田梅城(庫三)書中所レ錄。

再次二瑤韻一報二村居元日實況一

起來溫レ酒炙二枯魚一。　遙望二皇京一祝二歲初一。
尤喜僻鄉無二俗事一。　爐邊盡日讀二兵書一。

明治二十五年一月、贈二吉田梅城一書東所レ錄。

○

寒厨寧欵食無レ魚。　手種二新蔬一味有レ餘。
一縷香烟凝不レ動。　疎簾隔レ雨讀二農書一。

吉田梅城云、此詩亦那須別墅閑居中次二前韻一所二寄示一。

寄二家弟集作在一松下村塾一

刻苦悲酸感二鬼神一。　履レ危寧復願二吾身一。
請看烈士功臣迹一　不レ出二尋常飽煖人一。

○

肥馬大刀尚未レ酬。　皇恩空浴幾春秋。
斗瓢傾盡醉餘夢。　蹈破支那四百州。

明治二十七年十月征清途次在二廣島一所レ作。供二　天覽一云、事詳二歌集註一、宜二參看一。

示二堀内參謀本部副官一

爲レ何武運禱二長久一。　短急本來適二武人一。
武運於レ吾宜二短急一。　奉レ禱二八百萬軍神一。

○

聞說滿洲山水奇。　鐵蹄欲レ蹈早春時。
征途若過二梅花地一。　折得贈レ君一兩枝。

滿洲一作二九州一早一作レ上。

○

稀有二柳楊一無二竹梅一。　滿洲春色又奇哉。
飛雲寨下尚氷雪。　何日東風渡レ海來。

此詩次二吉田梅城臥龍梅韻一。事見下將軍與二梅城一書中上。自註云、飛雲寨在二盛平北青石關外一。

○

青石關頭雪。　飛雲寨下風。
當年兵馬夢。　感慨有レ誰同。
蓋平城外偶成

干戈朔北事紛々。　滿目渾無レ不二斷魂一。
節近二清明一風物冷。　垂楊淺綠刼餘村。

此詩次「杜牧清明時節雨紛々詩韻」云。○滿目一作「一望」、近一作「及」、垂揚淺綠一作「枯楊纔絲」。

次「摺澤少佐韻」

夜色沈々杜宇啼。　浮雲弦月影高低。
不レ如「歸去」聲何處。　數萬征人夢裡聽。

明治二十八年六月十九日與「摺澤少佐」書中所レ錄。

○

高樓呼レ酒共豪吟。　罵倒英雄無「古今」。
興旺屋山初吐レ月。　烟波萬頃碎「黃金」。

此詩明治三十一年高松玉藻樓上作云。○碎一作レ攪。或云、非「將軍作」姑書存レ疑。

○

晚春時節宜「行旅」。　車上夢魂不到レ家。
麥畝藍田青一樣。　殊紅幾處老櫻花。

想「雨中進擊行軍演習病床戲墨」

滿天風雨漂「人馬」。　士氣猛然如「潮流」。

山川草木轉荒涼の詩

明治三十七年六月二十二日、第三軍司令部より吉田庫三氏に送られたるものなり。文中寧齋とあるは、詩人野口寧齋氏のことなり。

山川草木轉荒涼
十里風腥新戰場
征馬不前人不語
金州城外立斜陽

石秀子

戰友相看無一語。　那邊好敵幾殘留。

芹原中佐附記云、明治三十二年六月八日午前八時、乃木中將作二此詩一、此日衞生隊演習、降雨頗苦、時中將臥レ病、熱四十一度。

神州風景

晃山秋色今將レ好。　內外人稱是日光。

三十年前曾遊地。　紫黃紅白野花香。

明治三十五年八月十九日農事日記所レ錄。

○

精誠感二鬼神一。　意氣表二天眞一。

利名如二糞土一。　盡忠報國人。

此詩明治三十七年一月二十二日與二吉田梅城一書中所レ錄。

○

山川草木轉荒凉。　十里風腥新戰場。

征馬不レ前人不レ語。　金州城外立二斜陽一。

○

有レ死無レ生何是悲。　千軍不レ朽表忠碑。
皇軍十萬誰英傑。　驚レ世功名是此時。

此詩次二兒玉大將韻一、大將詩如レ左。

得利寺邊天籟悲。　歸鴉去後弔二新碑一。
十年恨事一朝露。　總在二雄心落々時一。

○

硝煙掩二宇宙一。　砲聲轟二天地一。
血河千里漲。　慘絕旅順口。

明治三十七年八月作。

○

訓育多年功不レ空。　三州子弟仰二高風一。（一戸中將）
白峰立嶺然雄大。　何及先生師德隆。（將軍）

此聯句旅順攻圍中贈二金澤山本竹扇者一云。

○

爾靈山險豈難レ攀。　男子功名期レ克レ艱。
鐵血覆レ山山形改。　萬人齊仰爾靈山。

明治三十七年十二月、一戸中將記二此詩來由一、以爲二識語一。其文如レ左。

十二月十四日朝、乃木大將來二于幕營一、入二余掩蓋一、急呼レ筆書二此詩一、以見レ似、時曉來雪霽、乾坤一白、心目極爽快。爾靈山者旅順之要害也、此爭奪戰喪二我兵一幾一萬、五敗六勝之後、歸二于我有一矣。山上觀測砲二擊旅順艦隊一殆全滅。卽時記以爲二他日之記念一。兵衞謹識。

○

曠野茫々天接レ雲。　馳驅曾拂虎狼軍。
屍堆二百三高地一。　長使二征人說一拔群一。

法庫門西山卽目

刼餘風物不レ堪レ酸。　處々炊烟暮色寒。
往事茫々皆似レ夢。　百年誰記招魂壇。

過二公主陵一

朱樓粉壁綠陰中。　公主陵前淸水通。

欲レ訪英雄功業跡。　秋風一路蓼花紅。

○

溪水潺々樹色萋。　夏山層翠白雲迷。
長征蹈破永陵路。　馬上把レ杯杜宇啼。

康平小塔子間途上偶感

滿洲山野正新綠。　雨後風光靜且淸。
柳絮紛々花滿レ地。　沙場百里馬蹄輕。

○

霜葉野花邊外秋。　騎行連日路悠々。
腥風蕭條戰袍冷。　獅子峪通蒙古州。

自註云、獅子峪地名、所レ接沙漠之新戰場也。○轉句一作二金風一陣征袍吹一又一作二金風忽覺戰袍冷一。

○

東西南北幾山河。　春夏秋冬月又花。
征戰歲餘人馬老。　壯心猶是不レ思レ家。

將軍錄二此詩一後署二乙巳冬日石樵一乙巳三十八年也

○

皇師百萬征二强虜一。　野戰攻城屍作レ山。
愧我何顏看二父老一　凱歌今日幾人還。

將軍錄二此詩一有二數種一一署云乙巳冬日於二滿洲法庫門一希典。一署云、乙巳冬日於二滿洲一陣中一石樵典。皇師一作二王師一强虜一作二驕虜一愧我何顏一作二我將何顏看一父老一作二父老見一

題二日露戰史一

開レ圖圖上幾多山川舊相識。　拔レ劍斫レ空無數惑星向レ北流。
斗酒傾來遣レ悶結成殘夜夢。　馬蹄蹂躙雪城氷砦黑龍州。

○

椽側白兮蒲團紅。　金屏上壇御殿同。
本願寺流多二俗物一。　坊主腦中一切空。

植村大佐附記云、明治三十九年九月十二日、予陪二大將一發二廣島一向二大朝一途上、獲二一律一呈二大將一。翌日、發二大朝一向二濱田一途上、大將和二予昨日韻一作二前四句一見レ示。昨夜大將宿二於大朝寺院一。故有二此狂詩一。大將笑曰、後四句不レ能二予韻一因以二絕二代レ之。其詩如レ左。

野翁常愛天然美。　不レ似二都人追二繁華一。
厨有二芋瓜新一穀熟。　一年樂事在レ秋多。

○

雲山碧水似二仙鄉一。　霜葉野花一路長。
秋雨蕭々冷氣足。　輕車載レ夢入二山陽一。

植村大佐云、大將發二津和野一向二山口一途上作。

○

麥圃梅園松樹林。　溪流帶レ雨有二餘音一。
車中看盡湘南景。　更覺新春興味深。

明治四十一年三月一日相州途上作。

春日沼津

菜花麥浪輕風暖。　春色正闌富岳陽。

静浦波穩罩二瑞氣一。　紅雲深處是桃鄉。

芳山懷古　戊申晩秋日

滿山紅葉錦旗色。　秋氣凜然侵二戰袍一。
不レ忍二陵前談一往事一。　勤王將士一時豪。

轉句本作二豈忍說延元往事一。又延元一作二南朝一。將士一時本作二皆是當年一。

○

雲霽海天風浪閑。　昭忠碑上奠二花環一。
英魂千歲夢應穩。　旅順灣頭新綠山。

○

臥病安閑三閱月。　不レ關二人世幾波瀾一。
玻璃窓外風多少。　落葉無レ聲秋雨寒。

明治四十三年九月、在二赤十字病院一所レ作。○臥病之病一作レ嘆、又作レ床。三閱月一作二五十日一。

○

枕上刀三尺。　壯心今尚存。

病餘衰弱甚。　何以報二天恩一。

在二赤十字病院一所レ作。

○

盛名功業世皆欽。　千古誰全道義心。
榮辱死生機一髮。　可レ憐勇士就二生擒一。

在二赤十字病院一時、次二鹽谷青山（時敍）所レ贈之詩一。

○

峻嶺富岳聳千秋。　赫灼朝暉照二八洲一。
休レ說區々風物美。　地靈人傑是神州。

起承原作下中天富嶽秀二千秋一、東海金波旭影浮上。是一作レ古。

○

秋冬春夏揮三尺。　紅碧紫黃花四時。
無二地獄一分無二極樂一。　佛書萬卷又何痴。

明治四十四年、渡二英途次一、自二新嘉坡一見レ贈。學習院寄宿舍第六寮。起承五月三日、郵信所レ錄、五月十一日到。轉結五月十一日郵信所レ錄、六月一日到。○據二吉田中佐所一レ譚、轉結作二黑人回教白人耶、地獄天堂不可知一。

西伯利亞雜咏之一

千里平原草接レ雲。　大兵可レ用可レ行レ軍。
英雄曾是功名地。　唯見綿羊野馬群。

猪谷少佐云、將軍書二此詩一（笑曰、綿羊比二支那人一、野馬比二露人一。○草接雲一作二無障碍一。）

○

恰是清明節。　滿城無レ不レ花。
皆言米價貴。　到處醉人多。

明治四十五年四月所レ作　○恰一作レ正、皆一作レ誰。

○

馬蹄車轍草芽摧。　演武場中春不レ來。
何料路傍花幾樹。　戰袍日暮帶レ芳回。

習志野演習中作。

偶感

逢桑男子志。　離合是平生。
一別三朝後。　相逢刮目情。

○

霜氣劍光冷。　秋風我馬肥。
憮然推レ案立。　雁陣散空飛。

昨夜之夢　夢中之作　不レ拘二格法一

飛雲侵レ鬢馬欲レ逸。　斷レ鐵佩刀鳴有レ聲。
留做二俗務一君勿レ謗。　百萬青眼手中物。

弔二白骨一

義勇誠忠表二國光一。　千年白骨有二餘香一。
功名富貴爲二何物一。　渾是人間夢一場。

觀レ碁

有レ客對レ碁轉相忘。　香烟不レ散一條長。
丁東叩盡話二何事一。　知是武人說二戰場一。

○

莫レ折二一枝一簪二白頭一。　渠縱不レ愧我應レ羞。
近來自覺情懷淡。　老與二名花一風馬牛。

示二伊豆少將一

義人何說レ利。　鳥倦自知レ還。
誰愛苦中樂。　我偸忙裏閑。

詠レ梅次二氏家兄之韻一

峻節清香自絕倫。　男兒宜レ學此精神。
世間碌々風流士。　不レ比二英雄一比二美人一。

○

雄心馬上奉二公身一。　笑殺世間爭レ利人。
風雪敲レ窓寒似レ鐵。　評楠論レ葛至二雞晨一。

六　文

凡例

一文は自作と代作とを問はず、假名文と漢文とを論ぜず、院長の名を署するものは悉く之を收む。

一末尾に年月日官位氏名を書するものも之を錄存す。

一原文木と文題なし、今特に之を書し以て閱覽に便にす。

一編次の體は詩に同じく年代を逐ひて排纂す。（岡田正之識）

徵兵責任ノ重キヲ論シテ下士以下ニ訓示ス

歩兵第十四聯隊長心得陸軍少佐乃木希典、部下三大隊一般ノ下士兵卒ニ示諭ス。

能ク此意ヲ體知シ、常備軍隊護國ノ大任ヲ盡シ、國民數千萬人ノ望ニ背クコト無ク、各自一生ノ名譽ヲ發揮センコヲ勉ムベシ。

實ニ明治六年徵兵令ノ頒布セラルヽヤ、我ガ古昔ノ兵制ヲ改革シ、武門武士ノ舊習ヲ廢シ、全國ノ人民ヲ採テ、以テ護國ノ軍隊ヲ編制セラル。卽チ近衞六鎭臺ノ兵是ナリ。此ノ賦兵ノ事タルヤ、上古已ニ本國ニ行ハルヽ處ニシテ、歐洲各國ニ於ケルモ、彼ノ一千七百年代ノ末ヨリ苟モ一時ニ強雄旺盛ノ名アルモノハ此ノ法ヲ用ユル同ジク皆然リ。其要旨タルヤ、他ナシ。無事ノ日ニ在テハ兵員ヲ減ジテ太平ヲ護リ、一旦事アルニ當テハ順次滿役鄕里ニ歸ル者國ヲ擧テ皆兵タラシムベケレバナリ。其毎年徵ニ應ズル者ノ如キハ必ズ身體强健ニシテ能ク人事ヲ識別スル者以上ニ採リ、虛弱白痴ノ者ノ如キハ捨テヽ採ルコトナシ。之ヲ下等不具ノ人ト云フベキナリ。其全國中等以上ノ人ニシテ初メ國ノ常備軍トナリ、外ハ敵國ノ侮リヲ禦グベク、內ハ草賊ヲ鎭壓スベク、全國三千餘萬ノ人民一夫一婦モ是ガ保護ニ依ラザルナキ、其任豈ニ長大（重）ト云ハザルベケンヤ。假ニ之ヲ小事ニ譬ヘテ云ハン。茲ニ一村落アリ。村ハ官道ノ上ニ位ス。常ニ盜賊放火ノ患害多シ。旅人ノ通行ヲ禁ゼンカ。天下ノ官道ナリ。爲スベキニ非ザルナリ。家々人々安居睡眠スルヲ得ズ。各人刀槍ヲ執テ警戒ス。然ルモ尙老幼婦女ノ如キハ害ヲ賊ニ受ル却テ多カラン。此ニ於テカ心身共ニ疲レ、且ツ家業モ生計モ之ヲ營ムヲ得ベカラズ。是ガ防備ハ又暫クモ廢止スベカラズ。乃チ他策ナシ。其各戶ニ選ミ勇健ノ子弟ヲ募リ以テ警備ニ充ツ。此子弟等勉勵克ク賊ニ勝ツヲ得バ、老幼モ婦女モ專ラ耕織ニ從事シ、實ニ之ニ依賴シテ其生ヲ安ンズルヲ以テ是ニ衣食ヲ供給シ、是ヲ愛敬シテ已マザラン。又此ノ勇健勉勵ノ子弟ハ必ズ皆忠孝ノ人ナル可シ。而ルニ頑愚ノ父母アリ。一度其子ノ我ガ傍ヲ去ルヲ欲セズ、一村ノ大災害ヲ省セズ、强テ其子ヲ留ムルヤ

ハ他人果シテ其ノ父母ヲ惡マザランヤ。又孝子ニシテ義勇ノ心ナキ者ハ唯ニ父母ノ命ニ從ヒ、父母ノ一鄉ノ人ニ惡視セラルヽヲ意トシ憂ヘズ、自ラ託シテ幸トスル如キ、其朋友タル者誰カ之ガ怯懦ヲ壓(厭ヒテカ)シテ其面ニ唾セザランヤ。又或ハ其勇威ニ依リ淫蕩懶惰ニシテ時ニ賤人ニ蹴擲セラレ、一モ其ノ任ヲ盡スナキ時ハ、父老ノ怒リ幼弱ノ恨ミ定メテ如何ゾヤ。賊ヲ養フテ之ニ衣食ヲ供スルト一理ノミ。是ガ首ニ鋸シ是ガ肉ヲ食スルモ以テ其憤悲ヲ慰スルニ足ランヤ。其一鄉ノ人終身此輩ト齒スルヲ恥デン。偶此ノ怯懦ノ人ノ名譽德望ヲ得ル者ヲ羨慕シ、俄ニ其行事ヲ改正シ勤學ニ農業ニ工作ニ力ヲ盡シテ爲ス所アラント欲スルモ、放逸四肢怠タリ、且ツ產破シテ之ニ充ツベキノ財ナク、他人ニ依賴セント欲スルモ、人ノ絕テ信用スルナク、高尙富豪ノ家ハ之ヲ傭役スルダモ厭フニ至ルベシ。豈哀シカラザランヤ。今ヤ此ノ常備軍隊ニ在テ、護國ノ重任ニ當ル者ハ實ニ自營ニ顧慮ナク、我ガ一生ノ間ニ於テ專ラ國恩ニ報イ、己レガ一生ノ德望名譽ヲ發揮シ、不具下等ノ人類ト其品位ヲ別立スベキノ處ニシテ他日鄉里ニ歸老スルモ一鄉ノ子弟等同ク其潔白實直ノ行ヒヲ忠信義ノ心ヲ愛敬シ、終身ノ後ニモ已マザル如キハ誰カ男兒ノ神心ヲ具スル者ニシテ愉快ノ極ニ非ザランヤ。然ルニ或ハ一時怯懦ノ心ヲ發作シ、或ハ逃亡或ハ醉酗ノ如キ醜惡ノ行事ヨリ、遂ニ警察吏人手ニ捕拿セラレ、罰科ヲ蒙リ、恥辱ヲ衆人ニ得ルアリ。是則チ己レガ一生ノ瑕瑾ニシテ、終ニ消磨シ得ベキモノニ非ズ。若シ或ハ奇功偉勳ノ之ヲ償アルモ、絕テ一小過罪ノアルナクシテ同等ノ功勳ヲナシ得ル者ト比較スル時ハ、果シテ其得失如何ゾヤ。一時ニ怯懦ノ心ヲ發作シテ終身ノ恥辱ヲ帶ブル勿レ。此ノ常備軍ニ在ル者其責任ヤ實ニ重シ。其名譽ヤ忽ニスベカラズ。大ニ報國ノ義勇ニ勉勵シテ怠ルナキヲ望ム。

明治九年四月

加藤肥州ヲ祭ル文

客歲ノ役兇賊大擧來リ、此城ヲ攻擊スルコト五十餘日、終ニ克能ハス。初メ司令長官谷少將此ニ見アリ。敢テ出テ戰ハス。城ニ婁(嬰カ)テ來ル者ヲ懲ス。賊屍爲メニ堆ヲ爲。亦愉快ナラスヤ。然ルニ此城ヲ築ク者ハ誰ソ。則チ故從四位加藤肥州公ニ非スヤ。嗚呼公ノ偉業雄略人誰カ欽慕セサラン。今ヤ本鎭ノ將校此ニ相會シ、淸酒ト山海ノ肴菓ト聊以テ公ノ神靈ヲ祭ル。抑公ハ本朝有功武將、卽チ余等ノ武神ト爲シテ

敬事シ、永ク師表ト爲ス可キ所ノ人ナリ。慶長征韓ノ役、其威名大ニ海外ヲ震動シ、愚夫愚婦ト雖モ、今尚其名ヲ聞テ其德ヲ敬セサルハナシ。然リ而シテ公ノ德豈唯勇武ニシテ已ンヤ。治民ノ策經濟ノ方永理ノ事一モ遺ス處ナシ。公ノ初メ此國ヲ治メテ民ニ益シ地ニ利スル者、歷々今ニ至ル迄其跡多シ矣。就中此城ノ堅固地理水便皆其宜ヲ得ル者、後又千百世ト雖モ、兵家ノ法果シテ間然スル所無ケン。古來籠城多クハ水利ニ苦ミ、或ハ尿ヲ啜リ血ヲ飲ミ、又或ハ釜ヲ懸ケ竈ヲ浸ス。然ルニ此役ノ守城曾テ此患ナシ。唯ニ此患無ノミナラス、激戰數回ノ餘、士卒死傷其員大ニ減少シ、防禦ノ事缺無キ能ハサルノ時ニ當リ、賊軍石塘ヲ塞イテ井芹坪井ノ水ヲ湛ヘ、之ヲ城外ニ注ク、彼ノ籌略何ク有ルヲ知ラスト雖モ、余曾テ聞處ニ依レハ、公ノ此城ヲ築クヤ、守城ノ策豫メ此ニ見アリト。今日却テ之ヲ其敵ノ手ニ爲サシメテ大イニ我ニ益スルアリ。亦甚奇ナラスヤ。蓋公在天ノ忠魂瞑々ノ中ニ助成スル者ニ非ン邪。此ニ於テ南北官軍モ亦大ニ來リ援ケ、遂ニ賊軍ヲ掃攘シテ之ヲ麑城ニ蹙メ、其魁ヲ斃シ、其醜類ヲ鋤キ、以テ　皇極ヲ堅クス。公ノ遺業三百餘年ノ後ニ在テ大ニ　皇家ニ功アル者、人誰カ之ヲ知ラサランヤ。嗚呼公ノ在天ノ靈其亦遺憾無ル可シ。公ノ神武雄略遠大無限如此。則チ余等ノ欽慕亦豈已ヲ得ンヤ。尙クハ饗ヨ。

維明治十一年一月二十四日　　祭主　從六位陸軍中佐乃木希典　謹具

軍紀及ビ統御ニ就キテ

抑軍隊ヲ統御スルニ其最大緊要ナル者ヲ何トカ爲ス。一言以テ之ヲ覆(蔽)フ。只軍紀アルノミト。言ヤ甚易シ矣。軍紀ノ張弛ハ誰カ其責ニ任スル者ソ。則チ賞罰ノ權ヲ有スル者其人ナリ。其責ニ任スヘキナリト。素ヨリ然ルナリ。然ラハ賞罰ノ兩權ヲ有セサレハ其責任ナシトセンカ。果シテ然ラハ半小隊長分隊長ハ命令ヲ行フ能ハサル者ノ如シ。否決シテ然ルニ非ルナリ。然ル所以ノ者ハ何ソヤ。服從ノ定則アリ。上ニ賞罰ノアルアリ。命令ノ行ハルヽ所ナリト。服從ノ定則アッテ能ク命令ノ行ハルベキ者ト爲サハ、何ソ其人ヲ撰(選)フニ苦マン。其學識ノ彼レニ優ルヲ要セン。制服ノ徽章ニ區分アルヲ以テ足ランノミ。否然ラス。練兵場ノ運動ニ嚮導トナリ、半小隊ノ縱隊ニ號令ヲ司リ、散兵ノ演習ニ距離間隔ヲ示シ、地物ヲ撰定シ、前哨勤務ノ交代法ヲ知ル等則チ學識ノ要之レ等ノ勤務ニ堪ユルトセ

ハ足ルトナスカ。何ソ人ヲ撰フノ易キヤ。如此ノ僻見ハ誤謬頑愚モ亦甚タシト云フヘシ。軍隊ノ統御ハ獨リ軍紀ノ有ルアリト云フノ前言ヲ宜シク反省スヘシ。反省セサル可ラサルナリ。

軍紀ヲ維持スルノ要ハ決シテ學術ニ止ラサルナリ。軍紀ハ人身ニ於ルノ脳髄ナリ。生命ナリ。軍紀ナキノ軍隊ハ死躰ノ如キノミ。土偶ノ如キノミ。學術ハ之レカ衣食ノ如キナリ。死屍ト土偶ト何ソ能ク衣食スルヲ得ン。肉ナリ、穀ナリ、生ヲ衛リ躰ヲ養フヘシト雖モ、死ニ瀕スルノ人トナリ、軍紀衰頽スルノ軍隊ニ於ルヤ、己ニ美食ヲ喰フ可ラス。良學術モ亦何カ益セン。軍紀ノ張弛ハ實ニ其人ヲ得ルト得サルニ因スルノミ。又決シテ他ニ非ルナリ。其人タル如何シテ可ナリトス。能ク賞罰ノ權ト法制規律ヲ活用シ能フノ才力智德無ル可ラス。其權限責任益重ケレハ其才力智德益大且多ヲ要ス。大且多ナラサレハ何ソ其重キヲ能ク運轉活用スルヲ得ンヤ。其細微ヲ解說セント欲セバ頗ル多言長談ニ渉ルヲ厭フ。現今下士以上ノ軍人ハ身自ラ其情味ヲ嘗メ盡シタルコト決シテ疑ヒナシ。各其生徒タリシ時ヲ顧念セハ尤モ其捷路ヲ得ンノミ。我ヲ統御シ、我ヲ訓導シ、我ニ賞罰ヲ與ヘタル其人ハ如何ナル人々ニテアリシ。其人ニハ制服ノ徽章ノ差異アルノミニシテ、其他ハ學術ノ巧拙其階級ヲ區分セシト思考シ、他ニ才力智德ノ優劣高卑ハ我心ニ感セシコト無カリシヤ。果シテ無カリシトナラバ、汝チハ不靈ノ動物ノミ。人類ニ伍シ難シ。又何ヲカ云ハン。今現役ニ在ル兵卒ハ一人タモ人類普通ノ感覺ナキ者ハ在ラサルナリ。決シテ之レナキヲ保スルナリ。然シテ其心腹ヲ究察スルキハ下士以上ノ軍人ト差異ナキ能ハサルナリ。其忠君愛國ノ心ヲ存スルハ上下一ナリト雖モ、其差異アル所以ハ止ムヲ得サル者アリ。其責任ノ輕重自ラ異ナル所アリテ然ルナリ。其責任ノ重キ者ハ其勉强忍耐ノ心大ナラサレハ何ソ能ク其重責任ヲ負擔スヘケンヤ。今其勉强忍耐ノ尤モ軍人ニ必要ナル所以ヲ略說セン。勉强忍耐トハ卽チ怠慢放肆ノ反對ナリ。怠慢放肆ノ人ハ一日半時モ軍役ニ堪ユヘキ者ニ非ス。安樂自由ハ人生ノ欲スル處ニシテ人ノ常情ナリ。安樂自由ヲ節制スルニ義心ヲ以テセサレハ忽チ怠慢放肆ノ人ト爲ルヤ必セリ。安樂自由ヲ節制スルニ義心ヲ以テスルト云フハ軍人ニシテ未タ足レリトセサルナリ。勉强忍耐能ク安樂自由ノ心ヲ撲滅シテ後チ始メテ軍務ニ適スルノ人ト云ハ

ン。能ク然ルヲ得ルニ非ンハ何ソ軍紀ヲ維持スルヲ得ン。況ンヤ軍紀ヲ擴張振興スルヲ望ム可ンヤ。軍人ノ才力智徳トハ勉強忍耐ノ結果ナリ。勉強忍耐ハ才力智徳ノ種子ナリ。人ノ我ヲ尊信愛敬スルニ非ンハ、何ソ眞誠ノ服従ヲ望ムヘケン。縦令饒富ノ學術モ、上下ノ信任ヲ得ルニ非スンハ、之ヲ施スニ處ナシ。上之ニ任セス、下之ヲ信セサレハ、其學術又何ノ用ヲカ爲サン。玉ヲ抱テ泥海ニ沈ムニ何ソ異ランヤ。尊信愛敬ノ如何ヲ知ラント欲スルヲ(ハ)難キニ非サルナリ。人類普通ノ感覺アル者ナラバ、二人相交ハレバ必ス其間ニ於テ尊信愛敬ト或ハ之ニ反對スルノ感覺ハ無キ能ハサルノ理ハアラサルナリ。此ニ八名ノ兵卒アリ。之レカ分隊長タル上等兵ハ頗ル公平無私忠良ノ人ナリト雖モ、八名ノ兵卒盡ク同性質同智識ノ者ナリト爲スカ。必ス多少智愚善惡ノ差異ナキ能ハサルナリ。果シテ然ラハ、奸惡ノ者ハ之ヲ愛スルノ心他ニ比セハ淺カラン。痴愚ノ人ハ、之ヲ信スルノ心他ニ比セハ薄カラン。之ヨリ押シ及シテ分隊長タル我一身ヲ反省セヨ。我ハ怠慢放肆ニ非ルカ。勉強忍耐未タ到ラサルカ。我長上ハ我ヲ信愛スルヤ。我部下ハ我ヲ尊敬スルカ。他人ノ事ハ皆我爲メニ與ヘラレタル正明ナル一大鏡ナリト思念スヘキナリ。

然リト雖モ、阿諛(諛)ナル勤勉ハ賢明ナル上長能ク之ヲ看破シテ悦ハズ。姑息ナル私恩ハ知覺アル部下兵ハ唯ニ之ヲ悦バサルノミナラス、却テ我ヲ輕蔑スルノ基礎ヲナスノミ。

明治十七年日記に見ゆ。時に陸軍大佐を以て東京鎮臺參謀長たり。此の篇は訓辭の草案ならむ。

廣瀬中佐ヲ祭ル文

謹テ海軍中佐廣瀬君ノ靈ニ告ク。嗚呼君ノ功ヤ偉大、君ノ死ヤ壯烈、世ヲ擧リテ君ノ名ヲ嘖々シ君ノ精神ヲ欽慕スル、洵トニ宜ナル哉。而シテ吾人ノ特ニ君ニ感謝セサルヘカラサルハ、我國未曾有ノ大戰ノ(劈)臂頭ニ於テ、廣大無限ナル精神上ノ敎訓ヲ垂レラレタルコト是ナリ。君ノ德ニ感シ君ノ志ヲ繼ク者應サニ長ヘニ盡ルナケン。嗚呼君ハ萬古死セサルノ人ト謂フヘシ。今ヤ質素ニシテ盛大ナル君ノ葬儀ニ方リ、櫻花爛漫沿道ニ送迎シ、君ノ雄魂ヲ慰メントス。是レ亦天意ト人心トヲ表スルニ庶幾シ。謹ンテ弔ス。

星櫻會總代

（明治三十七年四月十三日）

戰友諸子ヲ祭ル文

乃木希典敬白

明治三十八年十月十日、清國盛京省法庫門外西山ノ頂ニ於テ、特ニ清淨ノ地ヲ撰（選）ヒ、神壇ヲ設ケ、薄奠ヲ供シ、恭ク我第三軍戰死病歿戰友諸子ノ英靈ヲ祭ル。去年勅ヲ奉シ共ニ海ヲ渡リシヨリ以來、酷暑ヲ冒シ、嚴寒ヲ凌キ、攻城ニ、野戰ニ、日夜一貫、心力ヲ盡瘁シテ、敢テ懈ラサルモノ、茲ニ一年有半。初念ノ豫期スル處未タ其半ニ至ラスシテ今ヤ休戰ノ命ニ接セリ。曩キニ堅城ヲ拔キ、勁敵ヲ破リ、皇軍ノ威烈ヲ發揚セルモノ、一ニ諸子ノ身命ヲ擲チ、卒先危ヲ踏ミ、堅忍艱ニ克タルノ大勇威力ニ依ラサルハナシ。諸子ノ功績ヤ大ナリ。名聲ハ廣ク天下ニ布キ、遺烈ハ永ク史籍ニ輝カン。當初ニ諸子ト心ニ相約スル處ノモノ、我身ヲ終フルモ誓テ遺ルナケン。在天ノ英靈長ヘニ國威ヲ守リ、皇基ヲ護セヨ。

第三軍司令官　乃木希典敬白

山鹿先生ヲ祭ル文

戰友諸子ヲ祭ル文　山鹿先生ヲ祭ル文

明治四十年十二月二十九日、陸軍大將乃木希典謹ミ誠ヲ致シテ贈正四位素行山鹿先生ノ靈ヲ祭ル。先生德一生ニ高ク、識古今ニ踰エ、學問該博、議論卓拔、夙ニ國體ノ精華ヲ發揮シ、中外ノ別ヲ明ニシ、名分ヲ正シ、士道ヲ說キ、志經綸ニ存シ、才文武ヲ兼ヌ。而シテ不幸世ニ遇ハズ、轗軻困頓、終ニ偉大ノ抱負ヲ實用ニ施ス能ハズシテ逝ケリ。惜ムヘキカナ。然レドモ先生ノ學德當世ヲ籠罩シ、業ヲ受ケ益ヲ請フ者前後數千人ノ多キニ上リ、且先生既ニ沒シテ、其兵學盛ニ行ハレ、遺著永ク存シ、風ヲ聞キテ興起スル者亦尠シトセス。曩キニ先生ノ遺著畏クモ　乙夜ノ覽ニ達シ、今又特ニ正四位ヲ贈ラセ給ヘリ。嗚呼

聖慮宏大、其學德ノ世道人心ニ裨益アルヲ

叡感アラセラレ、優恩先哲ニ及ブ。洵ニ高風ヲ欽シ、仰キ以テ武士ノ典型トナサンノ敎ヘニ從ヒ、先生ノ遺著ヲ讀ミ、窃ニ

コトヲ期セシニ、不肖殘軀　聖明ニ遭遇シ、涓埃ノ勞ナクシテ叨リニ寵眷ヲ荷フモノ、實ニ先生ノ遺訓ヲ服膺スルノ賜モノト謂ハザルヲ得ス。今昔ヲ俯仰シテ感

慨殊ニ切ナリ。茲ニ花一朶香一炷ヲ奠シ、先生ノ靈ヲ祭ル。尚クハ之ヲ饗ケヨ。

日露戰役死傷諸士碑

明治甲辰。我邦與露啓レ釁。連戰奏レ捷。是誠我　皇上威德之所レ致。抑亦擧國一心義勇奉レ公之力居レ多矣。此役自二山城相樂郡一出從軍者壹千六拾五人。而傷者十八人。殉レ命者五十三人。嗚呼可レ謂二義且烈一矣。郡人相謀建二碑表一之。俾二後之人有一レ所レ則。其志亦可レ稱也。

陸軍大將男爵乃木希典

日露戰役記念碑

日露ノ戰小縣郡ヨリ出テ軍ニ從フ者三千一百餘人。命ヲ殞ス者二百三十餘人。傷病者亦勘カラズ。郡ニ在ル者ハ宣戰ノ詔下ル日、義勇會ヲ創メ、內外相援ケテ報効ヲ圖ル。既ニシテ和成ル。郡人記念ノ碑ヲ建テントシ、文ヲ請フ。乃叙シテ之ヲ表ス。

源希典誌

磯城之探湯序

加藤肥州以二勇武之資一。際二豐公雄飛之時一。戰勝攻取。所レ向無レ前。鬼將軍之名。震二懾海外一。而議人簧舌。殆陷二奇禍一。自非レ有二豐公之明能悟一其冤一。其呑レ恨入レ地。亦未レ可レ知也。及二秀賴繼立一。德川氏威望既遍二天下一。獨肥州不レ忘二豐公舊誼一。終身輔二翼幼主一。以託二孤自任一。其忠義大節。雖レ與二日月一爭レ光可也。頃讀二矢野氏所一レ著磯城之探湯中肥州記レ事。論述頗精確。又多收二逸事遺聞一。仁慈之深。智謀之周。歷々於紙上一。少壯之士。能讀二此書一。以砥二礪志氣一。鞭二撻懦頑一。則於二我武士道一。其所レ裨補。豈曰二淺少一乎哉。

明治四十二年三月

源希典題

故侍從武官長陸軍大將岡澤君墓誌

君諱精。舊山口藩士岡澤甚內第二子。妣酒向氏。以弘化元年七月五日。生二子長州阿武郡萩松本村一。文久中。與二同藩士來島又兵衞一。盡二力于國事一。元治中。與二同志一創二立南園隊一。逐奸黨。慶應二年一。以二小隊長一擊二幕軍于石州一。明治元年。屬二官軍一。轉二戰北越及會津一。竝有レ功。三年。以二藩命一入二大阪教導隊一。翌年。自二第四等軍曹一進二陸軍少佐一。爾後歷任近衞大隊長士官學校生徒大隊司令官。東京鎭臺參謀長。同衞戍司令官近衞參謀長。步兵第八旅團長。陸軍次官。監軍部參謀長。將校學校監等。此間西南之役。以二中佐一爲二別働第一旅團參謀長一。轉戰肥薩日隅一。累進至二少將一。叙二正四位一。勳二等一。廿七八年之役。補二侍從武官一。陞二中將一。扈二大蹕于廣島及京都一。以レ功叙二男爵一。勳一等一。尋補二侍從武官長一。兼議定官一。任大將一。又以

三十七八年役之功。陞二子爵。叙従二位。功二級。四十一年十一月。罹疾。十二月十二日遂薨。享年六十有五。是日。特旨叙正二位。賜旭日桐花大綬章。越十六日。葬青山塋域。

陸軍大将伯爵　乃木希典撰

表忠塔竣功式ニ於ケル祭文

前第三軍司令官陸軍大将乃木希典謹ミテ我戰友二萬有餘人ノ靈ニ告ク。嗚呼諸士功ヲ立テ國ニ報ヒ生テハ軍人ノ本分ヲ全クシ、死シテハ朝廷ノ褒崇ヲ蒙ル。諸士其レ遺憾ナカルベシ。余當時ヲ追想スル毎ニ、諸士ノ奮闘壯烈ノ狀歴然トシテ目ニ在リ。而シテ幽明(冥)途ヲ異ニス。余輩餘生ヲ保ツモノ豈無量ノ感ナカランヤ。是ニ於テ同志相謀リ、一大塔ヲ築キ以テ諸士ノ忠烈ヲ表彰セントス。天下ノ人士相競テ賛助スルモノ數十萬人。遂ニ地ヲ白玉山ニ相シ、經營スルコト三歳。今ヤ其功既ニ竣ハレリ。事宸闈ニ達シ、特ニ金幣ヲ賜ハル。嗚呼聖恩鴻大限リナク、中外ノ欽仰愈深シ。諸士ノ精忠偉勲ハ千載ニ傳ハリテ朽チサラン。在天ノ英靈尚ハクハ其レ來リ格レ。

陸軍大将伯爵　乃木希典

七　消息

凡例

一消息の部は上篇下篇に分ち、上篇は編年文書、下篇は家わけ文書とす。

一編次は概ね年月順に従へり。年月の詳ならざるものは内容に據り、類似の事項の次に編入せり。

一家わけ文書は所藏者姓名の五十音順に據りて之を次第し、其の排列も亦年月順に従へり。

一芦原氏所藏の分は年月不明のもの多きにより、同氏編次の儘に従へり。

一夫人及び令息の消息なも併せ收めたり。

（大森金五郎識）

上篇

中島末光氏所藏文書（長野縣長野市）

○接待に預りしを謝する書簡

夜來ハ大不敬居多萬謝至極候謝罪得拝青度之處拂曉發途相期候得ハ不能其儀舌代